龍 ケ 崎 市 地 域 防 災 計 画
（一般災害等対策計画編）

令和８年３月

龍ケ崎市防災会議

目　　次

Ⅰ．総　　則 1

第１章　地域防災計画の概要 1

第１節　計画の目的、位置付け 1

第２節　計画の構成 2

第３節　基本方針 3

第２章　龍ケ崎市の自然条件等 4

第１節　地形・地質の状況 4

第２節　土地利用の変化にともなう防災上の問題点 5

第３節　災害誘因及び災害履歴 5

第４節　社会環境の特性 6

第３章　防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 8

第１節　市が処理する事務、業務 8

第２節　一部事務組合が処理する事務、業務 8

第３節　指定地方行政機関が処理する事務、業務 9

第４節　自衛隊が処理する事務、業務 11

第５節　県の機関が処理する事務、業務 11

第６節　指定公共機関が処理する事務、業務 12

第７節　指定地方公共機関が処理する事務、業務 13

第８節　公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務 14

Ⅱ．風水害等対策計画 17

第１章　災害予防 17

第１節　治水計画 17

第２節　土砂災害防止計画 19

第３節　竜巻災害防止計画 23

第４節　交通計画 25

第５節　都市計画 26

第６節　文教・保育計画 29

第７節　農地・農業の安全対策計画 30

第８節　商工計画 31

第９節　情報通信施設等の整備計画 32

第10節　災害用資機材等の点検整備計画 34

第11節　火災予防計画 37

第12節　防災知識の普及計画 39

第13節　防災訓練計画 41

第14節　自主防災組織の確立及び育成計画 43

第15節　避難行動要支援者支援計画 46

第２章　災害応急対策 52

第１節　組織計画……52
第２節　動員計画……55
第３節　気象情報等計画……60
第４節　災害情報の収集・伝達……66
第５節　通信計画……69
第６節　災害情報の広報……73
第７節　消防活動計画……75
第８節　水防計画……82
第９節　災害警備計画……85
第10節　交通計画……86
第11節　避難計画……89
第12節　食糧供給計画……104
第13節　衣料・生活必需品等供給計画……106
第14節　給水計画……108
第15節　避難行動要支援者安全確保対策計画……110
第16節　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画……115
第17節　医療（歯科医療を含む。）・助産計画……117
第18節　防疫計画……119
第19節　清掃計画……121
第20節　遺体の捜索及び処理埋葬計画……123
第21節　障害物の除去計画……125
第22節　輸送計画……127
第23節　労務供給計画……129
第24節　文教・保育対策計画……131
第25節　自衛隊の災害派遣要請計画……136
第26節　他の地方公共団体に対する応援要請並びに応援計画……141
第27節　他市町村被災時の応援……144
第28節　農地農業計画……146
第29節　ライフライン施設の復旧計画……147
第３章　災害復旧……153
第１節　り災証明書の発行……153
第２節　義援金の募集及び配布……154
第３節　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付……156
第４節　市税及び公共料金等の特例措置……161
第５節　雇用対策……163
第６節　住宅建設の促進……164
第７節　公共施設の災害復旧計画……165
第８節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画……166

Ⅲ．航空災害対策計画……171
第１章　災害予防……171
第１節　龍ケ崎市の航空状況……171

第２節　航空交通の安全のための情報の充実……171
第３節　航空機の安全な運航の確保……171
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え……171
第２章　災害応急対策……173
第１節　発災直後の情報の収集・連絡……173
第２節　活動体制の確立……174
第３節　捜索、救助・救急、医療及び消火活動……176
第４節　避難指示・誘導……177
第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動……177
第６節　関係者等への的確な情報伝達活動……177
第７節　遺族等事故災害関係者への対応……177
第８節　防疫及び遺体の処理……178

Ⅳ．鉄道災害対策計画……179
第１章　災害予防……179
第１節　龍ケ崎市の鉄道状況……179
第２節　鉄道交通の安全のための情報の充実……179
第３節　鉄道交通安全運行の確保……179
第４節　鉄道車両の安全性の確保……180
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え……180
第２章　災害応急対策……182
第１節　発災直後の情報の収集・連絡……182
第２節　活動体制の確立……182
第３節　救助・救急、医療及び消火活動……184
第４節　避難指示・誘導……185
第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動……185
第６節　関係者等への的確な情報伝達活動……185
第７節　防疫及び遺体の処理……186
第３章　災害復旧……187

Ⅴ．道路災害対策計画……188
第１章　災害予防……188
第１節　龍ケ崎市の道路状況……188
第２節　道路交通の安全のための情報の充実……188
第３節　道路施設等の管理と整備……189
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え……189
第５節　防災知識の普及……191
第６節　再発防止対策の実施……191
第２章　災害応急対策……192
第１節　発災直後の情報の収集・連絡……192
第２節　活動体制の確立……192
第３節　救助・救急、医療及び消火活動……194

第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動……195
第５節　道路施設・道路安全施設の応急復旧活動……195
第６節　関係者等への的確な情報伝達活動……195
第７節　防疫及び遺体の処理……195
第３章　災害復旧……196

Ⅵ. 危険物等災害対策計画……197
第１章　災害予防……197
第１節　危険物等災害の予防対策……197
第２節　石油類等危険物施設の予防対策……199
第３節　高圧ガス・火薬類の予防対策……201
第２章　災害応急対策……203
第１節　発災直後の情報の収集・連絡……203
第２節　活動体制の確立……204
第３節　石油類危険物施設の事故応急対策……206
第４節　高圧ガス・火薬類の事故応急対策……207
第５節　避難誘導対策……208
第６節　捜索・救出・救助対策……208
第７節　応援要請対策……208
第８節　医療救護対策……208
第９節　緊急輸送の確保……208

Ⅶ. 大規模な火事災害対策計画……211
第１章　災害予防……211
第１節　災害に強いまちづくり……211
第２節　大規模な火事災害防止のための情報の充実……211
第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え……212
第４節　防災知識の普及……213
第２章　災害応急対策……214
第１節　発災直後の情報の収集・連絡……214
第２節　活動体制の確立……215
第３節　救助・救急、医療及び消火活動……217
第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動……217
第５節　避難受入れ活動……217
第６節　施設及び設備の応急復旧活動……218
第７節　関係者等への的確な情報伝達活動……218
第８節　防疫及び遺体の処理……218
第３章　災害復旧……219

Ⅷ. 原子力災害対策計画……220
第１章　総　則……220
第１節　計画の目的……220

第２節　計画の性格 221
第３節　計画の周知徹底 221
第４節　計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針 221
第５節　計画の基礎とするべき災害の想定及びその地域の範囲 221
第６節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 224
第７節　防災関係機関の事務又は業務の大綱 224
第２章　原子力災害事前対策 225
第１節　基本方針 225
第２節　緊急時モニタリング実施体制 225
第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 225
第４節　情報の収集・連絡体制等の整備 225
第５節　緊急事態応急体制の整備 227
第６節　避難受入れ活動体制の整備 230
第７節　救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 233
第８節　住民等への的確な情報伝達体制の整備 233
第９節　原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 234
第10節　防災業務関係者の人材育成 234
第11節　防災訓練等の実施 235
第12節　災害復旧への備え 235
第３章　緊急事態応急対策 236
第１節　基本方針 236
第２節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 236
第３節　活動体制の確立 238
第４節　屋内退避、避難受入れ等の防護活動 239
第５節　飲食物の出荷制限、摂取制限等 243
第６節　医療活動 243
第７節　住民等への的確な情報伝達活動 243
第４章　原子力災害中長期対策 245
第１節　基本方針 245
第２節　放射性物質による環境汚染への対処 245
第３節　各種制限措置の解除 245
第４節　住民等の健康影響調査等の実施 245
第５節　放射性物質の除去等 245
第６節　風評被害等の影響の軽減 245
第７節　心身の健康相談体制の整備 246

Ⅰ．総　　則

第１章　地域防災計画の概要

本計画が災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づく地域防災計画の一部を構成するものであって、災害対策に係る総合的な防災計画であることを明らかにするとともに、地域住民の生命財産を災害から保護し、被害を軽減するためのものであることを規定する。

第１節　計画の目的、位置付け

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 233 号)第 42 条・龍ケ崎市防災会議条例(昭和 37 年条例第 17 号)第 2 条及び龍ケ崎市防災対策基本条例(平成 25 年条例第 1 号)の規定に基づき、防災基本計画及び茨城県地域防災計画を基準とし、これと統一・整合性を図りつつ、龍ケ崎市防災会議により作成される計画であり、

○　龍ケ崎市、防災関係機関、公共的団体及び市民が総力を結集し
○　平常時からの災害に対する備えと
○　災害発生時の適切な対応を図るための大綱を定めることにより
○　市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに
○　災害による被害を軽減することをもって
○　社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

また、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づき知事が実施する災害救助事務のうち、同法第 30 条に基づき市長に委任された場合の計画又は、知事が実施する救助事務を補助する場合の計画のうち、市に係る事務に関する計画を包括する総合計画である。

第２節　計画の構成

この計画は、次のような構成となっている。

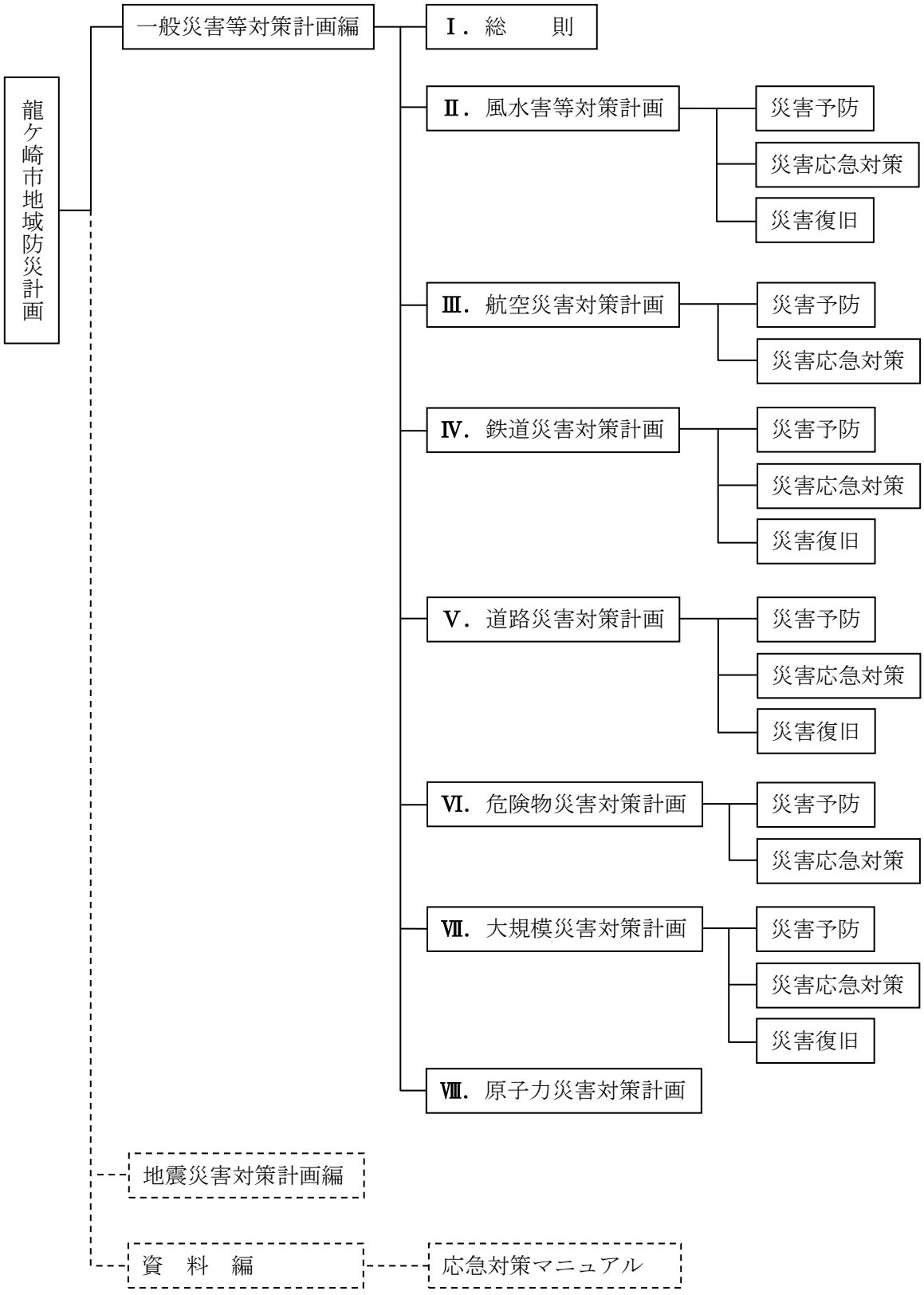

第３節　基本方針

この計画は、市域に係る災害のうち、地震災害を除く災害(自然災害・社会災害)により発生する事態に対処できることを基本方針とする。

自然災害：自然現象や自然環境的要因が原因により発生又は、発生が予想される災害を言う。
（例：台風、大雨、土砂崩れ、洪水、竜巻等）

社会災害:人が社会生活を行っていく上でそれが原因で発生又は、発生が予想される災害を言う。
（例：航空機災害、原子力災害等）

第２章　龍ケ崎市の自然条件等

市の防災対策の前提となる自然条件等についてまとめる。

第１節　地形・地質の状況

本市は茨城県の南部、東経 140° 11´、北緯 35° 54´、東西約 12km、南北約 9km、面積 78.59 ㎢で北東部は海抜 27.3m の稲敷台地が形成され、牛久市、稲敷市(旧江戸崎町、旧新利根町)と接する。

市の中心部を含めた平均標高 6m の低地部は水田地帯を形成し、東方に稲敷市(旧新利根町)・河内町、南方に利根町、西方には小貝川を隔てて取手市(旧藤代町)、牛久沼を隔ててつくば市(旧茎崎町)とそれぞれ接する。概ね菱形状を成し、都心から 50km 圏内に位置し首都圏近郊整備地帯に指定され、台地と平坦な水田地帯、湖沼から成っている。

第１　台地

台地は、市の北東部に広がる筑波稲敷台地と市南西部の北方町付近に一端が分布する猿島北相馬台地からなる。

台地の地形区分は、台地面(平坦面)と台地周辺部の斜面、台地面上の侵食凹地(浅い谷)に分けられる。台地面は、標高 20m～27.3m で、3～5m 程度の厚さの関東ローム層に覆われている。その下には灰色の火山灰質粘土層や火山灰質砂層、砂礫層が分布している。さらに、これよりも下には、浅い海で堆積した砂層や内湾性の貝化石を含む泥層が分布しており、この地層が台地の基礎となっている。

台地周辺部の斜面では、上で述べた関東ローム層、火山灰質粘土層、浅い海で堆積した砂層を見ることができる。

台地上の侵食凹部には関東ローム層が分布しており、周囲のローム層が水によって運ばれ、二次堆積物として凹部の底に堆積している。

また、台地では各所で大規模な造成がなされており、凹部が埋められ、台地面が切り取られて本来の地形とかなり異なった人工改変地となっている地区がある。

第２　低地

低地は、市の南半分に広がる氾濫平野と、台地を刻み込んだ小河川に沿って分布する谷底平野に分けられる。

この氾濫平地は、鬼怒川が現在の小貝川を流れていた時代に、上流から運んできた土砂が堆積してできたものであり、かつての乱流を物語るようにさまざまな微地形が形成されている。特に目立つものは、佐貫から市街地を経て宮渕へと続く自然堤防である。これは周囲の一般面(水田)よりも、0.5m～2m くらい高い部分で、河川の流路沿い、又はその周辺に洪水時の河川の作用によって砂やシルトが堆積して出来た地形である。

高須橋付近や江川沿いなどにある旧河道は、過去の河川流路の跡で、周囲の一般面(水田)よりも 0.5m～1m、自然堤防よりも 1m～2m くらい低い帯状の凹地である。高須橋の北から長沖新田の西を通って豊田町の北に至る弧状の旧河道は、1925 年まで小貝川の河道であったところであり、現在の流路はこの部分を人工的に短縮させたものである。

後背湿地は、洪水時にあふれた水が自然堤防や台地に妨げられ、地形的に低い場所に長い間たまって湿地状になった水はけの悪い土地である。ここには、特に軟弱な地層が厚く分布している。

これらの氾濫平野を構成する地盤は、30m～40m くらいの深さに砂や砂礫の層からなる埋没した谷底があり、これを砂や泥、貝殻まじりのシルトなどが埋められている。

市の東部では、ごく軟らかい泥やシルトが厚く、牛久沼、市街地から牛久沼にかけての台地に沿った部分、高須橋付近の旧河道から北河原にかけては、砂層が発達する。

第３　湖沼

中沼は、明治 43 年の小貝川洪水で生じたものである。このように、氾濫水により形成された湖沼は落掘とよばれ、昭和 56 年の洪水でも破堤部付近に 2 つ形成された。

市の北西部に位置している牛久沼は、今から 6000 年前に東谷田川や西谷田川の低地の一部まで広がっていたとされる古鬼怒湾と呼ばれる内湾が、その後の海面低下により縮小したことにともない、古鬼怒川の堆積物によって出口をふさがれて形成したとされている。

第２節　土地利用の変化にともなう防災上の問題点

都市的土地利用が増加している本市では、次のような防災上の問題点が現われている。

人工改変により生じた問題点	住宅地の進出に伴う問題点	市街地における問題点
1. 小貝川の短縮により浸水・破堤に弱い旧河道ができた 2. 水田になった落堀があり、さらに宅地化されれば、浸水・地震ともに危険である 3. 土手がほとんど消滅し、洪水に対し弱くなった 4. 湿地を埋め立てた竜ヶ崎飛行場は地震時に危険である 5. 大規模造成地は排水設備が十分でないと、内水災害が生じやすい	1. 氾濫平野へ拡大した住宅では、内水災害や地震災害を受けやすい 2. 急斜面の下に住宅が進出した 3. 急激に宅地化が進んだ佐貫周辺は、液状化・地盤震動共に危険である 4. 造成地の谷埋め部分は地震時に亀裂・液状化・揺れの増幅が発生しやすい	1. 市街地の拡大に伴い住宅が過密化している

第３節　災害誘因及び災害履歴

本市に大きな被害をもたらせた水害及び竜巻被害の状況は次のとおりである。

第１　水害

水害発生年	豪雨の中心	中心域の雨量	最大流量等 (利根川・布川) (利根川・取手)	利根川逆流	洪水規模等
昭和 10 年 9 月	利根川上流域	300～600mm	6，354t/s －	あり	高須から東町まで一万数千町歩（百数十平方 km）
昭和 13 年 6 月	関東の平野部	400～500mm	3，744t/s 3，689t/s	なし	馴柴村から 14,000 町歩（138.9 平方 km）
昭和 16 年 7 月	日光・足尾	200～350mm	6，051t/s 7，319t/s	あり	牛久沼から 10,000ha
昭和 56 年 8 月	利根川上流域	500mm 以上	6，108t/s 7，969t/s	あり	龍ケ崎市を中心に 29 平方 km
平成 3 年 9 月	東日本一帯	（龍ケ崎 224mm）	－	なし	床下浸水

			－		200 棟
平成 25 年 10 月	全国	(台風 26 号) (龍ケ崎) ・期間内の総降水量 244㎜ ・期間内の最大 1 時間降水量 47.5㎜	期間内の最大風速 18.5m/s 期間内の最大瞬間風速 27.8m/s	なし	・土砂災害警戒区域の崖くずれ 12 箇所 ・冠水による床下浸水 36 棟
令和 5 年 6 月	全国	(台風 2 号) ・つくば 286.5 ㎜ ・龍ケ崎 255.5 ㎜	－ －	なし	床上浸水　3 件 床下浸水 21 件

本市で水害が発生する豪雨時の気象現象の特性は次のようになっている。

1　大型で強い(台風の強さは４段階)台風が、関東地方を通過する。
2　台風の影響を受けて関東地方にかかる不連続線(大気中で、暖かい空気と冷たい空気など違った空気が接する境)が発達する。
3　東日本の太平洋側を通過する台風により、強い雨の区域が関東地方にかかる。

上記 1～3 の条件に加え、豪雨の中心が利根川上流域になると、布川(利根川、小貝川合流点)より下流の利根川では水位が高くなり小貝川はその影響を受け逆流し洪水をおこす。

第２　竜巻被害

発生年	平成 21 年 10 月 8 日
被害の状況	早朝より台風 18 号の影響を受け、特に午前 5 時頃発生した突風の影響により大徳町・佐沼町・野原町の被害は甚大
竜巻の規模	藤田スケールで F1 と推定。複数の住家の屋根瓦の飛散。風圧による窓ガラス割れ。直径 20～30cm 程度の樹木の幹折損。被害や痕跡は断続的であるが、長さ 6.0km、幅約 100～200m の帯状の分布
被害の規模	・人的被害　　負傷者 4 名 ・住家被害　　半壊 5 棟、一部損壊 109 棟 ・非住家等被害　全壊 13 棟、半壊 1 棟、一部損壊 26 棟 ・車両被害　　19 台

第４節　社会環境の特性

第１　概要

龍ケ崎市の社会環境は、昭和 29 年 3 月の市制施行以来、現在までの間に大きく変化を遂げている。

特に、昭和 44 年 5 月に竜ヶ崎･牛久都市計画区域として市域全域が都市計画区域に指定され、昭和 45 年 11 月に市街化区域及び市街化調整区域が決定されてからは、都市施設の整備や土地区画整理事業等の推進により、市民の居住環境が大きく変化している。また、つくばの里工業団地の操業にともなう地域経済の活性化や、首都圏中央連絡自動車道整備に伴う幹線道路ネットワークの形成など、首都 50km 圏内という立地条件を十分に生かして産業・経済構造にも変化が訪れている。

このような龍ケ崎市の社会環境の変化は、災害形態の多様化・複雑化に結びつき、単なる自然現象としてとらえられている災害が、次第に人為的・社会的要因をも含むものに変化しつつある。

第２　人口動態

龍ケ崎市の人口は、2010 年の 80,234 人をピークに減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所が 2023 年に発表した「日本の地域別将来推計人口」によると、本市の人口は、2030 年に 71,581 人、2050 年には 57,774 人になると推計されている。

第３　計画的土地利用の推進

豊かな自然環境と個性ある市街地が織りなす、本市独自のメリハリのある都市構造を活かし、各地域の特性に応じた質の高い空間を創造することにより、都市的快適性と自然環境が調和した土地利用を目指す。

また、今後の人口減少や高齢化の進行に的確に対応しながら、持続可能な都市づくりを進めていくため、各市街地に拠点地区の形成を進めるとともに、各市街地間のネットワーク性の向上を図ることにより必要な機能を補完し合う多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指す。

第３章　防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

市の処理すべき事務又は業務を中心として、市の区域内の指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者が処理する防災対策を定める。

第１節　市が処理する事務、業務

市は、次の事務を実施するとともに、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

第１　災害予防

1　防災に関する市民意識の高揚及び啓発に関すること。
2　防災に関する組織の整備に関すること。
3　防災に関する訓練の実施に関すること。
4　防災に関する物資や資材の備蓄・整備と点検に関すること。
5　防災に関する施設や設備の整備と点検に関すること。
6　前各号のほか、災害が発生した場合に、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること。

第２　災害応急対策

1　龍ケ崎市防災会議及び龍ケ崎市災害対策本部に関すること。
2　災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
3　警報の伝達並びに避難指示。
4　救助、防疫等、り災者の救助・保護に関すること。
5　災害時の医療及び助産施設。
6　被災市営施設の応急対策に関すること。
7　災害を受けた児童・生徒等の応急教育に関すること。
8　災害対策要員の動員・雇用に関すること。
9　被災者・被災産業に対する融資等の対策。
10　災害復旧の実施。
11　災害時における交通輸送の確保に関すること。
12　管内関係機関及び団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
13　前各号のほか、災害の防除や拡大防止のための措置に関すること。

第２節　一部事務組合が処理する事務、業務

第１　稲敷広域消防本部

1　消防計画の樹立に関すること。
2　消防施設の整備に関すること。（消防水利に関することを除く）
3　防災のための調査、災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること。
4　防災活動の指導及び訓練に関すること。
5　災害時における消防に関すること。
6　要救助者の救助・救急に関すること。
7　水防施設、資材の整備に関すること。
8　水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
9　水防活動に関すること。

第２　茨城県南水道企業団

1　水道施設の整備、保全に関すること。
2　災害時における飲料水の確保に関すること。
3　被災水道施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第３　龍ケ崎地方塵芥処理組合

1　ごみ処理施設の整備、保全に関すること。
2　災害時におけるごみ処理の確保に関すること。
3　被災ごみ処理施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第４　龍ケ崎地方衛生組合

1　し尿処理施設の整備、保全に関すること。
2　災害時におけるし尿処理の確保に関すること。
3　被災し尿処理施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第３節　指定地方行政機関が処理する事務、業務

第１　関東管区警察局

1　管区内各県警察の災害警備活動及び相互の指導・調整に関すること。
2　他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
3　管区内防災関係機関との連携に関すること。
4　管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
5　警察通信の確保及び統制に関すること。
6　津波、火山警報等の伝達に関すること。

第２　関東総合通信局

1　非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
2　災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。
3　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施(臨機の措置)に関すること。
4　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

第３　関東財務局

1　災害査定立合に関すること。
2　金融機関等に対する金融上の措置に関すること。
3　地方公共団体に対する融資に関すること。
4　国有財産の管理処分に関すること。

第４　関東信越厚生局

厚生労働省との連携に関すること。

第５　茨城労働局(1～4：龍ヶ崎労働基準監督署、5：龍ヶ崎公共職業安定所)

1　工場、事業場における労働災害防止に関すること。
2　災害時における賃金の支払いに関すること。
3　災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。
4　労災保険給付に関すること。
5　職業あっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

第６　関東農政局

1　ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。
2　防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。
3　災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
4　災害時における災害救助用米穀の需給調整に関すること。
5　災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
6　災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。

7　土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
8　災害による被害農林漁業者等に対する賃金の融資に関すること。

第７　関東森林管理局

1　国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること。
2　災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。

第８　関東経済産業局

1　生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
3　被災中小企業の振興に関すること。

第９　関東東北産業保安監督部

1　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること。
2　鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

第10　関東地方整備局

1　防災上必要な教育及び訓練に関すること。
2　公共施設等の整備に関すること。
3　災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
4　災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。
5　水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
6　災害時における復旧資材の確保に関すること。
7　災害時における応急工事等に関すること。
8　災害復旧工事の施工に関すること。
9　河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること。
10　大規模自然災害発生時の各種の技術的支援(「TEC-FORCE」)に関すること。
11　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。

第11　関東運輸局

1　災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
2　災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること。
3　災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。

第12　東京航空局(百里空港事務所)

1　災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。
2　遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
3　指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関すること。

第13　東京管区気象台(水戸地方気象台)

1　気象、地震、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
2　気象、地象(地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

第14　第三管区海上保安本部

1　情報の収集及び連絡に関すること。
2　活動体制の確立に関すること。
3　海難救助や緊急輸送時等に関すること。
4　流出油等の防除及び危険物の安全措置に関すること。

5　海上交通安全の確保に関すること。
6　警戒区域の設定及び治安維持に関すること。
7　関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること。

第15　関東地方測量部

1　災害時等における地理空間情報の整備・提供
2　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
3　地殻変動の監視

第４節　自衛隊が処理する事務、業務

1　防災関係資料の基礎調査に関すること。
2　災害派遣計画の作成に関すること。
3　龍ケ崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練に関すること。
4　人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
5　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

第５節　県の機関が処理する事務、業務

第１　茨城県

1　茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
2　防災に関する施設、組織の整備と訓練
3　地震による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
4　災害の防御と拡大の防止
5　救助、防疫等り災者の救助保護
6　災害復旧資材の確保と物価の安定
7　被災産業に対する融資等の対策
8　被災県営施設の応急対策
9　災害時における文教対策
10　災害時における社会秩序の維持
11　災害対策要員の動員、雇上
12　災害時における交通、輸送の確保
13　被災施設の復旧
14　市町村が処理する事務、事業の指導、支持、あっせん等
15　災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

第２　茨城県県南県民センター

災害対策の連絡調整に関すること。

第３　茨城県竜ケ崎工事事務所

1　管轄する河川・道路の保全に関すること。
2　災害時における交通の確保並びに応急工事に関すること。
3　災害復旧工事の施工に関すること。
4　二次災害防止工事の施工に関すること。

第４　茨城県竜ケ崎保健所

1　災害時における病院受入れ患者の医療等の指示・調整に関すること。
2　災害による負傷者の病院等における医療助産救助の指示・調整に関すること。
3　り災者の救助保護及び防疫に関すること。

第５　茨城県流域下水道事務所利根浄化センター

1　管轄する下水道施設の保全に関すること。

2　災害復旧工事の施工に関すること。

第６　茨城県竜ケ崎警察署(以下、「竜ケ崎警察署」という。)

1　災害時における警備情報に関すること。
2　災害時における救出及び避難に関すること。
3　災害時における行方不明者の調査に関すること。
4　災害時における遺体の検視(検分)に関すること。
5　災害時における交通規制に関すること。
6　災害時における交通信号施設等の保全に関すること。
7　災害時における犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。

第７　茨城県県南農林事務所、稲敷地域農業改良普及センター

災害時における農産物、農地等に対する応急処置の指導に関すること。

第６節　指定公共機関が処理する事務、業務

第１　日本郵便㈱

1　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
2　被災者が差し出す郵便物の料金免除
3　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
4　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
5　災害時における郵便窓口業務の維持に関すること

第２　日本銀行(水戸事務所)

1　通貨の円滑な供給の確保に関すること。
2　金融機関の間の資金決済の円滑な確保に関すること。
3　金融機関の業務運営の確保に関すること。
4　金融機関による金融上の措置の実施に関すること。
5　上記各業務にかかる広報に関すること。

第３　日本赤十字社(茨城県支部)

1　災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
2　災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること。
3　災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。
4　義援金品の募集配布に関すること。

第４　日本放送協会(ＮＨＫ水戸放送局)

1　気象予報、警報等の周知徹底に関すること。
2　災害状況及び災害対策室の設置に関すること。
3　社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること。

第５　東日本高速道路㈱(関東支社)

会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関すること。

第６　独立行政法人水資源機構(利根川下流総合管理班、霞ヶ浦用水管理所)

1　ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他水資源の開発又は利用のための施設の新設又は改築に関すること。
2　前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事に関すること。

第７　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力

1　国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力(緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等)

2　原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援(事故拡大防止、汚染拡大防止等)

3　原子力防災に必要な教育・訓練

第８　日本原子力発電㈱(東海発電所)

放射線災害の防止及び応急対策等に関すること。

第９　東日本旅客鉄道㈱(水戸支社龍ケ崎市駅)、日本貨物鉄道㈱関東支社(水戸営業所)

1　鉄道施設等の整備、保全に関すること。
2　災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

第 10 NTT 東日本㈱(茨城支店)

1　電気通信施設等の整備及び点検に関すること。
2　災害時における緊急電話に関すること。
3　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第 11　東京ガス㈱(つくば支店)、東京ガスネットワーク㈱(茨城南導管・設備センター)

1　ガス施設の安全、保全に関すること。
2　ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。
3　災害時におけるガスの供給に関すること。

第 12　日本通運㈱(水戸支店)、福山通運㈱、佐川急便㈱、ヤマト運輸㈱、西濃運輸㈱

救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

第 13　東京電力パワーグリッド㈱(竜ヶ崎支社)

1　災害時における電力供給に関すること。
2　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第 14　ＫＤＤＩ㈱(水戸支社)

1　電気通信施設の整備及び点検に関すること。
2　被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

第 15　㈱ＮＴＴドコモ(茨城支店)

1　電気通信施設の整備及び点検に関すること。
2　被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

第 16　ソフトバンク㈱

1　電気通信施設の整備及び点検に関すること。
2　被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

第７節　指定地方公共機関が処理する事務、業務

第１　一般社団法人龍ケ崎市医師会

災害時における応急医療活動に関すること。

第２　医療関係団体(一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会)

災害時における応急医療活動に関すること

第３　関東鉄道㈱竜ケ崎駅、関東鉄道㈱竜ケ崎営業所

1　鉄道施設等の設備保全に関すること。
2　災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

第４　一般社団法人茨城県トラック協会、一般社団法人茨城県バス協会

災害時における避難者、救助物資、その他の輸送の協力に関すること。

第５　茨城県土地改良事業団体連合会

各地土地改良区の農地・農業施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関すること。

第６　社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

1　災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
2　生活福祉資金の貸付に関すること。

第７　水防管理団体(利根川水系県南水防事務組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合)

1　水防施設資材の整備に関すること。
2　水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
3　水防活動に関すること。

第８　一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

1　高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること。
2　高圧ガス事業所の自主点検、調査、巡視に関すること。
3　高圧ガスの供給に関すること。
4　行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。

第９　報道機関(㈱茨城新聞社、㈱LuckyFM 茨城放送)

1　県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
2　県民に対する災害応急対策等の周知に関すること。
3　行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

第10　運輸機関(茨城交通㈱、関東鉄道㈱、鹿島臨海鉄道㈱、一般社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市鉄道㈱、日立電鉄交通サービス㈱、ジェイアールバス関東㈱、一般社団法人茨城県バス協会)

災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること。

第11　ガス事業者(東部ガス㈱、東日本ガス㈱)

1　ガス施設の安全、保全に関すること。
2　災害時におけるガスの供給に関すること。
3　ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

第８節　公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務

第１　(社福)龍ケ崎市社会福祉協議会

1　災害ボランティアセンターの運営に関すること。
2　生活福祉資金の相談受付に関すること。

第２　稲敷地方危険物安全協会、（一社）茨城県高圧ガス保安協会江戸崎支部、茨城県石油業協同組合牛久・竜ケ崎支部

1　災害時における高圧ガス、石油等の貯蔵及び輸送の保全に関すること。
2　災害時における高圧ガス、石油等の供給に関すること。
3　被災施設の応急処理及び復旧に関すること。

第３　龍ケ崎市建設業組合、龍ケ崎市中小建設共同会、龍ケ崎市建築技能者組合

災害時における応急対策の実施に要する機材及び労力の提供に関すること。

第４　牛久沼土地改良区、豊田新利根土地改良区、長戸北部土地改良区、八原土地改良区

1　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
2　たん水の防除、排水施設の整備に関すること。

第５　水郷つくば農業協同組合

1　市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
2　被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
3　農作物の災害応急対策の指導に関すること。

第６　中核的な地域コミュニティ、婦人防火クラブ、婦人会、自主防災組織等

1　避難者の誘導及び避難所内の世話業務の協力に関すること。
2　り災者に対する炊き出し及び救助物資の配分協力に関すること。
3　市の実施する防災訓練、広報活動等に対する協力に関すること。

第７　龍ケ崎市商工会(1～2：事務局、3：龍ケ崎料理旅館飲食業組合連合会)

1　被災商工業者の相談及び指導に関すること。
2　被害調査に関すること。
3　災害時における炊き出し支援に関すること。

第８　商店会(大型商業施設含む。)

災害応急対策及び復旧に必要な物資の供給及び被害調査の協力に関すること。

第９　県南総合防災センター

1　県南の災害における食糧・飲料水や防災機材等の備蓄に関すること。
2　災害時における救援物資の供給活動拠点・広域避難所に関すること。
3　防災に関する知識の習得や防災意識の向上を目指す学習施設に関すること。

第10　農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体

1　被害調査に関すること。
2　物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること。
3　融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること。

第11　一般診療所・病院

1　災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。
2　災害時における負傷者等の医療救護に関すること。

第12　一般運輸事業者

災害時における緊急輸送の確保に関すること。

第 13　危険物関係施設の管理者

災害時における危険物の保安措置に関すること。

Ⅱ．風水害等対策計画

第１章　災害予防

第１節　治水計画

本市の河川は、利根川水系に属し、河川法に基づき小貝川は国土交通省、新利根川、谷田川（牛久沼を含む。）、小野川などの一級河川は県が管理している。市の管理である準用河川は西大塚川など３河川である。

第１　改修が必要な河川

一級河川小貝川

小貝川は上流の他県域から流下してくるため、洪水量は県内の流域面積に比較して極めて多く、上流の他県域の洪水を一手に引き受けている。逐次改修工事が施行され、市域における堤防等の補強工事はある程度の進捗を見ているが、河川勾配が緩慢であるため利根川の逆流で時には危険な状態となる。

昭和56年の小貝川決壊後の河川改修は、国土交通省（旧建設省）により激甚災害指定区間において昭和60年度に完了し、区間外の改修も平成13年度にほぼ完了しているが、今後も整備を進めていく必要がある。

第２　龍ケ崎市雨水排除総合計画

本市では都市化の進行と地形上の事情から、雨水による浸水被害が各地で多発し、これまで浸水多発地帯の排水路を整備するなど部分的に対処してきたが、根本的な解決には至っていない。このため、平成７年度に本市の総合的な雨水排水計画である龍ケ崎市雨水排除総合計画を策定した。今後は、昨今の気象状況を踏まえた修正を行いながら総合的かつ計画的な整備を推進していく必要がある。

また、河川、排水路などは自然とふれあいの可能性を残した貴重な空間であるため、自然環境の保全などの視点から緑や親水性のある水辺空間を確保できるような保全、整備を進めていく必要がある。

第３　水防法に基づく洪水対策

１　水防管理者及び水防計画

水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、洪水時の水災の警戒、防ぎょ及びこれによる被害を軽減するため、下表の区域区分において水防管理団体を指定する。水防管理団体は、水防上必要な予報、警報、監視、通信連絡、水防団並びに消防機関の活動、各団体間の相互協力及び応援、水防に必要な器具、資材、設備の整備及び運用についての要領を示す水防計画を策定する。

河川名	区域	水防管理団体	所轄管理事務所
牛久沼沿岸	牛久沼沿岸（谷田川を含む。）	利根川水系県南水防事務組合	竜ケ崎工事事務所

小貝川左岸	つくばみらい市伊丹水門より 常磐線鉄橋下流端まで	利根川水系県南 水防事務組合	国土交通省下館河川事務所
	常磐線鉄橋下より 利根川合流地点まで	稲敷地方広域市 町村圏事務組合	国土交通省利根川下流河川 事務所

第４　避難体制等の整備

１　洪水ハザードマップ等

国土交通省が利根川及び小貝川がそれぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、また、茨城県が管理する河川（11 河川）が想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定した。

さらに市は、公共下水道により雨水排除について計画・整備している区域において、想定最大規模降雨により、下水道などの排水施設の能力を超えて内水氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定した。

これに基づき、市は洪水予報等の伝達方法、指定避難所、避難路、想定される水深を表示したハザードマップを作成し市民に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

また、国が推進する「まるごとまちごとハザードマップ」の取り組みとして、利根川及び小貝川が氾濫した場合に浸水深の深さを表示する「想定浸水深表示板」を設置する。

２　市民への情報提供

国(気象庁、国土交通省)、県及び市は、関係機関の協力を得て、雨量・水位等の情報をより効果的に活用するため、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた市民(高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮した分かりやすい)への情報伝達に係る体制を整備する。

第５　小貝川・利根川等洪水避難計画

小貝川・利根川等の水位が上がり、洪水が発生する恐れがある場合において、危険区域の住民を安全な地域に避難させ、人命の保護、被害の軽減を図るなど人的被害の未然防止・災害拡大の防止をする。

●小貝川・利根川等洪水避難計画(資料編 3-2-1)

第６　関係機関との連携体制の整備

国、県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「茨城県管理河川県南（竜ケ崎）ブロック」等を活用し、国、他市町村、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとする。

第２節　土砂災害防止計画

大雨･集中豪雨等の場合には特に監視及び警戒体制を強化し、その変化に注意するとともに危険箇所周辺の住民に対して情報を提供し、必要な指示を与えるなど災害の予防に万全を期する。

第１　斜面崩壊防止対策の推進

1　急傾斜地対策

土砂災害防止法の施行により、県から「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」の法指定を受けた当市の区域については、第 5 土砂災害警戒区域等のとおりであるが、安全で快適な生活環境を確保するための対策に努め、被害の軽減を図るものとする。

(1)　土地所有者等に対する指導

ア　危険な擁壁や自然崖について改善の指導、勧告を行う。

イ　所有者に維持保全義務を認識させる。

ウ　地震発生後や大雨時に茨城県竜ケ崎工事事務所等との連携によりパトロールを実施し、危険箇所付近の住民に注意を促す。

(2)　崩壊防止工事の実施

県は建築物の建て替え時に、法律に基づき擁壁の設置等の指導を行う。

2　造成地危険防止対策の推進

(1)　災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行うよう県との連絡体制の構築を図る。

また、巡視等により違法造成の取り締まり、梅雨期や台風時の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2)　災害防止に関する指導基準

ア　建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づく自己の居住の用に供する住宅以外は原則開発行為を認めない。

イ　人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁設置等の安全措置を講ずるものとする。

ウ　軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うものとする。

第２　がけ崩れ予防対策

1　がけ崩れの原因と基本的な防止対策

豪雨によるがけ崩れの主な原因は、

(1)　雨水が地中に浸透することにより土の強度が低下する
(2)　浸透した雨水のため土の重量が著しく重くなる
(3)　強雨でがけ部の樹木が揺れて地盤に緩みができ、そこに水が流れ込む

ことである。

そのためがけ崩れの基本的な防止方法は、

(1)　降雨を地盤に浸透させない

(2)　がけ上の台地面の排水をがけ面へ流さない
(3)　がけにある大きな樹木を切除する
(4)　がけ面を人工的に補強する

などである。

2　がけ崩れ危険箇所の巡視及び調査

危険箇所の危険の度合、その他実状把握のため、竜ケ崎工事事務所及び市の合同により調査班を組織し毎年定期的に巡視のうえ、危険解消又は危険の防止対策等資料の収集に当たる。

(1)　がけの地質
(2)　勾配
(3)　立木の状態
(4)　排水施設の状態
(5)　擁壁の状態
(6)　がけ崩れが生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響
(7)　その他(新たに危険が予想される箇所の発見、事情の変化に対応する施設の検討など)

3　関係住民に対する指導・広報

がけ崩れによる災害の防止のためには、関係住民にそれぞれ関係のある箇所のがけの実状を周知し、また、がけ崩れ発生前に大量の地下水の湧出現象あるいは、細長い溝の発生等異常現象によって事前に危険を知ることは極めて大切なことであるので、次の方法により指導及び広報を徹底させる。

(1)　巡回調査班の巡視によって危険を予測した場合は、その都度指導する。
(2)　座談会等を開催し、住民の心構え及び基礎知識などについて認識させる。
(3)　市公式サイト、防災の手引き(2018 年度版)、チラシの配布による指定緊急避難場所、その他の広報

4　調査班員の教育

がけ崩れに関する専門的知識を得るための研修を行ない、関係住民に対して適切な指導ができるよう養成に努める。

5　土地所有者に対する防災措置の指導

必要に応じ、急傾斜崩壊危険区域内の土地所有者又は被害を受ける恐れのある者に対して崩壊防止工事の施工、被害を受ける恐れのある家屋の移転、その他の必要な指導を行なう。

特に「茨城県建築物総合防災対策推進計画」の一環として実施される「がけ地近接等危険住宅移転事業」は、移転を希望する居住者に対して補助金を交付する制度であり、これを積極的に関係住民に広報することにより、人的・物的被害の未然防止を図る。

第３　警戒避難体制等の整備等

1　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

市は、気象・雨量情報、土砂災害警戒情報とそれを補足する情報等の防災情報や、管内及び近隣自治体における前兆現象、土砂災害発生情報等の災害に関する情報を収集する。また、住民等に確実に情報が伝わるよう、防災行政無線(同報系)、広報車、市公式サイト、メール配信サービス、フェイスブック、X、LINE、防災アプリ、Ｌアラート、音声一斉伝送サービス等多様な手段を用いて伝達する。また、住民等に伝達手段を事前に周知しておく。この際、ＰＵＳＨ型(防災行政無線

(同報系)、広報車、メール配信サービスなど)とＰＵＬＬ型(市公式サイト、テレビ、ラジオ等)を組み合わせた伝達手段の多様化・多重化、Ｌアラートの活用を図る。

2　土砂災害警戒情報

県と水戸地方気象台は、大雨警報(土砂災害)発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村を単位として土砂災害警戒情報を発表する。土砂災害警戒情報は、土砂災害からの避難にとって極めて重要な情報であることから、土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒区域住民を対象とし、避難指示等を発令することを基本とする。また、市は、県の助言を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲を事前に具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

なお、県は実績降雨量に概ね 2 時間先の予測降雨量を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準(危険降雨量)に達したときに、水戸地方気象台と連携して、土砂災害警戒情報を発表する。

3　避難施設その他の指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(1)　指定緊急避難場所については、土砂災害に対する安全性が確保された場所とし、土砂災害警戒区域外で指定緊急避難場所を選定することが基本となる。避難経路は、土砂災害の危険性があるなどにより、避難経路として適さない区間を明示するとともに、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向を示すなどして、地域の実情に応じて適切に対応できるように示す。

(2)　「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、県が指定した警戒区域及び特別警戒区域について、市は情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、指定避難所などを表示したハザードマップを作成し、市民に周知する。作成した「土砂災害ハザードマップ」は、市公式サイトに公開するとともに、防災の手引き(2018 年度版)に掲載し、対象地区へ全戸配布にて周知する。

4　災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

土砂災害に関する避難訓練については、毎年 1 回以上実施することを基本とする。避難訓練の内容については、ハザードマップ等を活用するとともに、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く市民の参加が得られるよう努める。

5　土砂災害警戒区域内に、防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められるものがある場合は、これらの施設の名称及び所在地について定める。なお、名称及び所在地をまとめた施設については、市は当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報の伝達について定めるものとする。

6　救助に関する事項

市は、被災状況を把握し、生き埋め・負傷者等の救出救助の事態が発生した場合は、竜ケ崎警察署、稲敷広域消防本部、消防団に応援を要請し、近隣住民(自主防災組織等)にも協力を求める。

7　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

第４　避難指示等の解除の助言について

市は、避難指示等を解除しようとする場合においては、必要があると認めるときは、国土交通省利根川下流河川事務所・下館河川事務所・県・竜ケ崎工事事務所に対し、助言を求める。

第５　土砂災害警戒区域等

監視及び警戒を要する急傾斜地崩壊危険箇所は、次のとおりであり、土砂災害警戒区域等に指定してある。

○急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

番号	箇所番号	箇所名	番号	箇所番号	箇所名
1	208-Ⅰ-001	南下	13	208-Ⅰ-013	山崎
2	208-Ⅰ-002	長峰	14	208-Ⅰ-014	梨子の木
3	208-Ⅰ-003	東	15	208-Ⅰ-015	塗戸
4	208-Ⅰ-004	宮下	16	208-Ⅰ-016	山王久保-1
5	208-Ⅰ-005	城下	17	208-Ⅰ-017	山王久保-2
6	208-Ⅰ-006	古城	18	208-Ⅰ-018	辺田
7	208-Ⅰ-007	高作	19	208-Ⅰ-019	根町-1
8	208-Ⅰ-008	若柴	20	208-Ⅰ-020	平畑
9	208-Ⅰ-009	板橋	21	208-Ⅰ-021	根町-2
10	208-Ⅰ-010	平台三丁目	22	208-Ⅰ-022	中八代
11	208-Ⅰ-011	富士見	23	208-Ⅰ-023	下八代
12	208-Ⅰ-012	薄倉	24	208-Ⅰ-024	塗戸２

○急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

番号	箇所番号	箇所名
1	208-Ⅱ-001	羽原

○急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

番号	箇所番号	箇所名
1	208-Ⅲ-001	栗山
2	208-Ⅲ-002	宿畑
3	208-Ⅲ-003	大塚
4	208-Ⅲ-004	奈戸岡
5	208-Ⅲ-005	西谷
6	208-Ⅲ-006	羽黒

凡例
急傾斜地崩壊危険箇所
Ⅰ：人家５戸以上等の箇所
Ⅱ：人家 1～4 戸の箇所
Ⅲ：人家はないが今後、新規の住宅立地等が見込まれる箇所

第６　要配慮者利用施設（高齢者・障がい者・乳幼児施設及び病院等）安全体制の確保

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、土砂災害防止法 8 条の 2 に基づき、当該施設利用者の急傾斜地の崩壊時の円滑かつ迅速な避難の確保のため、次に掲げる事項について実施する義務がある。

(1)　避難確保計画の作成

(2)　避難確保計画に基づく訓練の実施

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は避難確保計画を作成したときには、遅滞なく当該計画を市長に報告しなければならない。これを変更した時も同様とする。

第３節　竜巻災害防止計画

「竜巻注意情報」が発表された場合は、特に監視及び警戒体制を強化し、その変化に注意するとともに市民に対してメール配信サービス等により情報を提供する。状況により防災行政無線による情報を提供し、必要な指示を与える等災害の予防に万全を期する。

第１　市民の「竜巻注意情報」等の情報入手の推進

１　「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」の提供

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風や雷による災害の防止・軽減に向けて、気象庁から発表される「竜巻発生確度ナウキャスト」や「雷ナウキャスト」を入手して実際に危険度が高まっている場所を確認するよう啓発する。

２　「竜巻注意情報」

市民が、「竜巻注意情報」を入手できるように茨城県防災情報メール(http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/bousaikiki/bousai/bosai/mail/bosai.html)、市メール配信サービス（https://plus.sugumail.com/usr/ryugasaki/home）、市防災アプリに登録を推進する。このために広報紙やポスター、チラシ等により登録方法を広報する。

竜巻注意情報とは、落雷、突風、ひょう等に注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、発表される情報である。

第２　「竜巻注意情報」が発表された場合の予防対策

１　「竜巻注意情報」が発表された場合の予防対策の啓発

人が大勢集まる屋外行事、テントの使用や子ども・高齢者を含む屋外活動、高所・クレーン・足場等の作業のように、安全確保にある程度の時間を要する場合には、早めの避難開始を啓発するとともに、発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動する等、安全確保について啓発する。

２　竜巻接近の兆候

「発達した積乱雲の近づく兆し」とは、

・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
・大粒の雨や、ひょうが降り出す。

第３　竜巻が間近に迫った場合の予防対策

すぐに身を守るための行動をとるための次の行動を啓発する。

１　屋外での行動

・頑丈な構造物の物陰に入って身を小さくする。
・物置や車庫・プレハブ(仮設建築物)の中は危険。
・空いているシャッターは閉める。
・電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険。

2　屋内での行動

・家の１階の窓のない部屋に移動する。

・窓やカーテンを閉める。

・窓から離れる。大きなガラス窓の下や周囲は大変危険。

・丈夫な机やテーブルの下に入る等身を小さくして頭を守る。

第４　小中学校・保育所等及び介護施設等の予防対策

竜巻は、発生予測が難しく竜巻注意情報の精度にも限界があるとともに、その移動速度も速いことなどから、発生時には小中学校・保育所等及び介護施設等の管理者の迅速な対応が求められる。

小中学校・保育所等及び介護施設等では、施設の特性や児童・生徒園児及び要介護者の特性に応じて、竜巻対応マニュアルを策定し研修・訓練等を行い、竜巻からの被害の軽減に取り組む。

第４節　交通計画

水害その他の災害時の交通輸送手段の確保のため、道路の維持補修等の対策を常に講ずるものとする。

第１　排水施設の整備

1　路面水の速やかな排除を図るため、必要な勾配と側溝の改修等を講ずる。また排水機能を保持するため、側溝の掃除を実施する。

2　横断排水は、ボックスカルバート等の横断渠とし、的確な排水のための改善整備に努める。

第２　舗装補修

未舗装や舗装の劣化が生じている区間は、路面の損傷による滞水やスリップで事故等が予想されるため、舗装補修の実施を図る。

第３　狭あい道路の拡幅整備

水防活動や避難行動上支障をきたす恐れのある幅員 4m未満の狭あい道路の整備を促進する。

第４　水防道路の整備

水防活動及び災害時の避難路等を考え、水防道路の整備を図る。

第５　橋梁の整備

市内の橋梁はすべて永久橋となっているが、老朽化等の補修や拡幅、架け替え等の改修が必要な箇所があるので、その整備に努める。

第６　街路樹

夏季台風シーズン前に剪定、控木の補強・取替えを実施し、倒木防止に備える。

第７　街路灯など

老朽化している街路灯等の立替えを行なう。

第５節　都市計画

昭和 44 年５月に竜ヶ崎･牛久都市計画区域として本市を含めた全域が都市計画区域に指定され、昭和 45 年 11 月に市街化区域及び市街化調整区域(線引き)が決定された。市街化区域においては、計画的に道路、公園、下水道等の都市施設を整備するとともに、これらを長期的に持続していくため、長寿命化等の計画に基づき、維持・修繕を行う。

第１　市街化区域と市街化調整区域

首都圏近郊整備地帯に位置する本市は昭和 45 年に人口、産業の予想、市街化の現況及び動向を勘案し市街化区域が決定され、昭和 48 年には用途地域の決定がなされた。

その後、幾度かの変更を経て令和３年９月現在で市街化区域は龍ケ崎地区、佐貫地区、北竜台地区、龍ヶ岡地区、向陽台(つくばの里工業団地)地区の５地区、総面積 1,371ha となっており、用途地域は次のとおりである。

(令和７年７月２４日現在)(都市計画課)

区　分	面積 (ha)	構成比 (%)	区　分	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	365	26.6	田園住居地域	0	0.0
第二種低層住居専用地域	7.8	0.6	近隣商業地域	72	5.2
第一種中高層住居専用地域	234	17.1	商業地域	11	0.8
第二種中高層住居専用地域	158	11.5	準工業地域	38	2.8
第一種住居地域	187	13.6	工業地域	0	0.0
第二種住居地域	161	11.8	工業専用地域	125	9.1
準住居地域	12	0.9			
合　　計				1,371	100.0

市街化区域については、持続可能な都市づくりを進めていくため、各市街地に拠点地区の形成を進めるとともに、ネットワーク性の向上を図り、必要な機能を補完しあう多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指す。

市街化調整区域については、優良な集団農地である農業振興地域である区域を指定し、今後とも農業の健全な振興を図る。また、その他の市街化調整区域においては、農業・自然環境との調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、現状の保全に努める。

第２　土地利用の基本計画

１　基本的な考え方

豊かな自然環境と個性ある市街地が織りなす、本市独自のメリハリのある都市構造を活かし、各地域の特性に応じた質の高い空間を創造することにより、都市的快適性と自然環境が調和した土地利用を目指す。

２　土地利用の方針

安全・安心で住みよい環境の形成

魅力的で機能性の高い各種拠点の形成

快適で便利な市街地環境の形成

集落の生活環境の維持向上

自然環境の保全と活用

第３　地域の発展方向

龍ケ崎市を含む利根川流域 13 市町村が、昭和 41 年５月近郊整備地帯の指定を受けた。

この地帯については、近郊整備地帯整備計画に基づき、人口規模に応じた土地利用との調和を充分図りつつ大規模な住宅地の開発を中心として良好な環境を有する住宅地の整備と緑地の保全に努める地帯として位置づけられている。

1　人口想定

龍ケ崎市の人口は、減少傾向に転じ、令和 2 年には約 76,000 人であったが、令和 7 年には約 73,000 人と予想される。

2　交通体系

本市を通過する国道は、市の西部をＪＲ常磐線と平行して走る国道 6 号が唯一の路線となっているが、交通量の増加に伴う慢性的渋滞解消のため、平成 13 年 3 月に藤代バイパスが開通した他牛久土浦バイパスの整備が進められており、全 15.3km 中 5.2km 区間が供用開始となっている他、残りの区間についても事業が進められている。

主要地方道では、美浦栄線のバイパス化が事業化されている。また、主要地方道千葉･竜ケ崎線及び土浦･竜ケ崎線では龍ケ崎市区間の片側 2 車線化が概ね完了している。

その他の県道では、県道121号河内竜ケ崎線において、龍ケ崎市大徳町から利根町生板の区間が、バイパス化され、令和 3 年 9 月より供用開始となっている。

都市計画道路では、3.5.32 佐貫 3 号線のルート変更が令和 2 年 1 月に都市計画決定され、現在、事業中である。

一般市道については、計画的な整備改良と維持に努め、交通需要に対応できるよう適宜整備促進する。

また、公共輸送に関しては、首都圏と当市を結ぶ大動脈のＪＲ常磐線をはじめ、佐貫市街地と龍ケ崎市街地を結ぶ関東鉄道竜ヶ崎線、JR龍ケ崎市駅と北竜台市街地、龍ヶ岡市街地を結ぶ関東鉄道路線バスが運行されている。また、市では各市街地間や各地域を結ぶコミュニティバスや乗合タクシーを運行することで、公共交通空白地域の解消を図っている。

第４　街路事業

道路は都市を構成する骨格となるものであり、特に幹線道路の整備により交通混雑の緩和はもとより、宅地の利用増進、さらには災害発生時の避難路としての効用が図られる。

現在本市における令和 2 年度末の整備状況は、計画決定総延長 71.19km に対し、整備済延長 66.64km、 整備率 93.6%となっている。

第５　下水道事業

本市の下水道整備計画は、昭和 50 年度に霞ケ浦常南流域下水道関連公共下水道として、龍ケ崎市街地区域、佐貫市街化区域等 334ha の事業認可を得て事業に着手した。その後、数度にわたる変更を行い、全体基本計画面積を 1,862.8ha のうち、1,656.0ha の事業認可を得るに至っている。

計画的な下水道幹線及び下水道枝線の整備を推進し、処理区域内の完全水洗化に努めるとともに、区域外についても農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置補助事業等により、適正な汚水処理に努めている。

これまでに、管渠更生やポンプ場施設の修繕など、下水道施設の長寿命化を図るとともに、浸水被害解消のため、雨水貯留施設の設置や、下水道施設耐水化計画の策定を進めてきた。

今後は、近年頻発する豪雨等による下水道施設への被害を最小限に抑えるため、下水道施設耐水化計画を策定するほか、汚水処理施設管理の効率化に向けて、農業集落排水の公共下水道への編入や内水浸水想定区域図の作成や下水道施設の耐水化を進めていく。

第６　上水道事業

本市の上水道事業は、茨城県南水道企業団により清潔で安価な水を安定供給していくことを基本に、水源の確保及び配水施設等の整備拡充を進めてきた。

本市の水道普及率の状況は、平成 26 年度末で 73.3%、令和元年度末で 74.9%、令和 6 年度末で 75.1%と整備が拡大している。

しかし、公衆衛生上の観点からも、今後とも施設整備の充実と水道整備地区の水道加入率の促進を図っていく必要がある。

第７　公園・緑地事業

本市の都市公園は、街区公園、近隣公園等があり、令和 7 年度末現在で 134 ヶ所、約 93.2ha が整備されている。今後も市民の余暇活動の多様化に伴い、心のやすらぎやうるおいを与え、人々の集いや語り合うコミュニケーションの場として、また、火災や地震などの都市災害発生時の指定緊急避難場所としての公園整備に努めて行く。

特に、龍ヶ岡地区に平成 14 年にオープンした「たつのこアリーナ」(総合体育館)を中核として、総合運動公園は、広大なオープンスペースと防災に関する諸機能を有し、主要な道路の要衝であり、隣接する総合病院の龍ケ崎済生会病院と相乗して、龍ケ崎市北東部の重要な防災拠点施設として計画されている。

第６節　文教・保育計画

市及び市教育委員会は、保育所その他保育施設及び学校その他文教施設(以下「施設等」という。)における児童・生徒等(以下「児童・生徒等」という。)及び教職員の安全を図り、保育・教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずるとともに、施設管理者に対し、指導･助言を行うものとする。

第１　防災上必要な教育の実施

1　施設等の長は、児童・生徒等の安全を図るため、防災計画を作成し、児童・生徒等の防災意識の高揚に努める。

2　市及び教育委員会は、防災対策資料の作成・配付及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上に努める。

3　市教育委員会は、文教施設等における諸活動及び社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

第２　防災上必要な訓練の実施

1　施設等の長は、児童･生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。

2　施設等の長は、関係教職員に対し、地域の実情に応じて、災害の状況を想定した情報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。

3　施設等の長は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

第３　避難及び救助のための施設、設備等の整備

災害発生の場合、避難及び救助活動が実施できるよう関係する施設、設備等の整備及び救急医療用資機材の備蓄に努める。

第４　施設等施設･設備の災害予防設備の整備

災害による施設等施設･設備の被害を予防し、児童･生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次により実施する。

1　施設等の施設･設備を火災、地震及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、不燃堅牢構造化を促進する。

2　施設等の用地の選定や造成をする場合は、地震･台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。

3　施設等の施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気設備、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

第５　文教厚生施設一覧

小学校・中学校・高校・大学の所在	●指定避難所一覧(資料編 1-3-2)
保育施設等の所在	●保育施設等一覧(資料編 1-3-4)
保育ルームの所在	●保育ルーム一覧(資料編 1-3-5)

第６　文化財保護

国、県、市及び文化財の管理者は、防火施設・設備(収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針)の整備強化に努める。

併せて、文化財の保護にあたっては、その所在を明らかにするとともに、見学者に周知するための標識等の設置に努める。

●指定文化財一覧(資料編 1-3-6)

第７節　農地・農業の安全対策計画

農業生産の振興を図るべき農業振興地域においては、食料の安定供給という観点から集団的に存在する農地や農業生産基盤の整備対象地等優良な農地を有効な状態で維持・保全することが重要である。当市の農業地域においては、都市化及び混在化が進行する中で地盤沈下や湛水などの被害が発生する地区がみられる。農地を良好な状態で保全し、効率的な利用を促進する必要があることから、担い手への農地の利用集積や遊休農地の解消、防災施設の整備改修などの施策を推進し、農用地の保全と農業用施設の機能の維持増進を図る必要がある。

第１　農地計画

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した農業用ため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

また、県、市及び土地改良区は、大雨による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ため池について、県と連携しハザードマップの作成等により情報提供を図るものとする。

1　ため池等整備事業

築造後における自然的、社会的状況の変化に対応して早急に整備を要する農業用のため池、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。

2　湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域)で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

3　地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

第２　農業計画

1　災害の未然防止対策

(1)　気象情報等の情報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象情報等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

(2)　農業保険の普及

農作災害による損失に備えて、農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づく農業保険への加入を促進する。

2　農業災害対策委員会専任組織の設置

長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測される場合や、台風等の災害により大規模な農業災害が生じた場合には、必要に応じて農業災害対策委員会にかかる専任組織を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する関係機関が連携して、被害状況の把握、被害軽減・再生産のための技術的及び経営的対策、農産物の安全性確保対策を実施する。

3　資材の確保

(1)　防除器具の整備

県及び市等の病害虫防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2)　薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう全農いばらき等を通じて必要量の備蓄を行う。

第８節　商工計画

特に、つくばの里工業団地の操業にともない、多くの従業員を雇用する事業所、及び災害発生の危険性のある施設が増大している。災害発生時には周辺地域に大きな影響を及ぼすこととなるので防災知識の普及、防災体制の強化に努める。

第１　工場等の防災

１　工業団地の防災

大きな事業所が多くあるため、特に災害発生の危険性がある施設、又は災害発生時に他に大きな影響を及ぼす施設については、常にこれを把握しておかなければならない。

工場、危険物を取り扱う施設の管理者に対しては、平常時から防災知識の普及、防災体制の強化の指導・促進を図り、非常事態に備える。

また事業所に対しては、稲敷広域消防本部において各種規制に適合するよう指導を行い、事業所ごとの防災計画の樹立を促進する。

２　既成市街地における工場の防災

既成市街地における工場は、中小企業が大部分を占めており、規模は大きくないものの住宅地内に混在していることから、災害発生時には周辺地域に大きな影響を及ぼしやすい。

そこで事業所ごとに稲敷地方広域市町村圏事務組合火災予防条例により火元の管理を確実に実施するとともに、今後、立地の適正化を促進する。

第２　商店等の防災

商店等の防災も工場と同様に火災その他の災害の発生に対処するための防災訓練、避難訓練等を実施し稲敷広域消防本部の指導に基づき、常時その体制を確立しておくと同時に各種消火施設及び危険物の取扱等万全を期する。

また、稲敷広域消防本部は商店等に対し、来店者の安全確保や、避難誘導体制を明確にし、商品等の落下、転倒防止のための措置をとるなど防災対策を指導していく。

第９節　情報通信施設等の整備計画

災害時の通信連絡を的確に実施するため、通信施設の整備を促進し、適切な運用に努める。

第１　防災行政無線の整備

1　固定局

本市の防災行政無線固定局は、基地局及び屋外拡声子局の老朽化に伴い平成 11 年度から 2 か年で全面改修を実施し、屋外拡声子局は、139 か所に増設され、難聴地区の改善とともに、基地局の機能拡大を行った。また、防災行政無線のデジタル化への更新に伴い、令和元年度から 3 か年で全面改修を実施し、長距離スピーカーへの変更により音達範囲を拡大させるなど、屋外拡声子局を 110 箇所とした。併せてスマートフォンのアプリ等を活用し、情報発信の多様化を図った。

なお、竜ケ崎警察署及び稲敷広域消防本部龍ケ崎消防署に遠隔制御機を設置し、緊急の場合に対応する。

放送の内容(震災時)

・災害対策本部からの情報伝達
・震度 5 程度以上の地震が発生した場合(J-ALERT による緊急地震速報等)
・火災発生の場合
・一般行政放送(毎夕、定時に点検のためチャイム放送を行う)
・その他、特に市長が必要と認めた場合

固定系	数　量	備　考
固定(親)局	1	市役所
子　局	110	
戸別受信機	150	
遠隔制御機	2	竜ケ崎警察署用、龍ケ崎消防署用

●防災行政無線固定系拡声子局所在地一覧(令和 4 年 1 月 1 日現在)(資料編 1-1-2)

2　移動局(ハイブリット IP 無線機)

災害対策本部とコミュニティセンターや学校などの指定避難所及び消防署、警察署並びに県南水道企業団との通信手段の確保と、災害活動員との連絡体制を確保するため、デジタル無線機 69 台を整備し、情報伝達手段を強化する。

●ハイブリッド IP 無線機一覧表(資料編 1-1-3)

3　茨城県防災行政無線の設置

茨城県庁内に基地局を置き、市町村及び防災関係機関を防災無線で結び迅速的確な情報を確保し、災害の未然防止と災害時の応急災害対策の万全を期する。

電話番号は、地域衛星通信ネットワーク衛星番号簿(関東版)によるが、主要な電話番号は下記の通りである。(衛星電話を使用した場合)

部　署	電話番号
県庁(災害対策室)	008-100-8420
稲敷広域消防本部(警防課事務室)	008-830-8401
陸上自衛隊施設学校	008-850-8400
竜ケ崎保健所	008-129-8400
茨城県企業局県南水道事務所	008-165-8400
竜ケ崎工事事務所	008-111-8400

第２　災害時優先電話の指定

市は、事前に NTT 東日本㈱及び㈱ＮＴＴドコモに対し、既設の電話番号を災害時優先電話として指定し、承認を受けておき、かつ一覧表を作成しておくものとする。また、指定を受けた番号の電話器にステッカーを貼るなど、非常時の使用に混乱のないようにしておく。

○指定を受けた電話番号

0297-64-1125(防災安全課)　　0297-64-1991(記者クラブ)

【災害時優先電話とは】

災害が発生した場合、被災地等への通話が集中することから重要な通話を確保するため、通話が規制される場合がある。事前に災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については優先的に取り扱われる。

第３　その他通信手段の確保

１　その他の専用通信施設の利用

災害時における各防災関係機関の通信は、通常使用している通信手段によるほか、公衆電気通信施設の利用又は他機関の有線、無線通信施設の使用(災害対策基本法 57 条、79 条)、非常無線通信及び自衛隊の通信支援等の施設を有効に活用できるよう、協力体制を整備する。

・稲敷広域消防本部消防無線
・警察電話(有線、無線)施設
・東京電力パワーグリッド㈱通信施設
・国土交通省無線施設
・東日本旅客鉄道㈱通信施設
・その他防災関係機関の専用通信施設

２　インターネット通信の利用

電話回線の使用が不可能な場合は、メール配信サービス、フェイスブック、X、LINE、防災アプリ、メディアなどを活用する。そのため、市職員は、訓練や研修を通じて、日頃から操作方法の習得に努めるものとする。

３　アマチュア無線の活用

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、通信の確保又は秩序維持のため必要と認めたときは、市内在住のアマチュア無線局に対し、非常無線通信の協力を得るものとする。

なお、アマチュア無線の協力者は、市災害対策本部事務局の指示に従い、その活動を行う。

４　通信環境の整備

避難者がスマートフォン等により容易に情報収集ができるよう、避難所に Free Wi-Fi を整備する。また、必要な時に 00000JAPAN 電波への切り替えを行うものとする。

５　衛星携帯電話、災害時優先電話の整備

衛星携帯電話による通信は、災害時には利用者の増加に伴う規制が行なわれる可能性が高いことから、衛星携帯電話、災害時優先電話を整備し、被害状況の収集や防災関係機関との連絡用として確保する。

６　最新の情報通信関連技術の導入

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信技術の導入に努めるものとする。

第４　通信機器等の使用方法の習熟

災害時に通信及び広報を担当する部署の職員は、平素より訓練や研修を通して、龍ケ崎市防災行政無線(固定系及び移動系)、茨城県防災行政無線、メール配信サービス、フェイスブック、X、LINE、防災アプリ、エリアメール、Ｌアラート等の通信機器の使用方法を習熟し、情報の発信、連絡体制を確立しておく。

第５　職員への情報伝達手段の確立

災害時に職員の動員を図るため、勤務時間外での災害発生時の情報伝達手段の整備を進める。

１　職員に対する携帯電話等を利用した緊急連絡網及び市職員緊急連絡メール配信システムの整備を図る。

２　電話や携帯端末での情報伝達が出来ない場合を想定し、災害の状況に応じた職員参集マニュアルを作成し、実践を想定した訓練を行う。

第 10 節　災害用資機材等の点検整備計画

災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに点検を励行し、有事に備えるものとする。

第１　水防に必要な備蓄資材、器具

小貝川左岸ＪＲ常磐線鉄橋より上流部については利根川水系県南水防事務組合、下流部については稲敷地方広域市町村圏事務組合の水防計画に基づき、水防資機材、器具を整備運用する。

また、市は河川の洪水、越水及び内水氾濫時の応急対応に備え、大型水のう 6 本及び止水板 34 枚を配備し、点検運用する。

第２　医薬品の備蓄・調達体制の整備

1　茨城県災害用医薬品等確保対策要綱による備蓄

茨城県災害用医薬品等確保対策要綱により、災害初期における人命救助に万全を期するため、茨城県医薬品卸業組合長に医薬品等の確保、備蓄を委託している。これによる指定備蓄業者は次のとおりである。

災害用医薬品の確保・備蓄

指定備蓄業者	備蓄場所	電話番号
㈱スズケン　土浦支店	土浦市大字永国 991-2	029-823-8511
㈱メディセオ　つくば FLC つくば支店	土浦市卸町 1-3-20	029-843-6090
東邦薬品㈱　茨城営業部 土浦営業所	土浦市真鍋 2-2-27	029-822-0821
アルフレッサ㈱　つくば物流センター	つくば市上横場字道心塚 2007-3	029-839-3520

第３　給水に必要な備蓄資材、器具

市は、応急給水用資機材として浄水機・飲料水携帯袋の備蓄をしている。また、コミュニティセンターに井戸を設置して飲料水・生活用水の確保を図り、また設置型組立式給水タンクを 13 基配置するなどして給水体制の多重化を図る。また移動給水を確保するため、飲料水運搬用の給水タンクを 2 台、龍ケ崎市消防団が装備する水槽付ポンプ車 1 台を配備する。

また、災害時に備え飲料水兼用耐震防火水槽の設置とともに、茨城県南水道企業団との協力体制の整備を図る。

第４　トイレ、入浴環境の整備

市は、断水、下水道の停止など、通常のし尿処理が行えない場合に備え、マンホールトイレを 15 施設、テント型トイレを 3 施設及びトイレトラック 1 台を配備する。なお、トイレトラックの災害時の運用については、一般社団法人助けあいジャパンとの「災害時におけるトイレトラック派遣協力に関する協定」に基づいた「災害派遣トイレネットワーク」への参画自治体との相互応援体制における連携協力を図る。

また、避難者の入浴環境を確保し、身体的な衛生環境の向上や被災による心身の負担軽減を図るため、水循環型シャワー・テントセットを 8 基配備する。

第５　食糧、生活必需品の供給体制の整備

1　食糧の備蓄

備蓄体制は、公的備蓄(市が倉庫等に備蓄する方法)と流通在庫備蓄(企業等との協定に基づいて在庫量を確保する方法)及び家庭内備蓄(市民自ら非常用に準備しておく方法)の 3 形態とする。

(1)　公的備蓄

市が備蓄する食糧は被災者及び市災害対策本部職員分とし、品目及び数量は次のとおりとする。

品目	ライスクッキー、アルファ米、ペットボトル入り飲料水、アレルギー対応食品など
数量	被災者分として、予想される最大被災者数 5,200 人(被害想定調査の結果による。冬の夕に発災の場合)の 3 日分 5,200 人×3 食×3 日＝46,800 食≒合計 46,800 食分

(2)　流通在庫備蓄

市の備蓄食糧が、目標数量に達していない段階の発災や、目標数量に達していても、なお不足する事態に備えて、市内の食品小売販売業者との間に、流通在庫食品の提供を求める協定を締結する。また、毎年この協定を見直し、災害時の確実な供給を図る。

供給の協定を行う品目は次のとおり。

ビスケット、米、菓子パン、食パン、飲料水(ペットボトル)、牛乳、缶詰、レトルト食品、調味料(みそ、しょうゆ、塩等)、野菜、ソーセージ、茶、粉ミルク、マヨネーズ、生卵、即席麺、梅干、漬物、菓子、果物、ジュース、アレルギー対応食品など

(3)　家庭内備蓄

避難時に持ち出し可能な備蓄食糧として最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分の備蓄を、平常時から確保しておくように防災の手引きやパンフレット、や学校等の防災教育を通して市民へ広報をする。

2　生活必需品の備蓄

生活必需品の備蓄体制は、食糧の備蓄体制と同様に、公的備蓄、流通在庫備蓄、家庭内備蓄の 3 形態とする。

(1)　公的備蓄

市が備蓄する生活必需品等は、予想される最大被災者数 5,200 人分として避難生活に必要不可欠な次の物品とする。

毛布、携帯トイレ、簡易トイレ、ビニールシート、タオル、乾電池、紙コップ、トイレットペーパー、バケツ、炊事用具、かまど、かま、救急箱、生理用品など

(2)　流通在庫備蓄

市は、市内の小売販売業者との間に生活必需品の提供を求める協定を締結し、次の物品を確保する。

Ｎｏ	種　　類	物　　資
1	寝具類	毛布　タオルケット　布団　枕　座布団
2	衣料品	婦人服　子供服　男性衣料　下着類　靴下
3	炊事用品	鍋　釜　やかん　フライパン　しゃもじ　オタマ　包丁 まな板　缶切
4	食器類	紙皿　紙コップ　箸　フォーク　スプーン　茶碗　哺乳瓶
5	日用品	ティッシュペーパー　トイレットペーパー　石鹸　洗濯石鹸(粉) 歯ブラシ　歯磨粉　洗剤　洗濯ロープ　洗濯バサミ　軍手 生理用品　マスク　紙おむつ(大人用・幼児用)　蚊取線香 使い捨てカイロ　雨具　クラフト・布テープ　ウェットテッシュ ゴミ袋　タオル　バケツ　殺虫剤　段ボール　ビニール袋
6	光熱材料	卓上ガスコンロ　ガスボンベ　懐中電灯　電池　ローソク マッチ　使い捨てライター
7	食料品	米　菓子パン　食パン　飲料水　牛乳　缶詰　レトルト食品　味噌 醤油　砂糖　塩　調味料　野菜　ソーセージ　茶　粉ミルク マヨネーズ　生卵　即席麺　梅干　漬物　菓子　果物　ジュース

なお、品目については、高齢者や障がい者、乳幼児等の要配慮者を考慮し、選定･更新を行っていくものとする。

(3)　家庭内備蓄

市民に対し、パンフレットや学校等の防災教育を通じて、非常用持出袋を用意しておくよう広く周知する。非常用持出袋には最低 3 日分の飲料水や食糧の他に次のようなものを入れておくように指導する。

箸、フォーク、スプーン、缶切、下着、靴下、タオル、ビニール敷物、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ひも、ナイフ、懐中電灯、マッチ、救急薬品、常用薬、ラジオ、乾電池、小銭、雨具等

また、幼児及び高齢者がいる家庭においては、必要に応じた品目を備蓄するよう指導する。

3　食糧、生活必需品の調達体制の整備

(1)　備蓄倉庫の整備によって公的備蓄する食糧及び生活必需品は、備蓄倉庫を設置して保管する。
備蓄倉庫は、市防災備蓄倉庫、市役所敷地内及び拠点となる指定避難所に設置されている。
　備蓄拠点及び補完的備蓄拠点となる指定避難所は次のとおりであり、保存期限に留意した管理運営に努める。

備蓄拠点	補完的備蓄拠点
龍ケ崎小学校、龍ケ崎西小学校、旧大宮小学校、 長戸コミュニティセンター(旧長戸小学校)、 八原小学校、馴馬台小学校、松葉小学校、長山小学校、 馴柴小学校、川原代小学校、北文間運動広場、 久保台小学校、城ノ内小学校	龍ケ崎中学校、 長山中学校、中根台中学校、 城西中学校、城ノ内中学校、 愛国学園大学付属龍ケ崎高等学校、 たつのこアリーナ、 龍ケ崎市駅、 馴馬財産区会館、にぎわい広場

(2)　搬送体制の整備
　1　、2　によって流通在庫備蓄した食糧及び生活必需品は、発災時には事業者によって上記(1)の備蓄拠点まで搬送するよう、協定書に定めておく。

第 6　災害時民間協力協定の推進

　市は、事前に関係団体(企業)や業者や自治体等と、災害時の供給協力の協定を結んでおいて、市民が緊急に必要とする量を供給できるよう、平常時から連絡を密にしておく。

●市が締結している災害協定一覧(資料編 1-1-1)

第 11 節　火災予防計画

この計画は、消防施設の充実、消防団員の教育訓練等によって消防組織の整備、強化を図るとともに、防火思想の普及により予防消防の実りを挙げて、市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期する。

第１　市民に対する火災予防の教育･啓発

火災は、消防体制の充実によるほか、防火思想の徹底と一般市民の適切な協力によって初めて防止できるものである。この点を重視し、市では、次のような啓発を通じて、防火思想の徹底に努める。

1　児童生徒等に対する教育

防火知識の向上と火災予防思想の普及に努める。

2　一般市民に対する教育

(1)　火災予防運動期間や異常気象時に、広報車、防災行政無線を活用して火災予防を呼びかける。
(2)　ポスター、立て看板等により注意を喚起する。
(3)　自主防災組織等の会合を利用し、常に防火思想の普及に努める。
(4)　広報紙利用による教育
(5)　防火に関するスライド、ビデオ等による教育
(6)　その他

第２　消防力の強化

稲敷広域消防本部及び龍ケ崎市消防団は、災害対策に有効な消防力の整備に努める。

なお消防団は、災害時には市災害対策本部消防部として、稲敷広域消防本部と連携して警戒活動、消火活動を行うとともに、平常時は地域住民に対して出火防止、初期消火等の指導を行うなど災害対策において重要な役割を担っている。そのため、消防団員の教育訓練、消防団用防災資機材の整備等、より一層消防団の強化、活性化を図る

○消防ポンプ自動車等の現況　（令和 8 年 4 月 1 日現在）

	化学車	水槽付ポンプ車	普通ポンプ車	救急車	指揮車	小型Ｐ積載車	救助工作車	はしご車	水槽車	バイク	広報車	船艇	資機材搬送車	支援車	マイクロバス
龍ケ崎消防署	1	1	2	3	1		1			2		1	2	1	1
西部出張所		1		1						0	1				
龍ケ崎市消防団		1	10		2	23			1						
計	1	3	12	4	3	23	1		1	2	1	1	2	1	1
稲敷広域消防本部全体	3	11	10	18	7		3	2	0	15	6	9	7	1	2

第３　民間自衛消防組織等の育成

火災の公共危険性にかんがみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、民間自衛消防組織の育成に努める。

民間自衛消防組織は、地域ごとに、地区別の自主防災組織のほか、婦人防火クラブや幼少年消防クラブなどを確立して、初期消火への対応教育や訓練、初動体制の訓練などを行い、防災への万全を期す。

第４　プール等による消防水利の確保

1　プールの管理者は、特別の事情のある場合を除き、災害の発生に備えて、常にプールを満水の状態しておくよう努める。その際、使用可能な学校等について、市教育委員会や竜ヶ崎南高等学校と協議する。

2　プールの設置状況は、次のとおりである。

令和７年４月１日現在

設置場所	容量ｔ	設置場所	容量ｔ	設置場所	容量ｔ
龍ケ崎小学校	386	長山小学校	455	城西中学校	520
旧大宮小学校	414	馴馬台小学校	380	中根台中学校	480
八原小学校	383	久保台小学校	385	城ノ内中学校	480
馴柴小学校	395	城ノ内小学校	382	竜ヶ崎南高等学校	500
川原代小学校	410	龍ケ崎中学校	480	たつのこアリーナ	269
龍ケ崎西小学校	403	松葉小学校	473		

第５　火災気象通報及び火災警報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに水戸気象台が茨城県知事に対して通報し、県を通じて市に伝達される。市長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。

１　火災気象通報の発表基準

実効湿度 60％以下で最小湿度 40％以下になると予想される場合又は平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

２　火災気象通報の基準

毎朝(5 時頃)、向こう 24 時間先までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当する恐れがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。また、定時通報後、予想に変化があった場合は、定時通報と同様の形式で通報を行う。

第 12 節　防災知識の普及計画

災害による被害を最小限に留めるには、市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災の為の社会をつくる市民運動の展開が必要である。このため、市、県、防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。その際、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、県、市町村、防災関係機関は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取り組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

第１　一般市民向けの防災教育

１　普及すべき防災知識の内容

(1)　風水害時の危険性(過去の災害履歴、浸水想定)

(2)　家庭での予防・安全対策

(3)　注意報・警報・特別警報等の内容と発表時に取るべき行動

(4)　指定緊急避難場所・指定避難所の位置、避難時や指定緊急避難場所での行動

(5)　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容と早期避難の重要性

(6)　河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄

(7)　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(8)　自主防災組織等の地域での防災活動

(9)　要配慮者への支援協力

(10)　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

２　防災啓発活動

市、県、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く市民へ配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

３　講習会等の開催

市、県、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

４　その他

(1)　ビデオ、ＤＶＤの貸出

(2)　インターネットの活用

第２　児童・生徒等に対する防災教育

１　児童・生徒等に対する防災教育

幼稚園、小学校、中学校、高等学校においては、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育を行ない、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体の安全確認の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたってはハザードマップ等の活用など主体的な学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

2　指導者に対する防災教育

指導者のための手引書等の作成・配布及び防災に関する指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

第３　市職員に対する防災教育

応急対策を実施する市職員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

1　応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する市職員に対しては、現場の活動を示した応急計画(マニュアル)により対策の周知徹底を図る。

2　研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

第 13 節　防災訓練計画

市及び関係機関は、災害応急対策の円滑な実施を期するため防災に関する訓練を行なうものとする。

第１　市民防災フェア

1　総合防災訓練(市主催)

市及び防災関係機関が市民と一体となり、総合的な訓練を実施する。

この訓練を行うことにより、各機関相互及び市民と緊密な協力体制を確立するとともに、防災訓練の習熟及び市民の防災意識の高揚を図る。

(1)　実施の時期及び場所

市民防災の日(8 月 24 日)を基本に実施する。訓練の会場は、市内で総合訓練に適した場所とする。

(2)　訓練の参加範囲

・龍ケ崎市	・消防	・警察	・ライフライン管理者
・自衛隊	・ボランティア	・防災関係機関	・医師会
・市民(住民自治組織、自主防災組織、避難行動要支援者、事業所等)			

(3)　訓練の内容

・現地対策本部設置訓練	・ライフライン応急復旧訓練
・各種火災消火訓練	・道路復旧・障害物除去訓練
・応急救護訓練	・ボランティアによる炊出し訓練
・被害情報収集伝達訓練	・救出救助・救護所設置訓練
・緊急救援物資輸送、配布訓練	・交通規制及び交通整理訓練

2　合同防災訓練(地域住民と市主催)

災害の規模が大規模になるほど、自主防災組織や地域コミュニティ協議会等の役割が重要であるため、地域住民と行政の役割分担を明確にして双方の災害対応の連携強化を図るため、地域住民と市が共同で防災訓練を実施する。

(1)　実施の時期及び場所

地域・学校・市で日程を調整し決定する。その際、風水害等に関する訓練を実施する場合は、梅雨の時期等降水量の多い時期を考慮しながら日程を選定する。

場所は、市内各地域の小中学校、コミュニティセンターを基本とするが、水害については浸水予想地域、土砂災害については土砂災害警戒区域を考慮して選定する。

(2)　訓練の参加範囲

・龍ケ崎市	・消防団	・防災関係機関等
・市民(住民自治組織、自主防災組織、避難行動要支援者、事業所等)		
・小中学校、高等学校、保育所、幼稚園等	・病院、社会福祉施設等	

(3)　訓練内容

・市災害対策本部と地域(指定避難所等)の情報収集		・伝達訓練
・住民集団避難、安否確認訓練	・指定避難所の開設	・運営訓練
・避難行動要支援者支援訓練	・炊き出し訓練	

(4)　防災訓練時の交通規制

竜ケ崎警察署は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認められるときは、防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路区間を指定して、歩行者、又は車両の通行を禁止又は制限するものとする。

第２　龍ケ崎市職員訓練

市職員の災害対応能力向上のため防災訓練を実施する。

(1)　訓練内容

・非常参集訓練
・災害対策本部運営訓練
・情報収集・伝達訓練

・その他「職員初動対応マニュアル」を活用した訓練

(2)　通信訓練

被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を行うとともに、非常用電源装置を活用しての通信訓練も実施する。また、有線及び県防災行政無線が不能になったときに備えて、関東地方非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

第３　水防訓練

１　訓練の種類

(1)　２組合合同水防訓練

稲敷地方広域市町村圏事務組合及び利根川水系県南水防事務組合の 2 組合合同による水防訓練を、毎年洪水が予想される降雨期前(5 月～6 月頃)に 2 組合構成市町村、消防団、県、自衛隊等の関係機関の協力を得て実施する。

(2)　その他の水防訓練

国土交通省及び関係自治体が主催する利根川水系連合・総合水防演習並びに県が主催する茨城県総合防災訓練にも積極的に参加協力するものとする。

２　訓練内容

(1)　市職員、消防職員、消防団員の招集及びその編成訓練
(2)　情報収集・伝達通信訓練、本部運営訓練、水防工法訓練、救出救助訓練、その他水害時の活動に必要な訓練

第４　消防訓練

稲敷広域消防本部の協力により、市地域消防活動の円滑な遂行を図るため、消防団員に必要な基礎訓練を実施する。

１　規律訓練

消防団員の消防活動の円滑な遂行を図るため、部隊行動の統率及び消防資機材の運用に関し基礎的な訓練・講習を最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

２　消防ポンプ操法訓練

消防団員の消防活動に際する消防ポンプの操作･熟達及び火災防ぎょに関する諸般の要求に適応させるため、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

第５　避難、救助訓練

水防、消防の災害防ぎょ活動とあわせ、災害発生時の人命財産の保護のため、特に避難救助に関し、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設等にあっては受入れ者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するよう指導する。

第６　各自主防災組織等による防災訓練

各自主防災組織、住民自治組織、地域コミュニティ協議会は、「龍ケ崎市自主防災組織防災訓練実施マニュアル」に基づき、自助・共助の防災能力向上を図るため防災訓練を実施する。その際、訓練計画・指導について地域に在住する防災士の活用を図るものとする。

第７　土砂災害防災訓練

市は、土砂災害の発生に備え、地域住民の避難及び関係機関の連携を中心とした土砂災害対応訓練を実施し、地域住民の参加を促進する。

第 14 節　自主防災組織の確立及び育成計画

災害対策基本法第 5 条第 2 項の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、行政区を単位に自主防災組織を確立するとともに、ボランティアの活動環境を整備する。

第１　自主防災組織の育成等

市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは皆で守る。」ことが大切であり、こうした自主防災思想の普及、自主防災活動の条件整備の向上に努める。

1　組織の整備

(1)　組織の単位

ア　市は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域の防災体制の充実を図るものとする。また、研修などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加･交流できる環境を整え、これらの組織の日常的活動と、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の推進に努めるものとする。自主防災組織は、行政区を単位として編成するが、それらの規模が地域防災活動の単位として大き過ぎる場合には、道路、水路などの地形条件を考慮したうえで、さらにブロック分けする

イ　日常生活にとって基礎的な地域として、一体性を有する地域を単位とする。

(2)　組織の編成

自主防災組織には組織をとりまとめる会長をおき、その下に次の活動班基準を編成する。
活動班ごとにも班長を定める。

会　　長
- 情報班(情報の収集、伝達)
- 巡回・点検班(ガス漏れ、加熱電気器具等の点検)
- 消火班(消火器等による消火)
- 救出救護班(負傷者の救出救護)
- 避難誘導班(住民の避難誘導等)
- 給食・給水班(給食、給水活動)

(3)　組織の運営

自主防災組織を円滑に、効率よく運営していくために基本的な事項については規約を設けておく。また、自主防災組織活動の手引きに基づき、自主防災組織活動マニュアル作成を促す。

●自主防災組織活動の手引き

●自主防災組織活動の手引き(資料編)

2　活動内容

自主防災組織の活動内容は、次によるものとする。

○組織の主要活動内容

平常時の活動	災害時の活動
①避難行動要支援者の支援を含めた地域コミュニティ活動の推進 ②日ごろの備え及び災害時の行動等に関する正しい防災知識の普及、地域の危険箇所の点検・把握等。 ③情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救援等の防災訓練の実施 ④消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資器材の整備・点検 ⑤災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認 ⑥担当する避難所運営の準備	①初期消火の実施 ②情報の収集・伝達 ③救出･救護の実施及び協力 ④集団避難の実施 ⑤炊き出し及び給水､救助 ⑥物資の配分に対する協力 ⑦避難所の運営(市及び学校等との調整)

3　組織の育成指導

自主防災組織の育成にあたっては、住民の自主防災組織に対する関心をかん養するとともに、初期消火等自主防災活動の活発化を促進するための育成指導を図る。

また、龍ケ崎市自主防災組織連絡協議会を通じ、自主防災ネットワークの強化を推進する。

・防災資機材を活用した定期的(年 1 回以上)な防災訓練を行うこと。
・防災資機材の定期的な点検を行うこと。
・地域の実態(危険物、危険地域、指定緊急避難場所、水利、人口等)を常に把握しておくこと。

・地域防災マップを作成すること。
・地域防災マップを自主防災組織内の住民に配布し、有効に活用すること。
・地域防災マップが、地域の実情と相違するようになったときは、自主的に再作成するように努めること。
・講演会、講習会、映画会、研修会、座談会等の開催に努めること。
・隣接自主防災組織及び地域内関係事業所の協力体制の確立に努めること。

4　リーダーの育成

各自主防災組織のリーダー(会長及び班長等)の意識や知識は、それぞれの自主防災組織活動の災害に対する即応力を左右する。このため市は、消防団経験者・ボランティア活動経験者、防災士など防災に対する専門知識を有する者又は各組織の会長等に対し、リーダーを養成するための教育を計画する。

第２　ボランティアの育成等

災害時に大きな役割の期待できる災害ボランティアの活動環境の整備や企業防災組織の活用を図る。

災害ボランティアの活動対象としては、医療、看護、防疫、語学、アマチュア無線、建築物の被災度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、指定緊急避難場所等における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあり、これら双方を十分に活用できる体制を整備する。

1　災害ボランティアの担当窓口の設置

市及び県は、災害発生時におけるボランティアの活動を支援するため、事前に一般ボランティアの担当窓口を設置し、市社会福祉協議会との連携、協力体制を準備する。

県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の受入れ窓口となり、災害発生時にはその活動が円滑に行われるよう、ボランティアセンター等を拠点として、被災地ニーズの集約及び活動体制を整備し、その機能を強化する。市及び社会福祉協議会は、市公式サイトで「ボランティアの活動種別などの受入れ窓口」を掲載し、広く情報を発信する。

2　災害ボランティアの活動環境の整備

(1)　災害ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・事業者等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動に関する知識や情報の周知策を検討する。

(2)　災害ボランティアの活動拠点の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、市社会福祉協議会の災害ボランティアセンターを中心として地域の活動拠点の整備に努めるとともに、ボランティア活動に必要なファクシミリ、パソコン等通信機器等の資機材整備に努める。

(3)　ボランティア保険への加入促進

市はボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努めるものとする。

(4)　ボランティア「受入窓口」との連携強化

市は、市社会福祉協議会と県社会福祉協議会が締結した「災害時支援に関する協定」に基づき、更なる連携強化を図る。

なお、ボランティアが不足している場合は、市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会等を通して全国に応援を要請するものとする。

なお、災害時における災害ボランティアの募集方法や組織体制については、龍ケ崎市災害ボランティアセンター運営マニュアルを整備して構築した。なお平成 20 年 1 月 24 日に流通経済大学との間に締結した「大規模災害時における協力体制に関する基本協定」に基づき、災害時の学生ボランティア派遣等、市民等の安全確保及び生活復興などの協力体制について、更なる連携強化を図る。

また、ボーイスカウト等の組織を中心とした屋外生活用具の使用方法についての講習会なども、防災訓練に取り入れることを検討するものとする。

第３　事業所等の地域防災活動への参画促進

事業所等が地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定める。

自然災害による不測の事態から事業所の「事業(経済活動)継続」を確保するため、事業所に対し、災害時における事業継続を目的とした「事業継続計画(ＢＣＰ)」の作成を促す。

また、事業所等は防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化を実施する等、事業所防災活動の推進に努める。

1　事業所等の平常時対策

(1)　自衛防災組織の結成

(2)　事業所内での防災訓練の実施

(3)　市や地域の自主防災組織等が行う防災訓練への参加

(4)　防災マニュアル(災害時行動マニュアル)の作成

(5)　社員への防災教育の実施

(6)　ボランティア活動への支援等、地域への貢献を積極的に行う

2　災害時対策

(1)　情報の収集伝達

(2)　出火防止及び初期消火

(3)　従業員、顧客の避難誘導

(4)　従業員、顧客の救出救護

3　災害後の対応

(1)　経済活動の維持

(2)　市民、行政、取引先事業所等と連携した、地域の速やかな復旧

4　市の役割

市は、事業所等を地域コミュニティの一員として連携し、防災訓練への積極的参加の呼びかけを行うとともに、防災に関するマニュアルの作成支援等を促す。

平時には、災害発生時に速やかな対応が取れるよう、情報提供に努める。災害発生時には、速やかな応急対応ができるよう支援する。

第４　各防災組織相互の連携･協調

市は、自主防災組織・ボランティア・自衛消防組織が、災害時に協力して地区の防災活動を効果的に実行するために、平素から防災訓練等を合同で開催すること等を指導する。

また、各組織合同で地区ごとに講習会を開催したり、総合防災訓練時に地区ごとの活動を取り入れたりすることも検討する。

第５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。詳細の地区防災計画の作成手順については、地区防災計画ガイドラインに準ずる。

作成された地区については下記の通りである。

作成地区	作成年月日
北文間地域コミュニティ協議会	平成 29 年 3 月
長戸コミュニティ協議会	平成 30 年 7 月
八原まちづくり協議会	令和 4 年 3 月
馴柴まちづくり協議会	令和 5 年 3 月
長山地域コミュニティ協議会	令和 6 年 1 月
久保台小学校区わくわく協議会	令和 6 年 1 月

第 15 節　避難行動要支援者支援計画

近年の災害事例においては要配慮者(高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など)のうち、避難行動要支援者(災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者)が被害を受ける場合が多いことから、特別に配慮した避難等の行動支援を積極的に推進する。

このため、市及び避難行動要支援者を入所させる社会福祉施設の管理者(以下「施設管理者等」という。)等は、風水害等から避難行動要支援者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制を整備していくよう努めるものとする。

また、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難路の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

第１　社会福祉施設等の安全体制の確保

1　防災組織の確立

市は、施設管理者等に対し、災害時の職員の職務分担・動員・避難誘導に関する計画の作成及び、入所者の情報(緊急連絡先・家族構成・日常生活自立度等)の整理・保管を指導・助言する。

施設管理者等は、地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るための情報伝達、救助等の体制づくりを自主防災組織等の協力を得て進めるものとする。なお、市は福祉施設、病院、自主防災組織等に対して重度の避難行動要支援者について発災時に①だれが、②だれを、③どこへ、④どのようにして避難させ、救助をするか等の対応策を事前に定めておくよう指導する。

2　施設の安全性確保

施設管理者等は、施設の耐震診断及び必要な耐震補強の実施に努めるとともに、救助袋や昇降機、排煙装置、スプリンクラー、非常用自家発電機等の防災設備の設置を促進する。

また、窓ガラスやロッカー、キャビネット等の飛散・落下・転倒防止措置を徹底し、食糧、飲料水、医薬品、生活必需品、移送用具、防災資機材等の備蓄に努める。

3　防災教育・防災訓練の実施

市及び施設管理者等は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、休日等における防災訓練や防災関係機関、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

市は、市で実施する総合防災訓練に、施設職員及び入所者の参加を促進する。

第２　避難行動要支援者の救護体制の確保

1　避難行動要支援者の把握

市は、民生委員児童委員等の協力を得て避難行動要支援者に関する次の情報を把握し、保管する。

・住 所　　・家族構成　　・緊急連絡先　　・日常生活自立度(情報提供同意者のみ)
・かかりつけ医療機関等　　・その他必要なこと

この際、プライバシーを保護するために、この情報の取扱いには十分注意し、万全を期す。

また、住民自治組織等の地区組織では、近隣の避難行動要支援者世帯との日常からの近所づきあい等を通してコミュニケーションを図っておくことにより、災害時の避難介助や救出活動の円滑化を目指す。

2　避難行動要支援者支援チームの設置

市は、「避難行動要支援者支援チーム」を設けるなど、避難支援業務を的確に実施する体制の整備を検討する。

チームの編成にあたっては、消防団や自主防災組織など地域の自主防災活動を展開する市民との協力体制を十分考慮するとともに、市福祉関係機関やこれに従事する者などの協力を得て、避難支援プラン等を作成し、これを基に避難支援活動を実施する。

また、福祉関係者に対する防災研修等の定期的な実施を検討する。

3　避難支援プラン策定のための情報収集

市は避難支援プランを策定するために、個人情報となるデータに配慮しながら、避難行動要支援者情報の把握と共有化に向け、避難行動要支援者台帳を作成する。

共有した情報は、福祉関係課及び防災関係課との連携により、警察署、住民自治組織(自主防災組織)、消防団等の避難支援等関係者等への適切な情報提供を実施し、避難行動要支援者の安否確認及び安全な避難活動のために活用する。

4　避難支援計画の具体化

福祉関係部局及び防災関係課は、避難行動要支援者が避難する際、どのような支援が必要かを見極め、避難行動要支援者一人に対しての支援者の人数や救援に際しての優先順位など、具体的な対応策を検討し、これを具体化した災害時避難行動要支援者避難支援プランを作成した。今後は、個別避難計画の作成等、支援体制の拡充を推進していく。

●「龍ケ崎市災害時避難行動要支援者避難支援プラン」

5　避難行動要支援者への緊急通報等

(1)　情報伝達体制の整備

市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、避難に関する情報伝達のマニュアルを作成するとともに、情報伝達体制の整備に努める。

(2)　緊急通報システムへの加入促進

震災時においても的確かつ迅速な救援活動を行うため、高齢者及び障がい者などの緊急時に対応するために緊急通報システムの整備を進めており、家庭内で発生した病気、事故、生活面での相談や緊急通報に対して２４時間３６５日対応できるように整備している。このため、高齢者及び障がい者に対して、緊急通報システムへの加入を促進する。

(3)　防災知識の普及・啓発

避難行動要支援者及びその介護者を対象に、緊急通報に関する情報周知のためのリーフレット、広報紙、ホームページ等を作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

6　避難行動要支援者に配慮した避難所運営体制等の整備

障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に行うための文字放送やテレビファクシミリの設置、避難行動要支援者等を考慮した生活援助物資の備蓄及び調達先の確保等、避難行動要支援者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、指定避難所の運営計画を策定する。

7　避難行動要支援者に対する防災対策の充実

(1)　近隣住民同士のコミュニケーションづくり

災害時において緊急に避難する際は、近隣住民の助け合いによる避難行動が重要となるため、平常時から地域活動を通じ、避難行動要支援者世帯等とのコミュニケーションづくりを推進する。

(2)　福祉避難所(避難行動要支援者用避難所)

指定避難所における避難生活は、避難行動要支援者にとって、また、その介護者や親にとって身体的、精神的負担が多くなることが予想されるため、避難行動要支援者用に一般の指定避難所とは別に公共施設(コミュニティセンター)に福祉避難所を設置し、ここに受入れる。

また、福祉避難所で対応が不可能な事態等を想定し、事前に、老人福祉施設、障がい者支援施設等で民間福祉避難所の設置について広く協力を求め、協力を得られる施設を民間福祉避難所として指定する。

さらに、福祉避難所では、高齢者や障がい者の介護、乳幼児の保育のための資機材の調達を行うとともに、聴覚障がい者とのコミュニケーション対策として、手話通訳や要約筆記を行うボランティア団体に対し人材の派遣要請を行う。

8　防災訓練の実施

自主防災組織やボランティア等の協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施や、総合防災訓練に避難行動要支援者及びその避難支援等関係者の参加を促進する。

第３　外国人に対する安全確保の充実

1　外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

2　外国人の防災訓練への参加

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、市が実施する防災訓練に外国人の参加を呼びかける。

3　防災知識の普及・啓発

市は、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

4　災害時マニュアルの携行促進

県及び市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、外国人登録の窓口等で氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行促進に努める。

5　外国人が安心して生活できる環境の整備

(1)　外国人相談体制の充実

市は、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県及び(公財)茨城県国際交流協会の外国人相談窓口を紹介する。

(2)　外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、指定避難所等の表示と災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、県とともに案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(3)　外国人への行政情報の提供

市は、県とともに生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブックにより情報提供を行う。また、住民情報案内システム、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供の検討を進める。また、県とともに外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進等を図る。

(4)　外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、県とともに外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(5)　語学ボランティアの確保等

市は、県とともに災害発生時における語学ボランティア活動を支援するとともに、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図られるよう、多言語による防災対策対話集等の作成に努める。

(6)　語学ボランティアの周知

市は市民に、(公財)茨城県国際交流協会が提供する、語学ボランティアに関する情報を周知する。

第４　帰宅困難者に対する備え

災害時には通勤や通学、出張、買物、旅行等の理由などで、一時的に市内にとどまることを余儀なくされる人々が発生することが予想される。市は、これら帰宅困難者に対し、関係する防災関係機関、事業所等と連携して各種の対策を講ずる。

1　災害情報の提供及び事前対策の普及啓発

市は、開設した指定緊急避難場所等に関する情報や、鉄道等の交通機関の運行状況や復旧予定に関する情報を、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に情報提供できる体制の整備を図る。

災害発生時には、徒歩での帰宅が避けられなくなる場合があることから、日頃からの周辺地域の防災情報や避難施設の位置確認等を行い、災害発生時の準備、個々の危機管理姿勢についての意識啓発を図る。特に、事業所、学校等における水、食糧、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

また、帰宅が困難となった場合、無理に帰宅せず勤務している各事業所又は各学校等にとどまり待機するか、事業所であれば災害時の行動指針に従って情報収集にあたるなど、防災活動の一翼を担いながら、帰宅への道の復旧を待つよう指導する。

2　事業所における帰宅困難者対策の推進

災害発生当日に帰宅することが困難な者は事業所等にとどまり事態の推移をうかがう等の行動が予想され、水、食糧、毛布などの備蓄がない事業所等において、物資の需要が多発的に発生することが予想されるので、備蓄の促進を啓発する。

また、具体的な行動基準を定めた「帰宅困難者事業所避難マニュアル」の策定もあわせて促進し、マニュアルの規定内容の例は下記のとおりとする。

(1)　非常時の事業所内の対策本部機構と活動ごとの役割分担

(2)　本部機構の設営場所

(3)　本部機構の任務内容

ア　社員、家族の安否確認

イ　被災状況の把握、提供

ウ　救出、救助の応援指示

エ　必要資機材、資金等の調達

オ　広報、近隣事業所、関連会社との情報交換、支援要請

カ　その他、防災対策上重要事項の決定、指示、報告

キ　緊急時の顧客対応体制

ク　実働部隊編成

・通信、連絡(消防機関、防災センター等や事業所責任者)　・初期消火　・避難誘導 ・安全防御　・けが人の応急救護、医療機関への搬送　・重要備品搬出

ケ　緊急連絡網の整備

・緊急動員する社員の指定　・リーダー、サブリーダーの指定 ・二重三重の通信手段の用意と情報の一元化

3　学校における避難所運営支援

学校は、災害時に児童・生徒等の生命、身体の安全確保に万全を期するため、学校防災に関する計画、避難(防災)訓練、防災教育、防災研修の充実を図るとともに、学校が避難所となった場合の運営支援等にも考慮し、学校防災マニュアルを策定する。

(1)　学校防災マニュアルは地域の実情を踏まえ、安全確保の体制、教職員の役割分担、情報連絡体制、避難所の支援に関する実施要領とし教職員、保護者に周知対策を明示する。

(2)　災害時に応急教育が実施できるよう必要な計画の作成に努める。

(3)　教育活動の再開に際しては、健康・安全教育、生活指導に重点をおき、弾力的な教育活動が行えるよう配慮する。

(4)　避難所に指定されている学校は、学校防災計画の中に避難所の支援に関する運営計画を加え、市と協議の上、その対応を明示する。

(5)　発災初期の段階で行う教職員による避難、誘導対策を明示する。

(6)　避難(防災)訓練は、年間を通して教育課程の中に位置付けるなど、計画的な実施計画を明示する。

(7)　震災時、児童・生徒等の安全確保に向け、教職員の的確な判断行動力を養うため、防災に関する研修の内容について明示する。

4　駅やバスターミナルなど交通施設における帰宅困難者対策の推進

災害が発生した場合、帰宅しようとする人が駅舎やバスターミナル等へ殺到し、混乱した事態の発生が予測される。市は、交通関係機関に対して施設の安全対策を推進するよう要請するとともに、帰宅途中の人々の安全を考慮した混乱防止対策の協議を検討する。

また、駅周辺やバス停留所周辺等での、滞留者の誘導、情報の提供等を行い、身体の変調や疲労を訴える人のために一時休憩所を用意する。

大震災時に大量の帰宅困難者を輸送する手段はなく、徒歩帰宅を原則とするが、高齢者、病弱者など自力で遠距離を徒歩帰宅することが困難な人に対しては代替輸送手段を検討する。

5　観光等での来訪者における帰宅困難者対策の推進

市内に旅行や出張等で訪れているときに災害に遭遇して帰宅が困難になった人は、通常の住民同様、近隣の指定避難所へ受入れるよう、受入れ体制を検討する。なお、通信や交通機関が復旧

し、帰宅が可能になったときは、速やかに帰宅するよう促すものとする。但し、指定避難所では、一般住民の避難者とは別のスペースに受入れるよう配慮する。

外国人の帰宅困難者については、言葉によるコミュニケーションギャップが大きいことから、孤立によるストレスが大きくなることが考えられるため、国内旅行者以上に配慮した対策を検討する。

6　道路走行中運転者等の帰宅困難者対策

市は、道路走行中の運転者や同乗者の一時的な避難を考慮し、沿道に立地する大型駐車場を有する公共的な施設への避難誘導と、その受け入れ体制を検討し、その対策を講ずる。

また、沿道の立地する大型商業施設など多数の駐車スペースの確保が可能な施設事業者に対し、災害時緊急避難に関する協力を求める。

7　龍ケ崎市民で帰宅困難となる者の備え

龍ケ崎市民で、首都圏等に通勤・通学をしている者が多くいることから、災害発生時に公共交通がストップし、帰宅困難となるものが相当数に上ることが想定される。市外で、被災した場合は、基本的には被災した市町村等の公共団体や、事業所が帰宅困難者の対応にあたることとなるが、当市では市民に対しＮＴＴが災害時に提供する「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話等の通信事業者が提供する「災害用伝言板」の活用方法を広く周知する。

また、発災時の「むやみに移動を開始しない」ことや、被害状況及び公共機関の復旧見直し等の情報を把握し、冷静な行動をとれるように啓発を図る。

第２章　災害応急対策

第１節　組織計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて迅速に応急活動体制を確立し、情報の収集、避難救護、災害の拡大防止等に努めるための組織について定める。

第１　市災害対策本部設置

市及び防災関係機関は、市内の地域において災害が発生又は被害が予測される場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため市は、防災対策の中枢機関として、災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

１　設置及び廃止基準

(1)　市災害対策本部設置基準

本部は、次の場合に設置する。

ア　市内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたとき

イ　前号のほか激甚である災害で、災害応急対策を特に必要とする場合

ウ　災害救助法の適用を要する災害が発生した場合

エ　その他市長が必要と認めた場合

(2)　災害対策本部廃止基準

本部は、次の場合に廃止する。

・災害応急対策が概ね完了した場合

・その他本部長が必要なしと認めた場合

(3)　動員配備基準とその対応

動員配備基準とその対応は「本章第２節　第１職員の参集、動員、配備」に示したとおりである。

(4)　災害対策本部組織

災害対策本部は本部長を市長、副本部長を副市長(又は教育長)が務め、事務局長を危機管理監が務める。本部には部が設けられ、各部長が本部員を構成する。

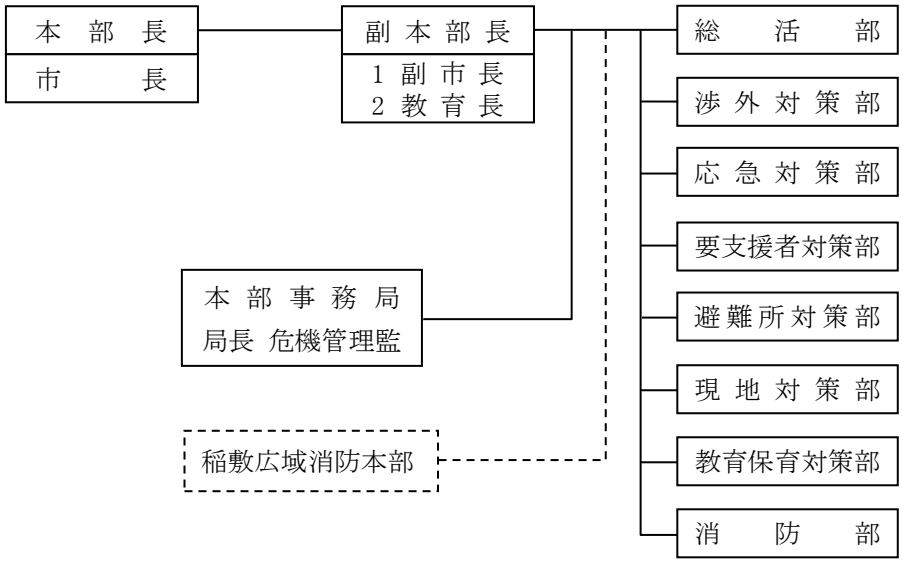

2　本部の設置

(1)　設置に関する指示及び伝達

市災害対策本部事務局長は、次の流れで本部設置に関する指示を行うとともに、副本部長に連絡する。

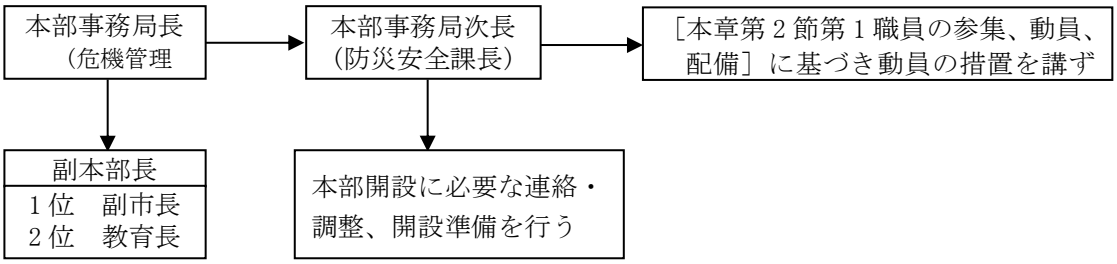

(2)　本部室の設営

本部事務局次長(防災安全課長)は、別記「本部室配置概要図」に基づき、次の区分に従い、速やかに本部室を整備する。本部室は市役所庁舎附属棟１階会議室又は庁舎５階全員協議会室に設営することを基本とするが、市役所が使用不能の場合には第１順位に龍ケ崎市文化会館、第２順位にたつのこアリーナに設営する。

この場合の整備はその施設の備品を使用し、不足する物品は速やかに調達する。

●『災害対策本部備品一覧』・『本部室配置概要図』（資料編 2-1-2)

(3)　本部設置時の職員の参集及び動員

ア　参集場所

市災害対策本部を設置した場合、職員は次の区分により参集する。

参集場所	参集者	設　置　場　所
本部室	本部長 副本部長 本部事務局長 各部長	市役所庁舎附属棟１階会議室 又は ５階全員協議会室
所属する課	上記以外の者	各班長の指示する場所

イ　職員の動員

危機管理監は、市災害対策本部の設置及び活動体制の決定に基づき、応急対策実施のため必要な職員の動員を防災安全課長に命じて実施する。

なお、動員の手順は「本章　第２節　第１職員の参集、動員、配備」に示すとおりである。

3　災害対策本部の運営

(1)　災害対策本部の運営

災害対策本部では、本部長の指示のもと、災害対策に関する重要な事項について決定するための災害対策本部会議を開催する。また、災害対策本部運営のための庶務は市災害対策本部事務局が担当する。

(2)　災害対策本部会議の協議事項

災害対策本部会議は、本部長・副本部長・本部員で組織し、おおむね次に掲げる事項について協議する。本部員となる各部長は、災害情報・被害状況及び応急対策の状況等必要な事項について、随時、本部事務局に報告する。報告の様式は、龍ケ崎市災害対策本部要綱に示す様式１及び様式３とする。

ア　本部の動員配備体制の切替及び廃止に関すること。
イ　災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
ウ　本部長の市民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。
エ　災害救助法の適用に関すること。
オ　自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
カ　他の地方公共団体に対する応援要請に関すること。
キ　災害対策に要する経費の処置方法に関すること。
ク　その他の災害に関する重要な事項

(3)　災害対策本部会議の開催

ア　災害対策本部会議は、特別な指示がない限り災害対策本部で開催する。

イ　各本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

ウ　各本部員は、必要により班長、その他所要の班員を伴って、会議に出席することができる。

エ　各本部員は、会議の招集が必要と認めるときは、本部事務局長にその旨申し出るものとする。

(4)　決定事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長又は各本部員が班員に周知を要すると認めたものについて、各本部員は、速やかにその徹底を図るものとする。

(5)　防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するため、無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

(6)　職員の健康管理及び給食等

本部事務局次長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配慮し、適切な措置をとるものとする。

(7)　関係者以外の立入り制限

災害対策本部は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

4　災害対策本部設置等の通知及び公表

本部事務局長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに次により通知及び公表する。

通知及び公表先	方　　法	担　　当
茨城県防災・危機管理課	TEL　029-301-2885 県防 8-100-8440 県防 FAX 8-100-8450	本部事務局長
茨城県県南県民センター	TEL　029-822-7010 県防 8-103-8403 県防 FAX 8-103-8453	
稲敷広域消防本部	TEL　0297-64-0123 県防 8-830-8400 県防 FAX 8-830-8450	
竜ケ崎警察署	TEL　0297-62-0110	
隣接市町村長及び災害協定締結市長	電話、県防災行政無線、文書	
報道機関	口頭又は文書	情報伝達・広報班長
市民	防災行政無線固定系、広報車	
その他必要と認める機関		

5　国の現地災害対策本部及び県の災害対策本部との連携

市は、国の現地災害対策本部及び県の災害対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第２節　動員計画

市は、龍ケ崎市内において災害が発生又は被害が予測される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。災害発生直後、事前に定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努める。

第１　職員の参集、動員、配備

１　職員の動員配備体制区分の基準及び内容

体制区分		動員基準	配備人員	参集基準
警戒体制	第１	龍ケ崎市に大雨洪水警報等の気象警報が発表されたとき	約３名	警報覚知により自動参集する
	第２	・台風が茨城県を通過することが確実となったとき又は龍ケ崎市に局地的な被害が予想されるとき ・水防団待機水位に到達したとき （小貝川（水海道）、利根川（押付・横利根）、牛久沼水位観測所）	約15名	危機管理監の判断（本部長の承認）により増員する
動員体制	第１	・台風又は集中豪雨等により市内全域で被害が予測されるとき、又は、市内の一部で被害が発生したとき ・氾濫注意水位に到達したとき （小貝川（水海道）、利根川（押付・横利根）、牛久沼水位観測所）	約45名	危機管理監の判断（本部長の承認）により増員する
	第２	・台風又は集中豪雨により土砂災害警戒情報が発表された時、又は、複数地区で被害が発生したとき ・避難判断水位に到達したとき （小貝川（水海道）、利根川（押付・横利根）、牛久沼水位観測所）	約70名	災害対策本部長の判断により増員する
	第３	・台風又は集中豪雨により特別警報が発表されたとき、又は、甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性があるとき ・氾濫危険水位に到達したとき （小貝川（水海道）、利根川（押付・横利根）、牛久沼水位観測所） ・小貝川または利根川が越水・破堤したとき	約120名	

※配備人員は、体制区分ごとの最低人数であり、災害の状況や被害の規模により臨機応変に配備人員を増減させる。また、災害は昼夜を問わず発生するため、配備人員を24時間体制（8時間交代）で運用する。

２　配備動員計画

部課等		配備動員計画				
		警戒体制		動員体制		
		第１	第２	第１	第２	第３
本部事務局	防災安全課	○	○	○	○	○
	その他		○	○	○	○
総括部	総務班			○	○	○
	情報収集班		○	○	○	○
渉外対策部	情報伝達・広報班			○	○	○
	相談窓口班			○	○	○

要支援者対策部	要支援者対策班		○	○	○	○
避難所対策部	避難所班		○	○	○	○
	救護班			○	○	○
現地対策部	物資調達班			○	○	○
	飲料水確保班		○	○	○	○
応急対策部	応急復旧班				○	○
教育保育対策部	教育保育対策班			○	○	○

3　職員動員の方法

(1)　勤務時間内

ア　動員伝達系統

勤務時間内における動員のための伝達系統は次のとおり。

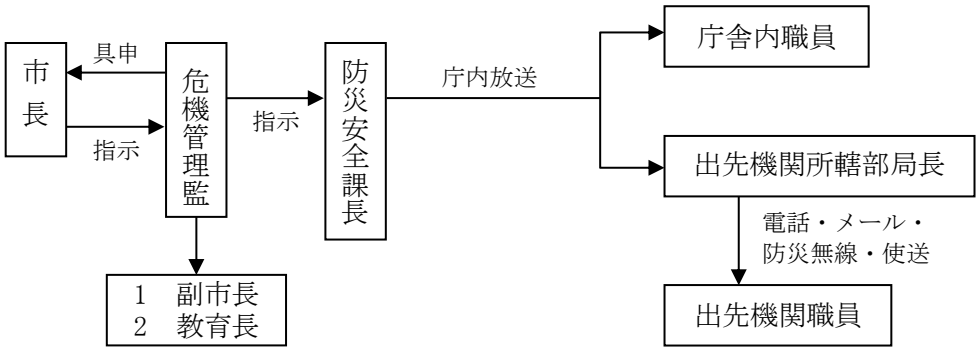

イ　動員伝達方法

防災安全課長は、庁内放送により庁舎内勤務職員に動員の伝達をする。

○庁内放送文(例)

「市長の緊急命令を伝達します(2 回繰返す)。台風○○号の影響で市内に被害が発生した模様である。○○時○○分災害対策本部を設置し、○○体制により応急対策を実施することとした。職員は、既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰返します。」

庁内放送により動員の伝達を受けた出先機関を所轄する部長は、電話により出先機関勤務職員に動員を伝達する。電話が使用できない場合は、ハイブリッド IP 無線機の活用による伝達の他、班員の使送により動員を伝達する。

(2)　勤務時間外

ア　動員伝達系統

勤務時間外における動員のための伝達系統は次のとおり。

【警戒体制の場合】

一般的小規模災害時の連絡系統図による

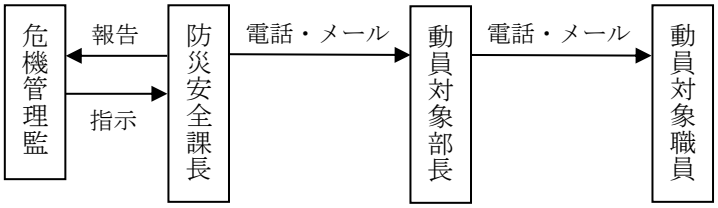

【動員体制の場合】

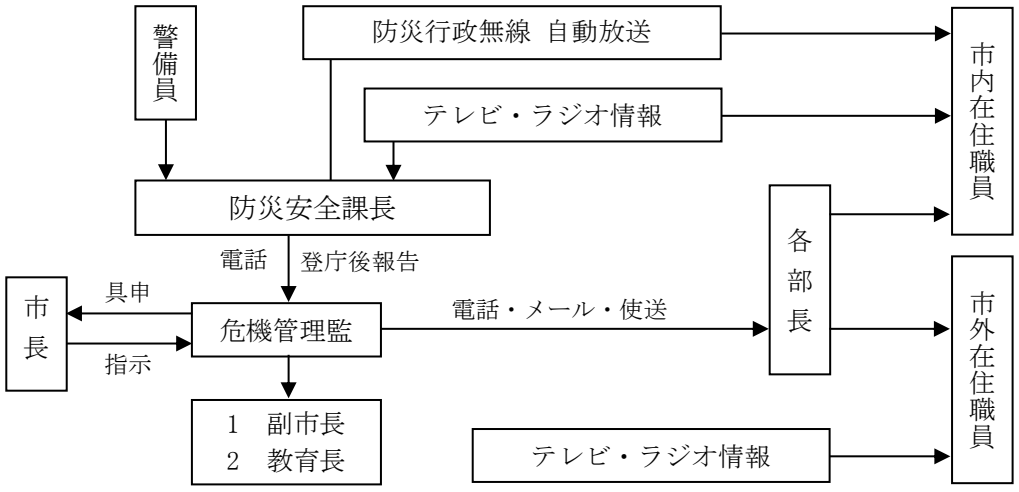
警備員
防災行政無線 自動放送
テレビ・ラジオ情報
市内在住職員
防災安全課長
電話
登庁後報告
各部長
市長
具申
指示
危機管理監
電話・メール・使送
市外在住職員
1　副市長
2　教育長
テレビ・ラジオ情報

2)　動員伝達方法

【警戒体制の場合】

〈警戒体制第 1〉

動員対象者は自宅周辺の状況を防災安全課長補佐に電話連絡する。防災安全課長補佐は、動員対象者に伝達する。

動員対象者は自宅周辺の状況を防災安全課長補佐に電話連絡し、防災安全課長補佐はその状況から被害が予想された場合は防災安全課長に連絡、防災安全課長は危機管理監に報告し、危機管理監の指示により一般的小規模災害時の連絡系統に従って、動員対象者に伝達する。

〈警戒体制第 2〉

また、警戒体制第 1 による動員配備後、警戒体制第 2 による動員配備が必要な場合は、防災安全課長は危機管理監に報告し、危機管理監の指示により一般小規模災害時の連絡系統に従って、動員対象者に伝達する。

【動員体制の場合】

動員対象職員は、第 1 職員の参集、動員、配備(1)動員配備体制区分の基準及び内容に示す状況から判断し、自主登庁又は義務登庁する。動員体制は、登庁後に危機管理監の報告を基に市長が判断し、危機管理監が、市長又は副市長の指示を電話、メール、防災行政無線及び庁内放送により伝達する。

○自主登庁

事前に指名された職員は、勤務時間外にあっても大雨、洪水、暴風警報・特別警報のいずれかが龍ケ崎市に発表され、市内の一部に被害の発生を知った場合は、動員伝達の有無にかかわらず、自主的に登庁する。

○義務登庁

職員は、勤務時間外に市内全域に及ぶ被害が発生し、さらに拡大の可能性があることを知った場合は、登庁することを義務とする。

職員は、時間外に登庁する場合は、次のものを携行するよう努める。

・身分証明書　・食糧(3 食分程度)　・飲料水(水筒)　・雨衣、防寒衣
・ラジオ　・懐中電灯　・乾電池

(3)　動員状況の調整及び報告

ア　各部長は、要員が不足する班が生じたときは、部内他班の職員を応援させるものとする。この場合、市災害対策本部事務局に報告するものとする。

イ　各部長は、配備についた人員を随時、市災害対策本部事務局に「災害時職員配備計画兼動員状況報告書」により行う。

●災害時職員配備計画兼動員状況報告書(資料編 2-1-1)

第２　配備時の初期活動項目

・本部長、副本部長に対する連絡
・職員の動員と配備指令
・防災行政無線の開局
・県及び防災関係機関との連絡
・災害に関する情報の収集及び伝達
・被害状況の把握
・指定緊急避難場所への要員派遣
・指定避難所の開設
・地区活動拠点への要員配備(勤務時間外においては、龍ケ崎市地区活動拠点運営マニュアルに基づく指定職員の配備(地震災害対策計画編に準ずる)
・情報共有会議の実施

第３　本部事務局及び各部・班の事務分掌

１　本部事務局の事務分掌

地震災害対策計画編に準ずる。

２　部・班の事務分掌

地震災害対策計画編に準ずる。

第３節　気象情報等計画

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合の気象及び水防に関する特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報並びに情報の伝達等の災害対策に必要な命令の伝達を迅速、確実に実施するための計画を定める。

第１　特別警報・警報・注意報・竜巻注意情報・土砂災害警戒情報・気象情報の収集伝達系統

１　注意報・警報の種類と発表基準

水戸地方気象台が龍ケ崎市を対象にして行っている注意報及び警報等の種類とその発表基準は次のとおりである。

なお、注意報とは大雨、強風等により災害が予想される場合に行うものであり、警報とは重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行うものである。

警報・注意報発表基準　　発表官署　水戸地方気象台　令和７年５月 29 日現在

龍ケ崎市	府県予報区		茨城県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		県南地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	130
	洪水		流域雨量指数基準	小野川流域＝22、谷田川流域＝17.7
			複合基準※1	―
			指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦［出島］、小貝川［小貝川水海道］ 利根川下流部［横利根］、利根川中流部［押付］
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	7
			土壌雨量指数基準	89
	洪水		流域雨量指数基準	小野川流域＝17.6、谷田川流域＝14.1
			複合基準※1	谷田川流域(7、17.6)
			指定河川洪水予報による基準	小貝川［小貝川水海道］、利根川中流部［押付］
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 40％で、実効湿度 60％※2	
	低温		夏期：最低気温 15℃以下が２日以上継続、冬期：最低気温－7℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	100mm

※1　(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。
※2　湿度は水戸地方気象台の値。

２　特別警報の発表基準

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に、その旨を警告して行う予報。市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。

特別警報の種類		概　要
気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されるときに発表される。大雨特別警報は、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項を明示して発表される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されるときに発表される。
	暴風	数十年に一度の強度の台風や、同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想されるときに発表される。
	暴風雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されるときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害（見通しが利かなくなること）等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
地震	地震動	緊急地震速報（警報）のうち、震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れが予想されるものを特別警報に位置付ける。

３　竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(茨城県南部)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(茨城県南部)で発表される。

この情報の有効期限は、発表から概ね１時間である。

○竜巻注意情報の発表例

目撃情報を含まない場合	目撃情報を含む場合＊
茨城県竜巻注意情報　第○号 令和○年○月○日○○時○○分　気象庁発表 茨城県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。 この情報は、○日○○時○○分まで有効です。	茨城県竜巻注意情報　第○号 令和○年○月○日○○時○○分　気象庁発表 【目撃情報あり】茨城県南部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。 茨城県南部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。 この情報は、○日○○時○○分まで有効です。

＊目撃情報があった場合に記載する地域名称は、気象庁の天気予報で用いる一次細分区域名を用います。

＊竜巻の目撃情報は、全国の気象庁職員及び一部公共機関によるものの内、信頼性の高いものを活用することとしています。

4　土砂災害警戒情報

県と水戸地方気象台は、大雨警報(土砂災害)発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村を単位として土砂災害警戒情報を発表する。

土砂災害警戒情報は、土砂災害からの避難にとって極めて重要な情報であることから、土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒区域住民を対象とし、避難指示等を発令することを基本とする。また、市は、県の助言を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲を事前に具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

なお、県は実績降雨量に概ね 2 時間先の予測降雨量を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準(危険降雨量)に達したときに、水戸地方気象台と連携して、土砂災害警戒情報を発表する。

5　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」(紫) が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1 時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

6　気象情報の収集伝達系統

災害発生後の初動体制確保のため、気象庁から発表される気象情報を入手する。気象情報の伝達系統は次のとおり。

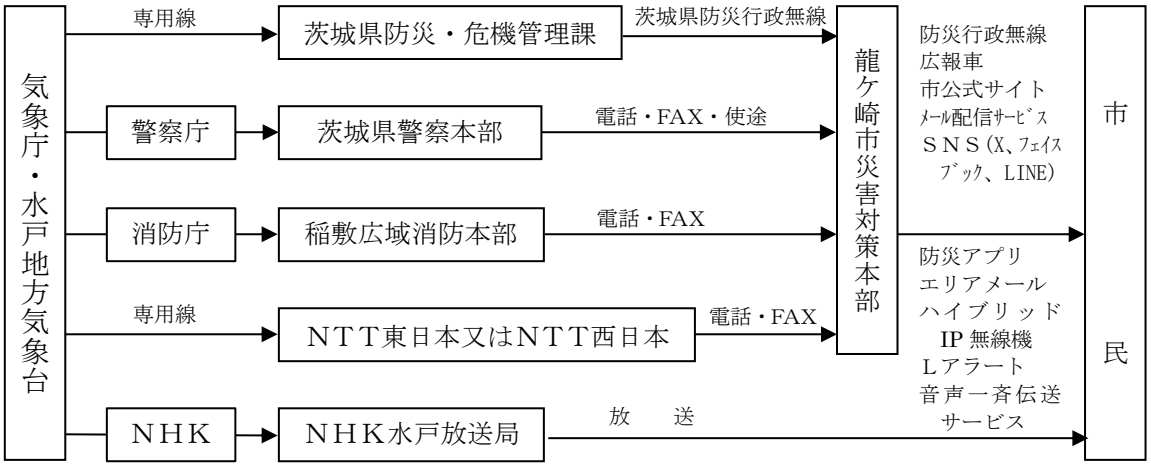

第２　洪水予報

国土交通省が、洪水により重大な被害が生ずるおそれがあると認めて指定した河川(利根川・小貝川)に対し、国土交通省と気象庁が共同で発表する洪水予報は次のとおりである。

1　洪水予報の種類

分　　類	基　　準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位(レベル 2　水位)に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位(レベル 3 水位)に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。警戒レベル２に相当。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位(レベル 4　水位)に到達すると見込まれるとき、避難判断水位(レベル 3　水位)に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。警戒レベル３に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位(レベル 4　水位)に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。警戒レベル４に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生した時、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
氾濫注意情報解除 (洪水注意報解除)	氾濫注意水位(レベル 2 水位)を下回ったときに発表する。

2　洪水予報を行なう河川及び区域

予報区域名	河川名	区　　域	基準地点	予報発表者
利根川上流部	利根川	左岸　群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から 茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先まで 右岸　群馬県佐波郡玉村大字小泉字飯玉 70 番地 6 地先から 江戸川分派点まで	栗　橋	国土交通省 関東地方 整備局 気象庁 大気海洋部 予報課
利根川中流部	小貝川	左岸　龍ケ崎市川原代町 88 番 3 地先から 利根川合流地点まで 右岸　取手市宮和田字東正寺裏 524 番 2 地先から 利根川合流地点まで	押　付	
利根川下流部	利根川	左岸　茨城県稲敷郡河内町生板鍋子新田1842番9号地先から 海まで 右岸　千葉県印旛郡栄町大字西字耕地650番6地先から 海まで	横利根	
小貝川	小貝川	左岸　栃木県芳賀郡益子町大字堤下字下田 2435 番地先から 龍ケ崎市川原代町 88 番 3 地先まで 右岸　栃木県真岡市根本 2169 番地から 取手市宮和田字東正寺裏 524 番 2 地先	黒　子 上　郷 水海道	下館河川事務所 水戸地方気象台

3　予報地点及び基準

(令和５年４月１日現在)

河川名	水位観測所	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
利根川	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70m	5.00m	7.60m	9.20m	9.90m
	押付	利根町押付	3.10m	5.75m	7.10m	7.80m	8.03m
	横利根	稲敷市西代	2.10m	2.85m	3.90m	4.40m	5.02m
小貝川	黒子	筑西市西保末	2.50m	3.80m	5.10m	5.80m	6.082m
	上郷	常総市本豊田	3.00m	3.60m	4.90m	5.30m	5.542m
	水海道	常総市水海道淵頭町	3.80m	4.60m	6.10m	6.50m	6.596m

4　洪水予報伝達系統

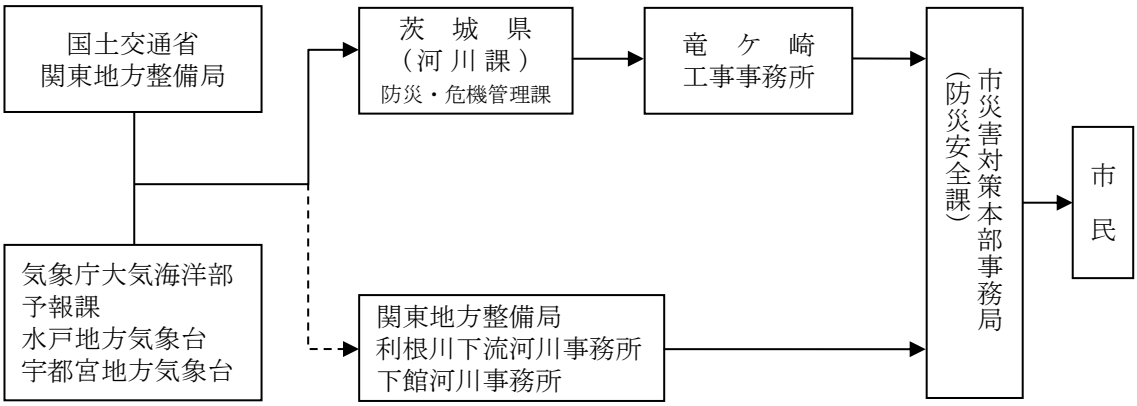

第３　水位を暫定的に周知する河川

令和５年６月に発生した牛久沼越水を踏まえ、県が水位を暫定的に周知する河川は次のとおりである。

1　水位を暫定的に周知する河川及び区域

予報区域名	河川名	区　　域	基準地点	予報発表者
牛久沼	牛久沼	牛久沼湖面	牛久沼水位観測所	茨城県竜ケ崎工事事務所

2　基準観測所及び通知基準

（令和６年１月１日現在）

河川名	水位観測所	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
牛久沼	牛久沼水位観測所	茨城県龍ケ崎市牛久沼	6.50m	6.80m	7.20m	7.40m	7.50m

3　暫定水位周知系統

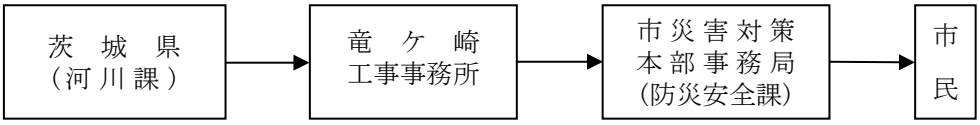

第４　通常の予報及び警報の伝達要領

1　伝達系統

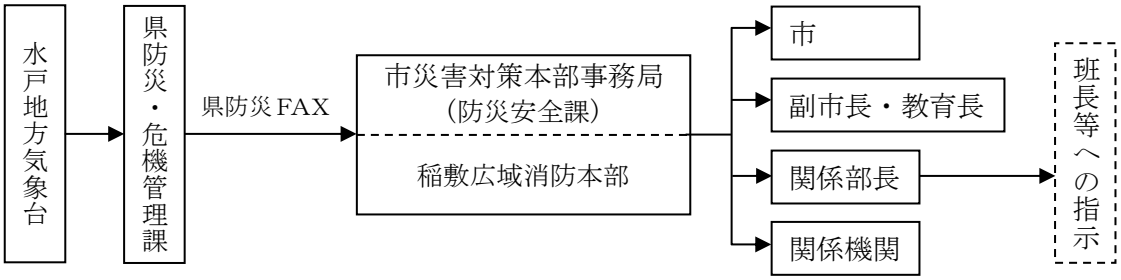

2　伝達方法

(1)　注意報、警報等の内容を伝達するには、その迅速化が要求されるので、茨城県防災通信システム端末機及びファクシミリから打出された原稿を複写して行い、受令伝達については送信者及び受信者の氏名を確認しあうものとする。

(2)　公衆電気通信施設を使用して情報の伝達を行う場合は、その緊急の度合に応じて非常及び緊急電話を使用する。

3　異常現象発見者の通報義務

災害が発生する恐れのある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、水戸地方気象台、県(防災・危機管理課)、その他の関係機関に通報しなければならない。

第４節　災害情報の収集・伝達

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。なお、積極的に防災情報を入手するとともに、国・県に対して、能動的に助言を求める。

第１　収集する情報の内容

風水害時に収集すべき情報の内容、収集時期、収集源等は次のとおり。

１　警戒段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段、経路等
予警報	・予警報の内容 ・予想される降雨及び災害の程度	発表後即時	水戸地方気象台	加入電話 県防災行政無線 テレビ、ラジオ
気象情報	・先行雨量 ・他地域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	気象庁アメダス雨量データ 国土交通省レーダー雨量計	防災行政無線 消防無線 加入電話 携帯電話
	・河川水位、流量等の時間変化 ・内地滞水の状況	随時	国土交通省関東地方整備局 利根川下流河川事務所 龍ケ崎消防署 龍ケ崎市消防団 竜ケ崎工事事務所	
災害危険箇所等の情報	・河川氾濫の予想される時期、箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災前兆現象	異常の覚知後即時	龍ケ崎消防署 龍ケ崎消防署西部出張所 龍ケ崎市消防団 竜ケ崎工事事務所 市民	防災行政無線 消防無線 加入電話 携帯電話 アマチュア無線
市民の動向	・警戒段階の避難実施状況 ・自主避難の状況	避難所受入れ後	避難所管理者 避難所勤務要員 龍ケ崎消防署 龍ケ崎消防署西部出張所 龍ケ崎市消防団 竜ケ崎警察署	防災行政無線 消防無線 加入電話 携帯電話 警察無線 アマチュア無線

２　発災段階

情報項目	情報内容	収集時期	収　集　源	伝達手段、経路等
発信情報	・河川の氾濫状況(溢水、越水、決壊箇所、時期等) ・浸水区域､浸水高及びその拡大、減衰傾向 ・内水氾濫による浸水状況 ・土砂災害の発生状況(箇所、時期、規模) ・物的・人的被害の状況	発災の覚知後即時	龍ケ崎消防署 龍ケ崎消防署西部出張所 龍ケ崎市消防団 竜ケ崎警察署 各公共施設の管理者 市民	防災行政無線 消防無線 加入電話 携帯電話 警察無線 アマチュア無線 Ｌアラート
	特に死者･負傷者･行方不明者等の人的被害及び被害の拡大が予想される情報			
	・ライフラインの被害状況 ・応急対策の障害となる道路、橋梁、鉄道、電気、ガス、電話等の被災状況	被災概況が把握された後	ＮＴＴ東日本茨城支店 東京電力パワーグリッド㈱ 竜ケ崎支社 ＪＲ水戸支社龍ケ崎市駅 関東鉄道㈱竜ヶ崎営業所 東京ガス㈱つくば支店 竜ケ崎工事事務所	加入電話
市民の動向	・避難実施状況	避難所受入れ後	避難所管理者 避難所勤務要員 龍ケ崎消防署 龍ケ崎消防署西部出張所 龍ケ崎市消防団	防災行政無線 消防無線 加入電話 携帯電話 アマチュア無線

3　航空機による被害概況の把握

(1)　県への情報提供の要請

県は、災害発生後直ちに防災ヘリコプター、県警ヘリコプターを出動させ、上空から被害概況把握を行うため、市域の被害概況についての情報提供を要請する。

(2)　自衛隊への被害概況調査の要請

市独自では被害概況の把握が困難な場合は、ヘリコプター等による上空からの情報収集活動を要請する。要請方法は本章　第24節　第1自衛隊に対する災害派遣要請を参照する。

また、自衛隊は、県災害対策本部からの要請又は独自の収集活動により得られた情報に基づき、保有するヘリコプター等の航空機を用いて被害概況の把握を行うとともに、把握結果については速やかに市に対して報告がある。

(3)　民間への被害概況調査の要請

市独自では被害概況の把握が困難な場合は、航空機による上空からの情報収集活動を竜ヶ崎飛行場、新中央航空㈱(62-1271)へ要請する。

第２　災害情報・措置情報の収集・伝達・報告

被害概況の収集は、発災直後の初期段階と発災から１日程度経過した救援活動の段階とに分けて実施する。初期段階では、おもに人命に係る災害情報を把握し、救援活動期には被害状況を中心に把握する。

1　人命に係る災害情報の把握

人命に係る災害情報の内容、収集担当等は次のとおりとし、特に人命の救助救出に係る倒壊家屋数、火災発生地区、二次災害危険区域等の情報を優先し、市災害対策本部事務局を経由して本部長へ報告する。

	収集すべき情報	収集先	収集担当	様　　式
要救出箇所	家屋倒壊(生き埋め現場) 土砂災害(生き埋め現場、発生危険箇所) 火災(出火箇所、延焼範囲、危険区域) その他(土木施設の破壊等による) 行方不明者(氏名、性別等)	市民 龍ケ崎市消防団 竜ケ崎警察署 稲敷広域消防本部 登庁した職員等	消防班 登庁した職員	様式第１号
医療情報	医療機関の被災状況(物的被害又は医療従事者の被災等による診療等の可否) 後方医療機関の受入れ状況	竜ケ崎保健所 龍ケ崎市医師会 稲敷広域消防本部	救護班	様式第１号
交通状況	緊急輸送路等道路の被災状況 (被害箇所、状況、通行の可否)	竜ケ崎警察署 竜ケ崎工事事務所 市民 登庁した職員	情報収集班 応急復旧班 登庁した職員	様式第１号
市民の避難状況	指定避難所等への避難状況 (人数、負傷者数) 指定避難所等以外への避難状況 (所在地、人数、負傷者数)	避難所施設管理者 避難所勤務要員 市民等	要支援者対策班 避難所班	様式第２号

●被害報告関係(資料編 2-2-2)

○被害概況報告書 ○避難概況報告書	様式第１号 様式第２号	総務班 避難所班

2　被害状況の報告

人命に係る災害情報の把握がおおむね終了した後、各部長は、「被害の分類認定基準」に基づいて所管に係る被害の状況を調査し、本部事務局を経由して本部長へ報告する。報告の方法は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭又は電話等をもって行うことができる。

○人・住家の被害報告書(即報、確定)	様式第３号	総務班
○民生関係被害状況報告書	様式第４号	要支援者対策班
○土木関係被害状況報告書	様式第５号	応急復旧班
○建築物被害状況報告書	様式第６号	応急復旧班
○商工関係被害状況報告書	様式第７号	物資調達班
○衛生関係被害状況報告書	様式第８号	飲料水確保班
○火災即報	様式第９号	消防班
○公立学校被害報告書	様式第 10 号	教育保育対策班
○農作物被害報告書	様式第 11 号	物資調達班
○その他の施設被害報告書	様式第 12 号	関係各課

●被害の分類　認定基準(資料編 2-2-3)

第３　県への報告

市災害対策本部事務局は、「第２災害情報・措置情報の収集・伝達・報告」により受けた情報を取りまとめ、次により県へ報告する。

１　情報収集伝達活動

(1)　市内に、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対し、原則として災害情報共有システムを利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後 10 日以内に行うものとする。

様式については、様式第１号「災害概況報告」、様式第２号「避難概況報告」を参照。

ア　市災害対策本部が設置されたとき

イ　災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

ウ　災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展する恐れがあるとき

エ　地震が発生し、震度４以上を記録したとき

オ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後３０分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2)　事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じる恐れがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとるものとする。

なお、県に報告することができない場合には、国(消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

(3)　災害規模が大きく、市町村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県及びその他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

(4)　市民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告するものとする。

２　情報の伝達手段

報告の方法は、原則として文書をもって行うものとし、確定報告以外は必要に応じ有線又は無線電話等のうち、最も迅速かつ的確な手段により行う。有線が途絶した場合には茨城県防災行政無線、警察無線、アマチュア無線及びその他の無線システムを活用する。通信が不通の場合には、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

第５節　通信計画

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

第１　専用通信設備の運用

次により発災後、直ちに通信設備の機能確認を行い、支障が生じている場合は緊急に復旧させる。

NTT 東日本㈱等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、代替通信機能の確保により通信手段を確保するものとする。

通信設備	担　　当
防災行政無線固定系親局	本部事務局
防災行政無線遠隔制御機	竜ケ崎警察署 龍ケ崎消防署
防災行政無線固定局	本部事務局
防災行政無線移動系	各所管部課
ハイブリッド IP 無線移動系	本部事務局・各所管部課

第２　代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次の代替手段を用いるものとする。

東日本電信電話㈱の有線回線が利用可能な場合	NTT 東日本㈱の有線回線が利用不可能な場合	
	専用電気通信施設	そ　の　他
災害時優先電話 非常・緊急電報 携帯電話 インターネット通信	茨城県防災行政無線設備(衛星電話を含む。) 稲敷広域消防本部無線設備 龍ケ崎市消防団無線設備 警察電話(有線・無線)設備 国土交通省無線設備 東日本旅客鉄道㈱無線設備 東京電力パワーグリッド㈱無線設備	無線通信設備 使送 自衛隊の通信支援 アマチュア無線

1　ＮＴＴの災害時優先通信等の利用

(1)　ＮＴＴの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

ア　災害時優先電話の指定

市は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、NTT 東日本㈱茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする(事前対策)

イ　災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的かかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては、利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先となり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

(2)　非常・緊急電報

非常・緊急電報は災害時における非常・緊急連絡のため、一般の電報に優先して送信、配達される。

ア　非常・緊急電報の利用

非常・緊急用電報を頼信する場合は、市外局番なしの「115」にダイヤルし、次の事項をオペレーターに告げ申し込む。

・非常扱い電報又は急扱い電報の申込みであること。
・発信電話番号と機関名称等

・電報の宛先住所と機関名称等
・通信文と発信人名
なお、電報が著しく輻輳するときは、受付を制限する場合がある。

イ　非常・緊急通話(電報)の適用範囲

非常・緊急扱いのできる通話(電報)の適用範囲は次のとおり。

区分	通信の内容	機関等
非常電報	1.気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2.洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3.災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互 消防機関と災害救助機関相互
	4.鉄道その他の交通施設(道路､港湾等を含む｡)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5.通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6.電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7.秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関(海上保安機関を含む。以下同じ。)相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8.災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と全各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1.気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2.火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)非常扱いの電報を取り扱う機関相互 (2)緊急事態が発生し､又は発生するおそれがあると知った者と(1)の機関との間
	3.治安維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互 (2)犯罪が発生し､又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関の間
	4.国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5.天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	6.船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項	船舶間病院相互間

	7.水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3)預貯金を行う金融機関相互間 (4)国又は地方公共団体の機関相互間

2　公衆電気通信施設(NTT 東日本㈱の有線電話)が利用できない場合

(1)　専用電気通信施設の利用

次に掲げる専用通信施設の設置者は、災害時の通信連絡にあたっては、それぞれの専用通信設備を有効に活用するほか、必要あるときは市の緊急通信に協力するものとする。

・茨城県防災行政無線設備
・稲敷広域消防本部消防無線設備
・龍ケ崎市消防団無線設備
・警察電話(有線・無線)設備
・国土交通省無線設備
・東日本旅客鉄道㈱通信設備
・東京電力パワーグリッド㈱通信設備
・その他防災関係機関の専用通信設備

(2)　警察通信設備の使用手続

警察電話使用要請は、県が定める「警察電話使用申込書」に準じて行うものとする。

●「警察電話使用申込書」(資料 2-2-1)

3　非常無線通信の利用

市長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第 52 条第 4 項の規定による非常無線通信を利用するものとする。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急処置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

(1)　通信の内容

・人命の救助に関するもの
・天災の予報(主要河川の水位を含む。)及び天災その他の災害の状況に関するもの緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
・電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令
・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通規制その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
・遭難者救助に関するもの
・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
・鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
・災害対策本部相互間において発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送に関するもの

(2)　取扱い無線局

官公庁、会社、アマチュア無線等の全ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

(3)　頼信の手続き

非常無線通信を依頼する場合は、通信文を次の手順で電報頼信紙等に電文形式(片仮名)又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

① 宛て先の住所・氏名(職名)及び電話番号
② 本文はできる限り簡潔に記載し字数は 200 字以内にする(片仮名変換)
③ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のますをあけない
④ 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目(例えば「自衛隊 100 名派遣、毛布 1,000 枚を送られたい。」のように)を記入する。
⑤ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、また末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

4　使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合は、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

5　自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣(通信支援)の要請を依頼することができる。この場合は、本章第 24 節 第 1 自衛隊に対する災害派遣要請に基づき要請手続きを行う。

6　市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、事前に協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をＮＨＫ水戸放送局及び㈱茨城放送に要請することができる。この場合、市長は知事を通じて放送要請を行う。

第３　アマチュア無線ボランティアの活用

1　アマチュア無線ボランティアの確保

市(防災安全課)は、市内のアマチュア無線局に対し、平常時より災害時の情報収集及び通信確保のための協力依頼をしておく。

大災害時には、防災行政無線等により、開局可能な無線局に対し、関東地方非常通信協議会が運営する「受入窓口」に登録するよう呼びかける。

第６節　災害情報の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民等の安定を図るとともに、被災市民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

第１　広報活動

１　実施機関

広報活動は、市災害対策本部長が責任者となり、情報伝達・広報班が実施する。ただし、災害の状況に応じて稲敷広域消防本部その他の機関においても実施するものとする。

２　実施要領

収集した情報及び対策を速やかに市民に広報するものとし、その実施方法は次のとおりである。

(1)　防災行政無線、広報車、市公式サイト、メール配信サービス、フェイスブック、X、LINE、エリアメール、Ｌアラート、音声一斉伝送サービス、防災アプリ等を通じて住民への周知徹底を図る。また、指定避難所となる小中学校やコミュニティセンター等にハイブリッド IP 無線機を使い情報を伝達し、伝達を受けた施設は、掲示板等に情報を掲示する。ただし、交通・通信施設が途絶した場合においては、最低限必要な事項についてオートバイ、自転車、徒歩等により周知する。

(2)　広報の内容は、災害情報及び応急措置の状況を具体的に分かりやすく広報する。

(3)　発表にあたっては、市災害対策本部長の承認を得た正しい情報を迅速に広報する。

３　広報内容

○火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等)
○避難指示の出されている地域、指示の内容
○流言、飛語の防止の呼びかけ
○治安状況、犯罪防止の呼びかけ
○近隣の助け合いの呼びかけ
○公的な避難所、救護所の開設状況
○電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
○鉄道、バスの被害状況、運行状況
○救援物資、食糧、水の配布等の状況
○し尿処理、衛生に関する情報
○被災者への相談サービスの開設状況
○遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
○臨時休校等の情報
○ボランティア組織からの連絡
○全般的な被害状況
○防災関係機関が実施している対策の状況

４　帰宅困難者に対する災害避難情報等の提供

災害時における交通機能麻痺や、道路の寸断などにより、帰宅困難な状況にある被災者に対し、気象情報、防災情報、交通情報等の各種災害関連情報等の積極的な提供に努める。

５　避難行動要支援者に対する情報伝達手段の確保

避難行動要支援者に対する情報伝達手段として、住民自治組織や自主防災組織等による近隣住民相互の情報連絡体制を確保するとともに、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方等の避難行動要支援者に対する情報伝達手段の確保を図る。避難行動要支援者に対する情報伝達に関する事項については、龍ケ崎市災害時避難行動要支援者避難支援プランに基づき実施する。

６　広報手段

市が市民に対して実施する広報の手段は次のとおり。

○防災行政無線(固定系)
○広報車
○ハンドマイク等
○ビラの配布
○立看板、掲示板
○市公式サイト
○メール配信サービス

○ハイブリッド IP 無線機
○X、フェイスブック、LINE
○エリアメール
○L アラート(指定避難所の設置等について放送事業者等を通じて情報提供)
○音声一斉伝送サービス(土砂災害警戒情報発表について土砂災害警戒区域住民に電話で情報提供)
○防災アプリ

7　民間への広報要請

市独自では必要な広報を実施することが困難な場合は、情報伝達・広報班は、航空機による広報活動を、竜ヶ崎飛行場を運営する新中央航空㈱へ要請する。

8　自衛隊等への広報要請

市独自では必要な広報を実施することが困難な場合は、自衛隊、県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動を要請する。要請方法は本章　第 24 節　第 1 自衛隊に対する災害派遣要請を参照する。

9　広報の例文

●広報の例文(資料編 2-2-4)

第２　報道機関への対応

1　報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市として可能な範囲で提供するものとする。ただし、災害対策の初動期は、情報が入らない旨を述べ取材を制限する。

2　報道機関への発表

(1)　災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、市災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

(2)　発表は、原則として市災害対策本部長が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、事前に、市災害対策本部長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

(3)　市災害対策本部長は、報道機関に発表した情報を、市災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第７節　消防活動計画

地震、台風、水火災等の災害を防ぎょし、災害による死傷者等をできる限り軽減するため、関係機関は相互の連携を図りつつ、市民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

第１　消火活動

１　消防機関(稲敷広域消防本部・龍ケ崎市消防団)による消火活動

(1)　消火活動の実施

稲敷広域消防本部は、「稲敷地方広域市町村圏事務組合消防警防規程」及び「稲敷地方広域市町村圏事務組合消防震災活動規程」に定める消防活動により、市域の消火活動を実施する。龍ケ崎市消防団は、稲敷広域消防本部を支援し、消火活動を実施する。

(2)　消防水利の現況

ア　防火水槽

公設・私設防火水槽の現況

（令和８年１月１日現在）

容　　量	数　　量
40 立方ﾒｰﾄﾙ以上 60 立方ﾒｰﾄﾙ未満	413
60 立方ﾒｰﾄﾙ以上 100 立方ﾒｰﾄﾙ未満	15
100 立方ﾒｰﾄﾙ以上	3(飲料水兼用)　2（消火用）
合　　計	433

イ　プール

火災時に水利として使用可能な市内のプールは、合計 15 基(学校 14 基)である。

２　自主防災組織等による消火活動

(1)　出火防止

市民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気･ガス･電気の使用停止等を近隣に呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行う。

(2)　消火活動

市民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し、又は単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。

また、倒壊家屋、留守宅等の出火及び延焼に関する警戒活動に努めるものとする。

第２　消防機関の応援要請

市長及び稲敷広域消防本部消防長は、独自の消防力では十分な活動が困難である場合、他の消防機関による応援隊の派遣を受けて市域の応急対策を遂行する。

１　市長は、独自の消防力では十分な活動が困難な場合は、速やかに隣接市町村長に対して消防相互応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

２　稲敷広域消防本部消防長は、独自の消防力では十分な活動が困難な場合には、下記に示す各種協定に基づく広域応援を要請し、その旨を市長へ報告する。

協　定　種　別	根拠法令
隣接消防相互応援協定 茨城県広域消防相互応援協定	消防組織法第 39 条
大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱 緊急消防援助隊要綱	消防組織法第 44 条

第３　消防相互応援協定書に基づく応援活動

１　応援隊の派遣

消防組織法第 39 条に規定する「消防相互応援協定書」に基づき派遣される応援隊は、火災の場合には特別応援（要請による応援）及び普通応援（要請を待たずに隣接地域に出動する応援）の方法がある。また、その他の災害の場合には、要請を受けた側の認定により応援隊を派遣する。

いずれの場合でも応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援側に通報するものとする。

2　応援の実施

派遣された応援隊は、受援地の消防長（署長）又は、その代理者の指揮により応援を実施する。その際、派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料、情報伝達手段に至るまで隊内で賄うことができる自己完結型の体制とする。

3　応援経費の負担

「消防相互応援協定書」に基づき応援に要した費用については、次に掲げる方法によって処理するものとする。

(1)　要請に基づく応援の場合

ア　応援に際し発生した重大な機械器具の破損に要する修理費又は隊員及び一般人の死傷による療養費等の負担に関しては、関係当事者間において協議のうえ決定する。

イ　応援出動ポンプ用燃料、消火薬剤は原則として応援側の負担とする。

ただし、使用時間が長期にわたるときは受援側の負担とするも、一応協議のうえ決定する。

ウ　応援出動手当及び被服等の損料等は応援側の負担とする。

(2)　前項以外の出動の場合

ア　応援に要した費用は原則として、応援側の負担とする。

イ　前号以外の費用に関しては、関係当事者間において、その都度協議のうえ決定するものとする。

第４　救助・救急活動

1　消防機関（稲敷広域消防本部・龍ケ崎市消防団）による救助・救急活動

稲敷広域消防本部は、「稲敷地方広域市町村圏事務組合消防救急業務に関する規則」により救助・救急活動を実施する。龍ケ崎市消防団は次により救助活動に従事する。

(1)　救助活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

(2)　延焼火災が多発し、同時に多数の救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行う。

(3)　被害状況により稲敷広域消防本部の到着が見込まれない場合、独自の判断で救出活動を実施する。

(4)　要救出現場数が明らかに多く、消防機関等のみでは対応できない場合には、自主防災組織等市民の協力を得て対応する。

2　自主防災組織等による救助・救急活動

市民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

第５　応急医療体制の確保

1　実施責任者

被災者に対する医療・助産は市長が実施責任者となり、医療救護班などの派遣要請、連絡調整など災害医療の維持運営を関係機関の協力を得て実施する。

災害救助法が適用された場合は、知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助の暇がないときは、知事の補助機関として市長が行う。

2　応急医療体制の確保

(1)　全体の体制

医療救護活動の実施体制は、この図による。

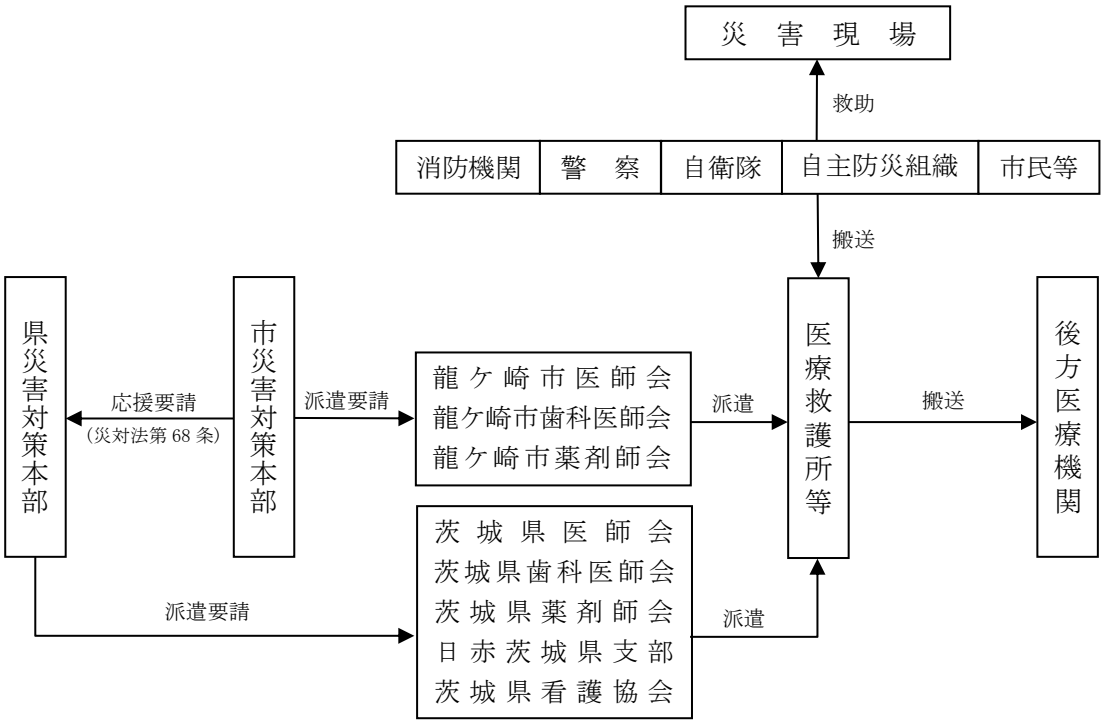

(2)　情報収集

救護班は、次の項目について情報を収集する。

ア　市内の病院及び防災協力医療機関からの情報収集

医師・看護師等の医療スタッフの状況
施設損壊状況……建物、医療機器類、備蓄等
患者受入れ体制……受入れ・手術等の可否

イ　消防機関からの情報収集(被害状況…重点地域、二次災害等)

ウ　応急救護所への医師等医療スタッフの出動配置体制の状況及び医療資機材の配備状況

エ　重症者等の受入れ可能な被災地外の病院の把握

クラッシュ症候群等重症者
人工透析患者

(3)　人員及び医療スタッフの協力要請

救護班は、災害時の医療救護活動に関する協定(平成 14 年 3 月 5 日)に基づき、龍ケ崎市医師会に医療救護班の派遣を、龍ケ崎市歯科医師会に歯科医療班の派遣を、龍ケ崎市薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。また、災害の程度により県、自衛隊、日本赤十字社等へ協力を要請し、応急医療体制を確保する。

(4)　医療救護班・歯科医療班の編成及び医療救護所の設置

救護班は、次の様式により医療救護班及び歯科医療班との連絡方法を明確にしておくとともに、医療救護所設置予定場所を把握しておくものとする。医療救護所は、学校等の指定避難所、病院とする。医療救護班は、医師、看護師、事務係(医療技術者その他の補助要員を含む。)を、歯科医療班は、歯科医師、歯科衛生士、看護師、事務職員等(医療技術者その他補助要員を含む。)により構成する。

医　療　救　護　班　編　成　表

班　名	班長氏名	編成内容	連絡方法	備　　考
				出動時における医薬品の準備等を記載

医　療　救　護　所　設　置　場　所

名称(場所)	受入れ能力	協力員数	場所の調達連絡先			備　考
			責任者氏名	住　　所	電　　話	

第６　応急医療活動

1　医療施設による医療活動

市内の医療機関等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、医療救護所へ出動する医療スタッフを指定するものとする。

医療施設内で応急医療活動に携わる者は、トリアージ(治療における優先順位による患者の振り分け)を効果的に実施する。

2　医療救護班による医療活動

(1)　医療救護所の活動

活動／時期等		内　　容
初動期	発災から 48 時間	できる限り多数の患者を後方医療機関へ転送するために必要な最小限の治療を施す。
	48 時間以降	受入れ患者のうちから、増悪患者を早期に発見し、緊急処置を実施する。

その他状況を勘案しながら、次の活動を行う。

ア　既存慢性疾患に対する不安除去への対応
イ　悪条件下での肉体的、精神的ストレスに対する対応
ウ　防疫対策への支援

(2)　後方医療機関の活動

医療救護所で対応しきれない患者の受け入れと治療を行う。

(後方医療機関：災害拠点病院、救命救急センター、DMAT 指定医療機関、周産期母子医療センター、小児救急拠点病院、救急告示病院等)

ア　転送された重傷者の受入れ
イ　特殊な治療を要する慢性疾患患者に対する後方医療(慢性腎不全のため透析療法を要する患者等の受入れ等)

(3)　搬送(転送)活動

重傷者等の後方医療機関への搬送(転送)は、原則として稲敷広域消防本部が実施する。ただし、救急車両が確保できない場合等については、次による。

ア　近距離の場合は、市災害対策本部及び市民等が確保した車両による。
イ　遠距離及び道路の破損等の場合は、県若しくは自衛隊等のヘリコプターによる。
ウ　医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班及び患者の搬送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

(4)　巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護班は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

3　医薬品等の供給

医薬品及び衛生材料については、医療品販売業者等から必要に応じ調達するものとする。また、県により流通備蓄されている災害用医薬品等の供給を受ける。

また、輸血用血液製剤は、県より茨城県赤十字血液センター及び中央血液センターからの供給を受ける。

第７　後方支援活動

1　患者受入れ先病院の確保

(1)　後方医療・歯科医療機関の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療機関・歯科医療機関(被災をまぬがれた全医療施設)に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。この際、稲敷広域消防本部は県により提供される県全域の救急医療施設の応需情報を基に、応需可能な医療施設を選定する。

(2)　被災病院等の入院患者の受入れ

県及び市災害対策本部は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により、被災地域外の後方医療機関へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき後方医療機関(精神病院を含む。)を確保する。

2　搬送体制の確保

(1)　後方医療機関への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて茨城県救急医療情報システム及び県保健医療部現地対策本部等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療・歯科医療機関を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療・歯科医療機関へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて稲敷広域消防本部又は市災害対策本部に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

(2)　搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、消防機関の救急自動車が確保できない場合は、県又は市災害対策本部が輸送車両の確保に努める。

3　医療ボランティア活動

(1)　受入れ体制の確保

災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

救護班は、竜ケ崎保健所等を通して、医療ボランティアの登録状況を把握し、医療救護所又は後方医療・歯科医療機関へ振り分ける。

(2)　活動内容

医療ボランティアの活動内容は次のとおり。

ア　医師の活動

○医療救護班に加わり、医療救護所で医療活動を行う。
○被災地の医療機関においての診療。
○後方医療機関においての診察。
○避難所等を巡回した診察等
○遺体の検案
※精神科の医師については、被災地の医療機関及び避難所等を巡回した診察等の精神科

イ　看護師の活動

○医療救護班に加わり、医療救護所での診察補助
○被災地の医療機関においての診察補助
○後方医療機関においての診察補助
○避難所等の巡回診察の補助等

ウ　歯科医師の活動

○被災地の医療機関に置いての診療
○指定避難所等を巡回し、被災者の歯科診療
○遺体の検案に際しての法歯学上の協力

エ　薬剤師の活動

○医療救護班等に加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導

○被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案

○医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務

○避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）

○避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理

○被災地等において、消毒方法等の防疫指導

オ　保健師の活動

○避難所を巡回するなどし、被災者の健康管理、健康相談、栄養指導などを行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班等に連絡

○在宅被災者等への訪問による健康管理及び健康相談

○避難所における感染症予防対策

カ　歯科衛生士の活動

○避難所等を巡回し、被災者の歯科診療の補助、口腔ケア指導等

キ　その他

第８節　水防計画

水防計画は、水防法第 33 条の規程に基づき、市の区域内における水防活動の万全を期するため、各河川、水路、その他危険箇所の洪水若しくはそれに起因するがけ崩れ又は地すべり等による水災を警戒し防御し、これにより被害を軽減するためのものである。

第１　水防組織

１　水防法第４条に基づき知事の指定した水防管理団体のうち､本市に係るものは次のとおりである。
(1)　稲敷地方広域市町村圏事務組合
(2)　利根川水系県南水防事務組合
２　洪水予報、水位の通報及び水防警報の通知により洪水の恐れがあると認めたときから洪水の危険が解消するまでの間、市災害対策本部を設置し、水防事務を処理する。
３　龍ケ崎市水防協力連絡会は、市災害対策本部の水防事務に協力する。

第２　水防活動

稲敷地方広域市町村圏事務組合及び利根川水系県南水防事務組合は、それぞれの水防計画に基づいて水防の責任を十分に果たすものとする。

第３　水防警報

１　水防警報の伝達

水防警報の伝達は、県水防計画による。なお、県水防本部(竜ケ崎工事事務所)からの受信者は防災安全課がこれに当たる。また、牛久沼においては、県河川課から発信され、伝達系統は水防伝達系統に準ずる。

〈水防警報伝達系統〉

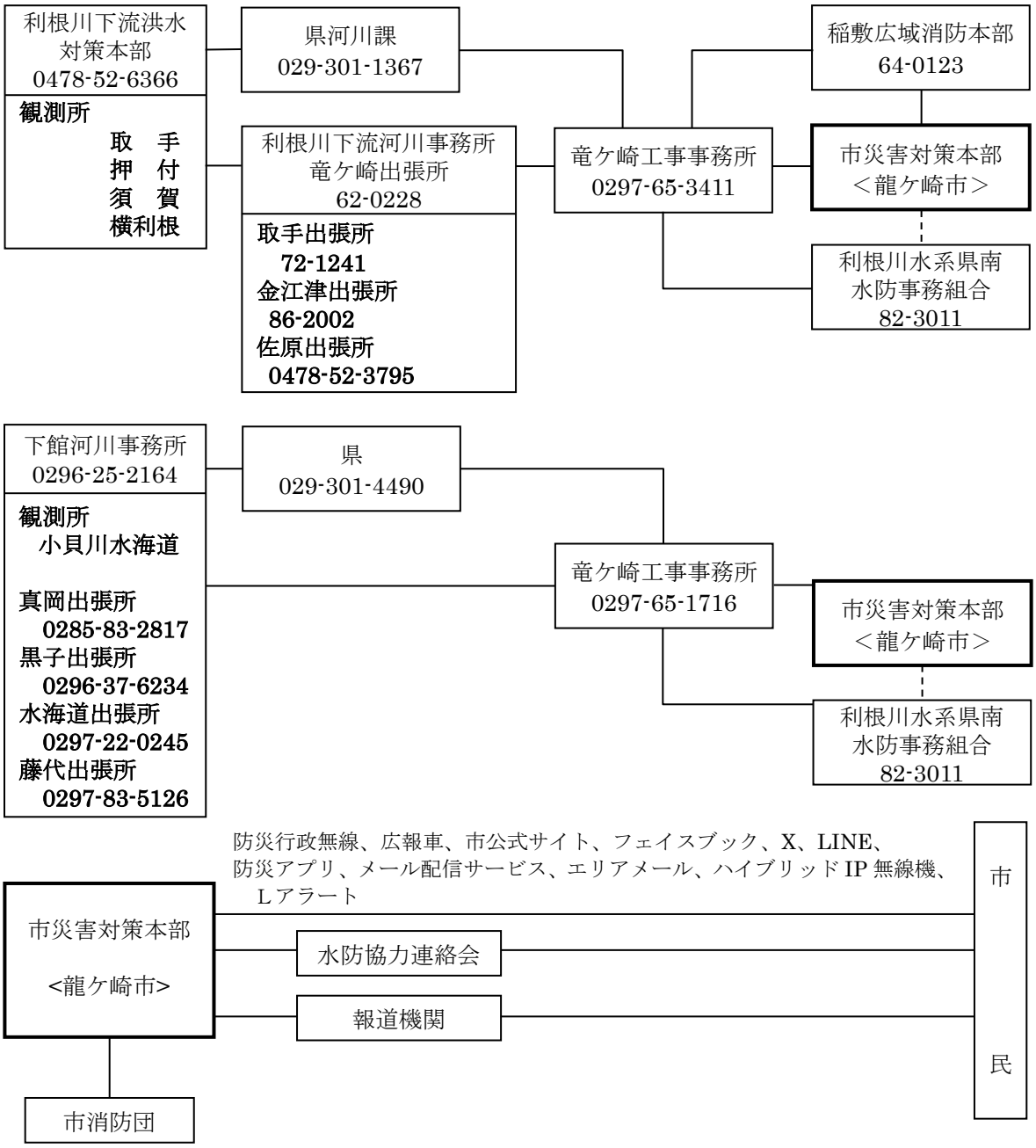

水防警報の種類、内容及び発表基準に基づき、市災害対策本部長が以下のとおり発表する。

種類	内　　容	発　表　基　準
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の準備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他河川状況により必要と認めるとき。

出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、氾濫注意水位を越える恐れがあるとき、または水位、流量その他河川の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、亀裂等その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報等により、または既に氾濫注意水位を越え、災害の起こる恐れがあるとき。
情報	水防活動等のために、水位・雨量等の必要な情報を通知するもの。	河川の状況により必要と認めるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警戒を発表する。		

2　出動の区分

市災害対策本部長から、水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがある場合、次の出動が発令される。

出動の区分	状　況　及　び　対　応
第１次出動 （警戒出動）	水位が氾濫注意水位に達したとき、又ははん濫注意水位に至らないが、危険が予測される場合、消防団に警戒のため必要な人員の出動が指令される。
第２次出動	水位が氾濫注意水位に達し、なおかつ引き続き増水の恐れがある場合、又は予測される場合には、消防団員の 1/2 の人員の出動が指令される。
第３次出動	増水が引き続き、危険が予測される場合には、消防団員全員の出動が指令される。

(1)　市消防団の動員配備

市災害対策本部長から水防出動が発せられた場合は、対象となる河川について水防警戒受持ち区域を設定し、水防協力連絡会の協力を得て警戒にあたる。

(2)　洪水時の堤防等巡視の時間的間隔

水防管理団体が定める重要水防個所Ａランク、Ｂランク及び要注意区間に指定された箇所については、１時間に１巡視以上。それ以外の個所については、1～2 時間に１巡視する。

第４　公用負担

1　水防法第 28 条の規程により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

(1)　必要な土地の一時使用
(2)　土石、竹木その他資材の使用
(3)　土地、土石、竹木、その他器材の収用
(4)　車馬、その他運搬具又は器具使用
(5)　工作物、その他障害物の処分

2　公用負担命令権証

公用負担を命ずる権限を行使する場合は、水防管理団体の長が発行する身分を示す証明書を携行し、必要あるときはこれを呈示する。

第９節　災害警備計画

災害が発生した場合には、関係機関による災害応急対策及び復旧・復興対策を迅速かつ的確に推進し、災害から市民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。

このため、竜ケ崎警察署は、「茨城県警察災害警備計画」及び「竜ケ崎警察署災害警備計画」に基づき早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに被害実態の把握、救出救助、避難誘導、交通規制等所要の災害警備活動を行う。

第１　警備体制

１　現地災害警備本部の設置

災害時には災害の種別、規模等から判断し、茨城県警察本部に災害警備本部が設置される。また、竜ケ崎警察署には現地災害警備本部を設置して、現地警備の指揮体制を確立する。

２　警備要員の参集、招集

別に定める「茨城県警察災害警備計画」及び「竜ケ崎警察署災害警備計画」によって実施する。

３　警備の編成及び配置運用

別に定める「茨城県警察災害警備計画」及び「竜ケ崎警察署災害警備計画」によって実施する。

第２　災害警備活動

災害発生時に行なう災害警備活動は、おおむね次のとおりである。

１　災害情報の収集及び伝達

２　危険箇所の警戒

３　被害実態の把握

４　住民への避難指示及び誘導

５　交通規制及び交通秩序の確保

６　被災者の救出及び負傷者の救護

７　被災地及び避難場所の警戒

８　犯罪の予防及び検挙

９　広報活動

10　死体の見分、検視及び行方不明者の調査

11　災害警備活動のための通信の確保

12　関係機関の災害救助活動及び復旧活動に対する協力

第 10 節　交通計画

災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図るものとする。

第１　交通規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠はおおむね次のとおりとする。

1　道路法に基づく規制（同法第 46 条）

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全、又は危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は通行を禁止し又は制限（重量制限を含む。）するものとする。

2　道路交通法に基づく規制（同法第４条、第５条及び第６条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、警察機関（公安委員会、警察署長、警察官）は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

3　災害対策基本法に基づく規制（同法第 76 条）

災害応急対策に必要な人員、物資等緊急輸送確保のために必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。同法の規定に基づく標識の様式は、次のとおりである。

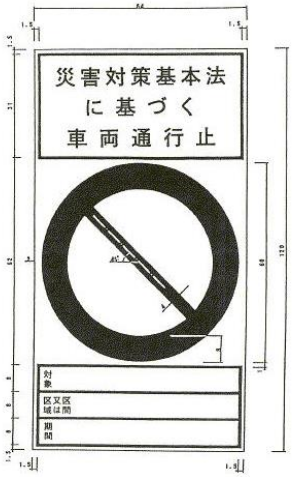

備考
1　色彩は文字、緑線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
2　緑線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。
3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の２倍まで拡大し、又は図形の寸法の２分の１まで縮小することができる。

4　豪雨・地震等の災害時に道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、『異常気象時における道路通行規制要綱』および『異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要項』に基づき実施する。

第２　発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市長（市災害対策本部長）に通知するものとする。

通知を受けた警察官又は市長は、相互に連絡するものとする。市長はその路線管理機関に速やかに通知するものとする。

第３　各機関別実施者

1　道路管理者

道路施設の被害により危険な状態が予想され若しくは発見されたとき、又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。この場合に警察関係機関と綿密な連絡をするものとする。

2　市災害対策本部

市以外の者が管理する道路施設で、その管理者に通知し規制する暇がないときは、龍ケ崎市災害対策本部は直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は市長が災害対策基本法第 60 条により避難を指示し、又は同法第 63 条により警戒区域を設定し、立入りを制限し若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

3　警察関係機関

道路交通法に基づき、危険防止及び交通の安全と円滑を図り、又は災害対策基本法第76条による緊急輸送を確保するために、一時通行を禁止し又は制限を行う場合の計画は次のとおりとする。

(1)　茨城県公安委員会の行なう交通規制

ア　公安委員会は、当該管轄区域内の道路について、災害により道路交通の危険な状態が発生し、又はその他により必要があると認めるときは、道路交通法第4条第1項の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ　公安委員会は、当該管轄区域又はこれに隣接する県において発生した災害について、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき緊急輸送車両以外の通行を禁止又は制限するものとする。

この場合において公安委員会は災害地の実態、道路及び交通の状況を把握するとともに、災害地を管轄する公安委員会、知事又は市町村長と緊密な連絡をして、 通行の禁止又は制限に関する資料を収集し、適正な判断を行うものとする。

ウ　公安委員会は、アによる通行の禁止又は制限を行ったときは、速やかにその規制の内容を当該道路の管理者に電話等により通知するとともに、報道機関の協力による広報、その他標示板等を掲示する等、一般に通知するよう努めるものとする。また、以上の措置をとったときは、関係都道府県公安委員会に対しても、速やかに電話等によりその規制の内容を通知するものとする。

(2)　竜ケ崎警察署長の行う交通規制

警察署長は、その管轄区域内の道路について災害により道路交通に危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限するものとする。

(3)　警察官の行う交通規制

警察官は、災害発生その他の事情により道路の交通に危険の生ずる恐れのある場合において、これを防止するため緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

(4)　緊急通行車両の確認(緊急通行車両標章及び証明書の交付)

ア　事前届出車両の確認

「緊急通行車両の事前届出・確認手続要領」により事前届出済の車両の確認は次により行われる。

①届出済証による確認申請の受理は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため、運転中の車両(道路交通法に限定する緊急自動車を除く。)について、緊急通行車両としての申請に基づき、竜ケ崎警察署及び茨城県警察本部交通規制課で行われる。届出書の「確認時記載欄」に必要事項を記載するとともに、届出済証を提出して、これと引き換えに証票及び確認証明書の交付を受ける。

●緊急通行車両確認証明書(資料編 2-4-2)

②届出済証の交付を受けている車両の確認申請を行った場合は、必要な審査は省略される。

③標章及び確認証明書の交付を受けたときは、標章を車両のダッシュボード等車両前面の見やすい場所に掲示する。また、緊急輸送等が終了した場合には、竜ケ崎警察署又は茨城県警察本部交通規制課に返納する。

イ　その他の車両の確認

事前届出をしていない車両を緊急通行車両として使用する場合は、次により確認を求める。

①緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、知事又は茨城県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。

②上記①により確認したときは、知事又は茨城県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

ウ　交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい部位に表示するものとする。なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は、次のとおりである。

備考
1　色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 11 節　避難計画

被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、危険区域の住民を安全な地域に避難させ、人命の保護、被害の軽減を図る等災害拡大を防止するものとする。又、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を指定避難所へ受入れ、保護する。

さらに、市は要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第１　実施責任者

避難を要する地域住民に対する避難指示は、災害対策基本法第 60 条規定により市長が発令する。

また、警察官、水防管理者(稲敷地方広域市町村圏事務組合、県南水防事務組合)、知事又はその命を受けた県職員、自衛官は、それぞれ法律にもとづき避難の指示を発令できる権限を有している。

実施責任者	区分	災害の種類	根拠法令	避難指示を行なった場合の措置
市　長	指　示	災害全般	災害対策基本法第 60 条	知事に報告
警察官	指　示	災害全般	災害対策基本法第 61 条	市長に報告
			警察官職務執行法第 4 条	公安委員会に報告
知事又はその命を受けた職員	指　示	洪水	水防法第 29 条	区域を管轄する警察署長に通知
		地すべり	地すべり等防止法第 25 条	
水防管理者	指　示	洪水	水防法第 29 条	
自衛官	指　示	災害全般	自衛隊法第 94 条 (その場に警察官がいない場合に限る)	市長に通知

避難対象者

避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等その区域にいるすべての者を指す。

第２　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

1　発令の基準

(1)水害(小貝川・利根川・牛久沼(暫定))

避難指示等の判断基準は下記の表のとおり判断し、発令する。

また、避難指示等の発令にあたっては、必要に応じて即時情報や専門的知見を持つ、国、県及び指定行政機関や水防管理者である利根川水系県南水防事務組合及び稲敷地方広域市町村圏事務組合水防協議会が開催する水防協議会に助言を求める。また、河川の状況や今後の見通し等について国及び県から情報を受け、避難指示等の発令に資する。

参考：洪水予報(第２章第３節第２項)

警戒レベル	区　分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル１	―	・河川管理者からの情報により一定時間後(避難行動要支援者の避難に要する時間)に水防団待機水位に到達すると予測される。 ○数値基準 利根川押付 3.10m(水防団待機水位) 利根川横利根 2.10m(水防団待機水位) 小貝川水海道 3.80m(水防団待機水位) 牛久沼水位観測所 6.50m(水防団待機水位)	・災害への心構えを高める。
警戒レベル２	―	・河川管理者からの情報により一定時間後(避難行動要支援者の避難に要する時間)に氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる。 ○数値基準 利根川押付 5.75m(氾濫注意水位) 利根川横利根 2.85m(氾濫注意水位) 小貝川水海道 4.60m(氾濫注意水位) 牛久沼水位観測所 6.80m(氾濫注意水位)	・避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル３	高齢者等避難	・河川管理者からの情報により一定時間後(避難行動要支援者の避難に要する時間)に避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位(レベル４相当)に達すると見込まれる。 ○数値基準 利根川押付 7.10m(避難判断水位) 利根川横利根 3.90m(避難判断水位) 小貝川水海道 6.10m(避難判断水位) 牛久沼水位観測所 7.20m(避難判断水位)	・危険な場所から避難行動要支援者等は避難行動(立退き避難又は屋内安全確保)をする。 ・上記以外の者は必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難をする。
警戒レベル４	避難指示	・河川管理者からの情報により一定時間後(一般市民の避難に要する時間)に氾濫危険水位に到達。 ○数値基準 利根川押付 7.80m(氾濫危険水位) 利根川横利根 4.40m(氾濫危険水位) 小貝川水海道 6.50m(氾濫危険水位) 牛久沼水位観測所 7.40m(氾濫危険水位)	・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)をする。
警戒レベル５	緊急安全確保	・災害が発生又は切迫している状況、即ち所有者等が身の安全を確保するために立ち退き避難をすることがかえって危険と考えられる場合。 ・河川管理者からの情報により氾濫が発生した場合。＊ ＊市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ずしも発令されるものではない。 ・堤防が越水・破堤 ・破堤につながる大量の漏水や亀裂等の発見 ・水門等の施設の状況(水門・ポンプの故障等)	・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る。

避難対象区域 （第 1 次避難地域のみ）	馴柴地区（小通幸谷 1 区、浅間ケ浦、後佐貫、佐貫浦、佐貫南、中佐貫、前佐貫、立羽、佐貫台、庄兵衛新田、佐貫 1、小通幸谷 2 区、昭和、佐貫 5、佐貫 4－1、佐貫 4－2、南中島南 1、南中島北 1、南中島 2、紅葉内住宅） 川原代地区（小屋、花丸、中郷、紅葉内区、姫宮、中坪、砂波、道仙田、西道内、芳黄、知手、入地 1） 北文間地区（高須、豊田、長沖、長沖新田、須藤堀新田、北方、羽黒、須藤堀本田、須藤堀新田） 大宮地区（上佐沼、下佐沼、北河原、千秋、小関、関、小山、梶内、宮前、深堀、久夫、宮渕上、宮渕下、上大徳新町、上大徳、戸張）
情報の入手先	□気象庁防災情報提供システム □利根川中流部洪水予報 国土交通省関東地方整備局災害対策室（TEL048-600-1419） 気象庁大気海洋部予報課（TEL03-6758-3900） □小貝川洪水予報 国土交通省関東地方整備局下館河川事務所（TEL0296-25-2171） 水戸地方気象台（TEL029-224-1105） □牛久沼洪水警報 茨城県竜ヶ崎工事事務所 （TEL0297-65-1716） □河川の水位 国土交通省「川の防災情報」　http://www.river.go.jp/ 茨城県河川課ホームページ　http://www.kasen.pref.ibaraki.jp/

(2) 土砂災害

避難指示等の判断基準は下記の表のとおり判断し、発令する。

また、避難の指示の発令にあたっては、必要に応じて即時情報や専門的知見を持つ、国、県及び指定行政機関に助言を求める。

参考：特別警報・警報・注意報・竜巻注意情報・土砂災害警戒情報（第 2 章第 3 節第 1 項）

土砂災害　避難指示等　判断基準				
相当する警戒レベル	区 分	判断基準	気象警報等	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
5	緊急安全確保	・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合。＊ ＊土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報で、大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達した「災害切迫」（黒）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、その地区内に絞って発令を検討する。 ・土砂災害が発生した場合	大雨特別警報（土砂災害）相当	災害切迫「大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達した場合」

4	避難指示	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報で、「2 時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想」した「危険」（紫）のメッシュが出現した場合 ・避難指示の発令が必要になるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・避難指示の発令が必要になるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合	土砂災害警戒情報相当	危　険 「2 時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想」
3	高齢者等避難	・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報で、「２時間先までに警報基準に到達すると予想」した「警戒」（赤）のメッシュが出現した場合。 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切替える可能性が高い旨が言及されている場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合	大雨警報（土砂災害）相当 （警報に切り替える可能性に言及）	警　戒 （警報級） 「2 時間先までに警報基準に到達すると予想」
2	―	・大雨注意報が発表される場合 ・強い降雨を伴う台風等が接近・通過することが予想される場合	大雨注意報	注意 （注意報級） 「2 時間先までに注意報基準に到達すると予想」
1	―	・降雨を伴う台風等が接近・通過することが予想される場合 ・早期注意情報（警報級の可能性）が発表された場合	予告的な気象情報	今後の情報等に留意
	避難対象区域（一部を含む。）	八原地区（上八代、中八代、下八代、上羽原、下羽原、薄倉町） 長戸地区（長峰町、半田町、塗高、下塗戸、板橋町） 龍ヶ岡地区（白羽 1、白羽 3、城ノ内 5） 龍ケ崎地区（田町、城下、富士見 1、富士見 2、愛戸、根町北、根町下） 馴柴地区（中曽根、下宿、水表、稲荷新田町、若柴 1、若柴 3） 北竜台地区（平台 1、平台 2）、北文間地区（羽黒町）		
	情報の入手先	□気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html □茨城県土砂災害警戒情報 https://www.sabo-ibaraki.jp/dosya/web/top/ □茨城県河川課土砂災害ホームページ http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/dam/dosha/index.html □国、県からのメッシュ毎の時系列土壌雨量指数や降雨情報		

(注)土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)とは(気象庁 HP 引用)

土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で１㎞四方の領域(メッシュ)ごとに５段階に色分けして示す情報。常時 10 分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。

「災害切迫」(黒) が出現した場合、土砂災害警戒区域等では、命に危険が及ぶような土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況のため、避難にかかる時間を考慮して、土壌雨量指数等の２時間先までの予測値を用いて「危険」(紫)、警戒(赤色)、「注意」(黄色)、「今後の情報等に留意」(無色)の危険度を表示している。

土砂災害警戒区域等にお住まいの方々は、可能な限り早めの避難を心がけていただき、高齢者等の方は遅くとも「警戒」(赤色：警報基準に達すると予想)が出現した時点で、一般の方は遅くとも「危険」(紫：土砂災害警戒情報基準に達すると予想)が出現した時点で、速やかに危険な場所からの避難を開始し、「極めて危険」(濃い紫)に代わるまでに避難を完了しておく必要がある。

内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする」とされている。市町村から発令される避難情報にも留意し、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への早めの避難を心がける。

□土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)の色と避難行動

色	説明	内閣府のガイドラインで土砂災害警戒区域等を対象に発令が必要とされている避難情報
黒	災害切迫＜実況で大雨特別警報(土砂災害)の指標に用いる基準に到達＞ 命に危険が及ぶような土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況。この状況になる前に土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の外の少しでも安全な場所への避難を完了しておく必要がある。	緊急安全確保
紫	危険＜予想で土砂災害警戒情報の基準に到達＞ 命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況。速やかに土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の外の少しでも安全な場所への避難を開始する。	避難指示
赤	警戒＜実況または予想で大雨警報の基準に到達＞ 避難の準備が整い次第、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難を開始。高齢者等は速やかに避難を開始する。	高齢者等避難

黄色	注意＜実況または予想で大雨注意報の基準に到達＞ ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。特に、危険度分布をこまめに確認する。	―
白	今後の情報等に留意＜実況及び予想で大雨注意報の基準未満＞ 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	―

2　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保は、次の内容を明示して実施するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令者

(2) 避難の理由

(3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の対象範囲

(4) 指定緊急避難場所又は指定避難所

(5) 避難の誘導者

(6) 避難経路

(7) 注意事項(戸締り、携行品、服装、火気など)

(8) その他必要な事項

3　避難措置の周知

(1) 関係機関への伝達

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行った者は、おおむね以下により必要な事項を伝達する。

ア 市長の措置

市長→県知事(防災・危機管理課)

イ 警察官の措置

○災害対策基本法に基づく措置　警察官→警察署長→市長→県知事(防災・危機管理課)

○職権に基づく措置

警察官→警察署長→県警本部長→県知事(防災・危機管理課)→市長

ウ 自衛官の措置

自衛官→市長→県知事(防災・危機管理課)

(2) 住民への周知

ア　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を出した者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車、市公式サイト、メール配信サービス、フェイスブック、X、LINE、防災アプリ、エリアメール、災害時情報共有システム(Ｌアラート)等の広報手段を活用し、直接市民に対し周知するとともに、報道機関の協力を得た広報も行うものとする。避難の必要が無くなった場合も、同様とする。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような伝達文の工夫を施し、対象者の明確化、対象者ごとに取るべき行動が分かるような呼びかけを行うものとする。

この場合、文書(点字板を含む。)や掲示板による周知も行い、視覚障がい者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

特に土砂災害警戒指定区域の住民に対しては、対象者が限定されることから、事前に対象者名簿を作成し、戸別訪問や電話、音声一斉伝送サービス等により直接住民に周知し、安全確保の徹底を図る。

また、市民に伝達する場合は、次表のように事前に定めておき、非常事態の発生に際して混乱して戸惑うことのないようにする。

2) 土砂災害に関する住民がとるべき行動の周知

○避難指示等が発令された場合、危険な区域から一刻も早く立退き避難を行うことの周知。

○状況に応じた適切な判断を住民自身が行えるよう、日頃から土砂災害や土砂災害警戒情報等に関する正しい知識の普及啓発。

○土砂災害ハザードマップを作成し、対象地域住民へ全戸配布し、住民の適切な行動を促す。

○住民は行政が提供するこのような情報を日頃から十分に把握するよう努めるとともに、それらの情報の意味、土砂災害の特質及びその前兆等に関する知識を得るための「知る努力」を行う。

○住民は土砂災害への備えを自主的に行い、適時適切な避難行動をとるなど的確な判断及び行動を行う。

○身近に高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者がいる場合は、避難支援等共助に努める。

○避難指示の伝え方

項　目	伝 達 内 容
発　令　者	「龍ケ崎市災害対策本部より、お知らせいたします。」など
避 難 の 理 由	「ただいま、○○○川が△△地区で決壊しました。(大変)危険ですので」など
避難の対象範囲	「○○地区の住民は」など
避　難　場　所	「△△へ避難してください」など
避 難 の 誘 導 者	「避難にあたっては、○○(警察官、消防団、市職員など)の指示に従ってください。」など

○避難の指示、誘導

◎お知らせします。○○町周辺は、○○のため避難指示が出されました。避難先は○○小学校です。戸締まりをして家族そろって早く避難してください。

◎現在、○○付近で水路から水があふれ、一部では床上浸水になっています。大切なものは高い所に上げ、直ちに避難を開始してください。

◎ただいま、○○町一帯に避難指示が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで○○公園に避難してください。

○龍ケ崎市における高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保伝達系統

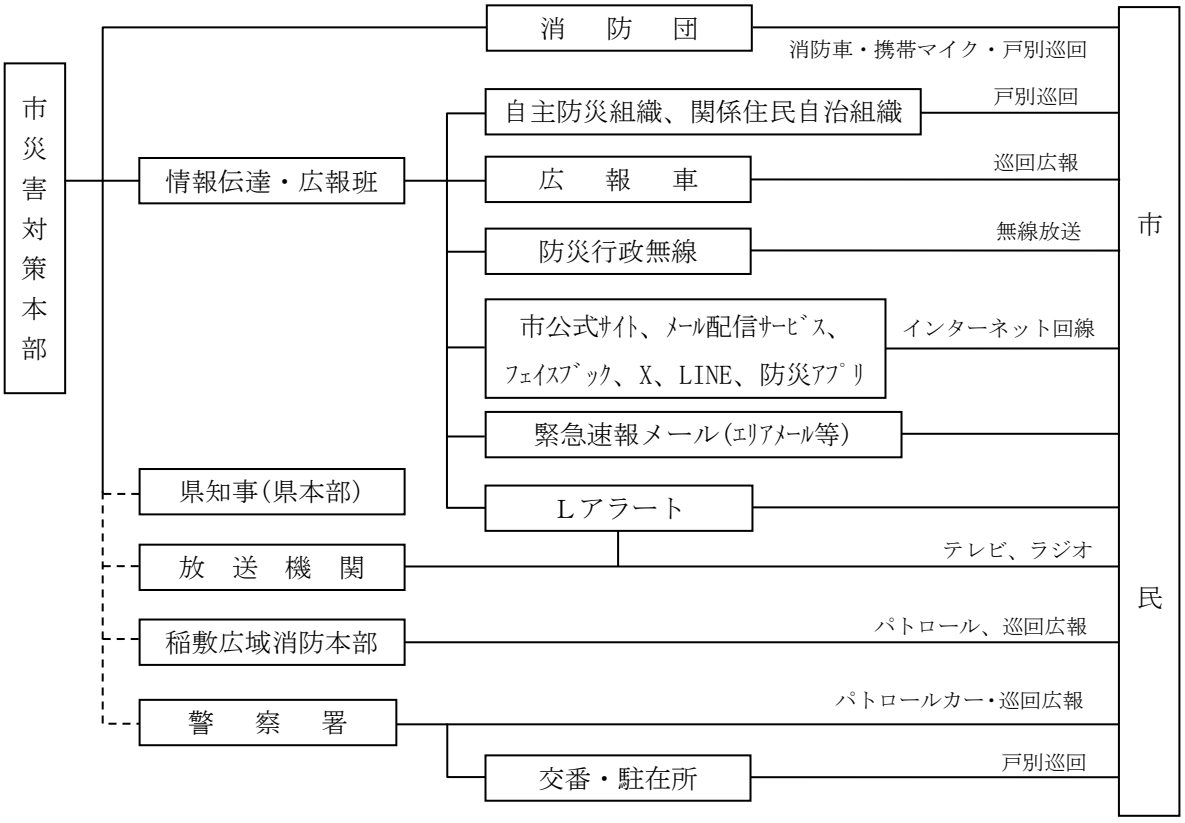

(注) ---------- は、連絡又は通知を示す

4　避難措置及び解除の措置

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を出した者は、避難措置及びその解除について次の通知事項をまとめ、報道機関の協力を得ながら市民へ発表するとともに、その旨を県に報告する。

また、市民への避難措置解除の周知は、避難措置発表時同様、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、X、LINE、防災アプリ、エリアメール、Ｌアラート、音声一斉伝送サービス等の広報手段を活用し、市民に対し周知する。

【通知事項】
①発令者　②発令理由及びその日時　③避難対象区域
④指定緊急避難場所又は指定避難所　⑤その他必要な事項

(2) 避難指示等解除の際の国・県からの助言

ア 保有するリアルタイムの情報提供や災害に関する知見等から助言を求める。

イ 大規模災害等は、テックフォース専門家派遣要請を行う。

第３　指定避難所・避難路の選定・防災対策拠点地区の整備

1　指定避難所は、指定避難所一覧に定めるところとし、災害の状況規模等により開設する。

なお、避難者が多く指定避難所へ受入れることが困難な場合は、次の方法により処置する。その際、指定避難所の追加にあたっては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を災害の種類により考慮し選定するものとする。また、龍ケ崎市の防災対策を地区ごとに実施していくために、小・中学校やコミュニティセンターなどの公共施設等を防災対策拠点のひとつとして整備充実を進める。

各施設とも、ハイブリッド IP 無線機、災害用非常電話を配備し、耐震性を強化するとともに、書棚、薬品保管庫等の落下、転倒防止措置を随時実施する。また、併せて、コミュニティセンターには災害用井戸を設置するなど、飲料水、食料その他の生活用品の備蓄や防災活動に必要な資機材を整備する。

●防災対策拠点地区の整備(資料編 1-2-1)

●指定避難所一覧(資料編 1-3-2)

●龍ケ崎市公共施設の井戸所在(資料編 1-3-3)

(1) 地域の集会場の活用

(2) 既設その他の施設(神社、寺院、会社、工場等)等の活用

2　地区ごとの指定避難所は、平常時より広報紙等により市民に周知するものとする。

3　避難路は、指定避難所へ通じる県道・幹線市道等とし、避難誘導等に際しては、事前に被災状況等の沿道の安全性を確認する。

第４　避難の方法

1　避難の誘導

(1) 避難者の誘導は市職員、警察官、消防職、団員等が、住民自治組織の長や自主防災組織のリーダーなどの協力を得て行なう。誘導にあたっては、極力安全と統制を図る。

(2) 避難順位はおおむね次によるものとする。

ア 避難行動要支援者

イ 学童

ウ 上記以外の一般市民

エ 防災従事者

(3) 避難誘導にあたり、避難者が自分で避難が可能の時は、車両救助用ロープ等を使用して行なう。

なお、被災地域が広大で大規模な避難が必要となり、市において処理できないときは県その他の機関に対して速やかに応援を要請するものとする。

2　避難の順位

避難は、次のように 2 区分する。

第 1 次避難	高齢者等避難が発せられた場合に、事前に避難行動要支援者を安全な場所に避難させる。
第 2 次避難	避難指示が発せられた場合に. 第 1 次避難で避難しなかった者を避難させる。

また、第 1 次避難の前に、台風の進路などの気象状況によっては、避難行動要支援者などが事前に安全な場所へ避難する自主避難も考えられるので、その際には地区施設の開放などの措置ができるようにしておく。

3　避難の準備

避難にあっては、事前に次の点について措置するよう広報し、避難準備する。

(1) 火気の安全を確認すること。

(2) 盗難防止処置をすること。

(3) 家屋の補強を行うとともに、浸水が予想される場合は、家財を高所に移動させること。

(4) 住民票(住所、氏名、生年月日、血液型等を記入したもの)を携帯すること。

(5) ２食分程度の非常食糧、飲料水、手ぬぐい、ちり紙、最小限の着替え、懐中電灯、トランジスタラジオ、救急薬品を携行する。

(6) 服装はできるだけ軽装とするが、素足はさけ、帽子、ずきん等を着用するとともに、雨具、防寒衣を携行する。

(7) 貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。

(8) 会社、工場等の事業所では、それぞれの防災計画に基づき、特に発火元の安全確認、電気、ガス等の保安措置を講ずること。

(9) 学校、大規模事業所、特殊建築物の管理者は、事前に定められた避難計画に基づいて、安全に避難する措置を講ずること。

(10) 病院、福祉施設等で、多数の病人、身動きの不自由な者を受入れている施設の管理者は、特に連絡、誘導、搬出、受入れ等の責任者を定めた避難計画を策定し、人身の安全確保を図る措置を講ずること。

4　避難経路

避難経路は、市災害対策本部長から特定の指示がなされた場合については、その経路により指示する。特別の指示がなされないときは、避難誘導者又は高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った者が指定するが、状況により指定が困難なときは特に指定しないこともある。

避難経路の指定に際しては、火災、落下物、危険物、パニックの危険のない経路を選定する。また、可能な限り指示者が経路を事前に実際に確認すること。

避難路に重大な障害があり容易に取り除くことができないときは、市災害対策本部を経由して避難路の確保(道路の啓開等)を要請する。

〔道路の啓開等の要請経路〕

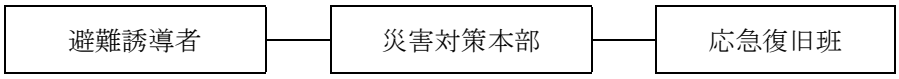

第５　学校及び社会福祉施設等における避難対策

1　学校における避難対策

・避難実施責任者
・避難の順位
・避難誘導責任者及び補助者
・避難誘導の要領、措置
・避難者の確認方法
・生徒・児童等の保護者への引き渡し方法

2　社会福祉施設等における避難対策

社会福祉施設等では、対象者の活動能力等に配慮して、次のように避難計画を定めておく。また、当該施設職員のみでは避難誘導が困難と判断される場合は、各施設において、保護者、住民自治組織及び市から避難に必要な人員の派遣を確保できるよう、事前に連絡体制を整えておく。

・避難実施責任者
・避難の時期(事前避難の実施等)
・避難誘導責任者及び補助者
・避難誘導の要領、措置(車両による搬出等)
・指定緊急避難場所の設定及び受入れの方法

・避難者の確認方法

・家族等への引渡方法

第６　警戒区域の設定

１　市長による警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第 63 条１項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命や身体に対する危険防止のため特に必要があると認められる場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事するもの以外の者に対して当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずることができる(警戒区域設定権)。

この警戒区域の設定は、次の点で避難の指示(災害対策基本法第 60 条)と異なる。

(1) 避難の「指示」が、対人的に捉えて立入り制限・禁止・退去命令によって、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。

(2) 警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使される。

(3) 警戒区域設定権に基づく禁止・制限又は退去命令については、その履行を担保するため、その違反者には、罰金又は拘留の罰則が科されるが(災害対策基本法第 116 条第２項)、避難の指示については罰則がない。

２　警戒区域の設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

第７　指定避難所の開設

指定避難所は、事前に指定した指定避難所のうちから、災害対策本部が災害の状況及び規模、安全な場所を選定し、避難所班が開設する。ただし、緊急を要する場合で、選定の暇がないときは、各施設管理者の判断により指定避難所を開設することができるものとする。

また、気象庁で発表する台風等の気象情報により、災害の規模や当市に最も影響を及ぼす時刻について、十分な情報を収集したうえで可能な限り被害を予測し、避難が困難となる夜間や災害発生時の危険となる避難を避けるため、明るいうちに事前に指定避難所を開設するよう努める。

参考：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保(第３章第 11 節第２項)の発令基準

●避難所関係様式(資料編 2-5-1)

●指定避難所一覧(資料編 1-3-2)

●指定緊急避難場所位置図(資料編 1-2-2)

１　開設場所

避難所は、指定避難所に開設する。ただし、指定避難所に受入れることが困難な場合や特別の理由がある場合は、次の場所に避難所を開設する。

(1) 順位

指定避難所を除く開設順位は次のとおりである。

ア 既存の他の公共施設(建築物)

イ 既存の市の公園及び公共用地(テント等による屋外仮設)

(2) 条件

ア 災害後において施設として使用可能であること。

イ 給水、給食等の救援活動が容易であること。

２　避難所受入れ対象者

(1) 住家が被害を受け、住居の場所を失った者

(2) 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者
(3) 災害によって、現に被害を受ける恐れのある者

3　開設時期

災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、被害の状況、住宅の応急修理の状況及び仮設住宅の建設状況等を勘案し、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を受け施設管理者との調整により延長できるものとする。

この場合、教育施設にあっては、応急教育の実施に充分配慮し、支障のないよう調整を行う。

4　開設状況の報告

(1) 避難所勤務職員

避難所勤務職員は、避難所の受入れ者名簿報告書(別紙様式第 1 号)を作成し、開設後直ちに避難所対策部長へファクシミリ等又は伝令により報告する。また、避難所設置及び受入れ状況を別紙様式第２号により毎日避難所対策部長へ報告する。

(2) 現地対策部長

現地対策部長は上記(1)による報告を、市災害対策本部事務局へ連絡する。

(3) 市災害対策本部事務局

市災害対策本部事務局は、指定避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

○指定避難所開設の目的
○箇所数及び受入れ人数
○開設機関の見込み

第８　指定避難所の運営

指定避難所の運営にあたっては、「避難所運営マニュアル」に基づき、市職員、施設管理者、地域コミュニティ協議会等の役員、避難者の代表、災害ボランティアが連携して、要配慮者への配慮や必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した運営に努める。また、「避難所運営マニュアル」の整備や訓練等を通じ、住民等による主体的な避難所運営の普及に努める。

1　市職員の役割

避難所勤務の市職員(原則として 1 避難所につき 2 人以上を配置)は、市民、災害ボランティア及び警察官(医療救護所を併設する避難所にあっては医師等を含む。)の協力を得て、次の事項を実施する。

(1) 負傷者に対する応急の救護及び搬送
(2) 避難した者の把握
(3) 指定避難所周辺の住宅被害等の状況の確認
(4) 避難した者への情報の伝達
(5) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示及び保護者への引き渡し
(6) その他避難所運営にあたっての留意事項

○指定避難所の自治組織の結成を促し、避難者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援する。
○可能な限り避難所間において連絡を取り合い、保管物品等で融通し合える物品等の情報交換を行い、柔軟な対応を行う。
○避難所内の衛生管理に特に注意し、措置が必要と思われるときは、現地対策部長の支持を仰ぐ。

○原則として、食糧その他の物資の配分については、災害ボランティア等の協力を得て公平に行う。

○施設管理者と避難者の代表、災害ボランティアの責任者との連携を図り、避難所運営会議を開催するとともに、避難所の平穏かつ融和が図られるよう運営に努める。

○上記会議における要望等は、速やかに取りまとめの上、避難所対策部長に報告する。

○必要物品等については、開設状況の報告に準じて施設名、受入れ人員及び世帯数と合わせて避難所対策部長に報告する。報告の回数は、原則として、1 日 1 回とする。ただし、必要数等に大幅な変更がある場合は、随時とする。

○避難所対策部長との連携を密にし、各避難所間に格差が生じないよう努める。

○避難の長期化等必要に応じて、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に充分配慮するよう努める。

2　施設管理者の役割

指定避難所の施設管理者は、指定避難所の開設及び避難した者に対する救護活動に協力するものとする。また、市災害対策本部から派遣される職員が到着するまでは、指定避難所の管理を行なう。

3　避難所運営のための組織

(1) 市

○原則として、1 避難所に 2 人の市職員を配置する。

○必要に応じ、各避難所に負傷者搬送、避難行動要支援者支援、物資搬入、仕分け(配分)、保管及び炊出しに係る災害ボランティアの派遣を要請する。

○市災害対策本部長は、必要に応じて竜ケ崎警察署長に対し警察官の配置を要請する。

(2) 市民

特に大規模な災害が発生し避難生活が長期化する場合、地域コミュニティ協議会、自主防災組織、住民自治組織の役員及び避難をした市民の代表者を含めて避難所運営組織を結成して、自発的に避難所勤務職員に協力して、避難所の運営に参加する。

(3) 災害ボランティア

各ボランティアグループは活動分野別に、責任者等の指示の下、避難所勤務職員に協力して避難所運営に当たる。

4　避難所運営組織の役割

(1) 避難所運営会議

〔施設管理者、避難所勤務職員、地域コミュニティ協議会等の役員、避難者の代表及び災害ボランティアの責任者〕

○市災害対策本部から情報の伝達

○避難所生活でのルールの徹底(掃除、ごみの処理、トイレ清掃及び外部からの問合せ等)

○避難者からの要望等を避難者の代表が取りまとめて提出

○必要な作業内容等の確認

○避難所運営に必要となる機材(洗濯機、掃除機等)の使用の了解

○その他避難所運営に関する事項等

(2) 避難者

避難者の代表は、避難所運営会議の内容を他の避難者へ伝達する。その他の避難者は、できる限り清掃や物品配分、給食・給水等を分担し、避難所勤務職員と協力して避難所運営に参加する。

(3) 災害ボランティア

災害ボランティアは次のような作業を分担し、避難者の生活を援助する。

○負傷者の搬送

○避難行動要支援者の支援

○物品搬入・配分・保管

○炊き出し

5　食糧集積地の指定及び管理

本部長が決定した食料の集積地を事前に設置し、これを活用して調達した食料の集配を、効率的に行うよう努める。

また、食糧の集積地では、集積地ごとに市職員やその他防災関係機関の職員を管理責任者及び警備員を配置、食品管理の徹底に努める。

第９　避難所生活環境の整備

1　衛生環境の整備

避難所班は、応急復旧班や物資調達班と連携し、避難者の協力を得ながら、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレを設置し、初動対応時におけるトイレ環境を整備する。

また、仮設トイレ、トイレトラック及び水循環型シャワー・テントセットが配備された場合も関係する班と連携し、設置、運用を行うなど、避難所の衛生環境を確保する。

2　衛生環境の維持

救護班は、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要なせっけん・うがい薬の提供、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、トイレトラック及び仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、水循環型シャワー・テントセットや移動入浴車の活用、水浴温水シャワー施設を所有する事業者、自衛隊、公衆浴場等の協力を要請する。

3　清潔保持必要な知識の普及

避難所班は、限られた空間の中で多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を、救護班と連携のもと指定避難所に避難した市民に行う。

第 10　健康管理

1　被災者の健康状態の把握

(1) 救護班は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、指定避難所ごとの健康状態の把握を行う。

(2) 救護班における活動については、「龍ケ崎市災害時保健活動マニュアル」に基づき、状況に応じた活動を実施する。

(3) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

(4) 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要なものについても配慮する。

2　被災者の精神状態の把握

(1) 救護班は県が竜ケ崎保健所に設置する心の救護所を市民に広報し、被災によって生ずる PTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症(示している)する(した)者(被災者)及び PTSD による不適応症状を持つ被災者への継続的な対応を行う。

(2) 避難所班は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

(3) 避難所班は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

第 11　精神衛生、カウンセリング

1　心の救護所の設置及び救護活動の実施

救護班は、竜ケ崎保健所に設置される心の救護所に協力する。

(1) 第一段階

ア 常駐の医師による竜ケ崎保健所での診療、竜ケ崎保健所から避難所への巡回診療及び訪問活動

(2) 第二段階

ア 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開

イ 竜ケ崎保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

(3) 第三段階

ア 各心の救護所におけるメンタルヘルスケアシステムの構築、夜間巡回等

(4) 第四段階

ア 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動

イ PTSD(心的外傷後ストレス障害)への対応

心の救護活動の情報の集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供(FAX ニュース等)は、原則として県精神保健センターに一元化される。

2　精神科救急医療の確保

救護班は、治療の中断(薬切れ等)や環境の急変等から病状が悪化し、緊急入院が必要な精神障がい者を受け入れるための病床の状況について竜ケ崎保健所より情報を入手するとともに、必要な市民に情報を提供する。

3　児童、高齢者、外国人に対する心のケア対策の実施

救護班は、ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピー(子供を対象に行う遊びを利用した心療療法)を実施するとともに、高齢者に対して十分配慮する。また、地域づくり推進課は、語学ボランティアの協力を得ながら情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。

4　心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、竜ケ崎保健所及び救護班は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第 12 節　食糧供給計画

被災者及び災害応急対策に従事する者に対し、必要な食糧を供給し、一時的に被災者等の食生活を確保するものとする。

第１　実施責任者

実施責任者は市長であるが、災害救助法が適用された場合には、知事の補助機関として実施する。ただし、知事の職権の一部を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行うものとする。

第２　市の備蓄

市災害対策本部は、災害が発生し食糧等の供給が必要な場合は、市が備蓄している食糧、飲料水及び生活必需品を提供する(一般災害等対策計画編 Ⅱ 風水害等対策計画 第 1 章 第 9 節 第 4 食糧、生活必需品の供給体制の整備を参照)。

１　公的備蓄

市災害対策本部長は、被災者支援のために必要があると判断したときは、各備蓄拠点(小中学校)である避難所施設管理者又は避難所勤務職員により、市の備蓄食糧等を被災者に配布する。

２　流通在庫備蓄

市災害対策本部長が被災者支援のために必要があると判断したときは、物資調達班は協定締結等をしている事業者に対し、食糧等の提供を求める。

第３　食糧の供給

１　食糧の調達

(1) 品目及び調達の方法

物資調達班は、市の備蓄で不足する場合の食糧の調達を次により行う。

品　　目	調　　達　　方　　法
米　　穀	ア 市内の米穀卸売業者及び小売業者から購入する。 イ 上記で不足する場合は、県知事を通じて農林水産省農産局に対して災害救助用米穀の供給を要請する。
パン・弁当	ア 市内の製造業者に製造を依頼して購入する。 イ 食品の調達に関する協定により購入する。
副食・調味料	ア 食品の調達に関する協定により購入する。
義援物資のうちの食糧品	ア 物資調達班は、要支援者対策班と調整して、ボランティアの協力を得て主食及び副食に仕分ける。
乾パン	ア 炊出し等による供給までの間、市の備蓄を供給する。 イ 災害救助法適用時は知事から政府食糧を受領する。

(2) 農林水産省連絡先

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課　TEL 03-6744-1353　FAX 03-6744-1391

(3) 県、近隣市町村への協力の要請

市災害対策本部は、市域が多大な被害を受けたことにより、市独自では食糧の供給の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に協力を要請する。

(4) 食糧の輸送

ア 物資調達班は、市内輸送業者に食糧の輸送を依頼する。

イ 上記(1)により購入した食糧は、購入先に輸送を依頼する。

ウ 市災害対策本部事務局は、上記(ｱ)(ｲ)において、食糧の輸送が困難な場合には、県、自衛隊及びボランティア等に食糧の輸送を要請する。

2 食糧の供給

(1) 供給の場所

食糧の供給は、原則として、小学校を拠点とする指定避難所で実施する。

(2) 供給の方法

ア 避難所ごとの必要数は避難所勤務職員が避難者の協力を得て把握し、供給する。

イ指定避難所に避難していない被災者(以下、自宅被災者という。)に対する供給の必要数は、供給拠点を自宅被災者に広報することにより、自宅被災者の申し出によって把握する。ただし、身体障がい者等の拠点まで来ることの困難な被災者に対しては、ボランティアの協力を得て、要支援者対策班が把握し供給する。

(3) 炊出しの対象者

ア避難者

イ住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等のため炊事ができない者

ウ住家の被害を受け、一時縁故先等へ避難するもの

エ旅館等の宿泊人及び一般家庭の来訪者

(4) 炊出し等の実施の方法

ア食品の供給は、被災者が直ちに食することができる現物を支給する。

イ炊出しによる供給は、ボランティア等の協力を得て、指定避難所ごとに実施する。

第 13 節　衣料・生活必需品等供給計画

災害のために住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品をそう失又はき損し、日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他衣料品及び生活必需品を供給又は貸与するものとする。

第１　実施責任者

衣料・生活必需品の供給又は貸与の実施責任者は市長とする。また、災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助の暇がないときは知事の補助機関として市長が行う。

第２　生活必需品の調達

物資調達班は、生活必需品の調達を行う。この際、企業等からの義援物資の品目と同種のものとなる可能性が大きいため、避難所班との連携のうえ実施する。

なお、以下の生活必需品には、義援物資も含むものとする。

１　品目

(1) 寝　　具(毛布等)

(2) 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等)

(3) 衣 料 品(作業着、下着(上下)、靴下、運動靴等)

(4) 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)

(5) 食　　器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)

(6) 光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)

(7) ビニールシート等

２　調達の方法

市の備蓄分を使用し、市の備蓄で不足する場合の調達を次により行う。

・生活必需品の提供に関する協定により、市内の販売業者から購入する。

・製造業者から直接購入する。

３　県、応援協定自治体、近隣市町村への協力の要請

市災害対策本部は、市域が多大な被害を受けたことにより、市独自では生活必需品の供給の実施が困難と認めたときは、県、応援協定自治体、近隣市町村に協力を要請する。

４　生活必需品の輸送

(1) 物資調達班は、市内輸送業者に生活必需品の輸送を依頼する。

(2) 上記２により購入した生活必需品は、購入先に輸送を依頼する。

(3) 市災害対策本部事務局は、上記(ｱ)(ｲ)において、生活必需品の輸送が困難な場合には、県、自衛隊及びボランティア等に生活必需品の輸送を要請する。

(4) 義援物資等、市へ直接送られる生活必需品等は、文化会館に搬入し、ボランティア等の協力を得て仕分けを行う。

第３　生活必需品の供給

１　供給の場所

生活必需品の供給は、原則として、小学校を拠点とする指定避難所で実施する。

２　供給の方法

(1) 避難所ごとの必要数は、避難所勤務職員が避難所の協力を得て把握し、供給する。

(2) 自宅被災者に対する供給の必要数は、供給拠点を自宅被災者に広報することにより、自宅被災者の申し出によって把握する。ただし、身体障がい者等の拠点まで来ることの困難な被災者に対しては、ボランティアの協力を得て、要支援者対策班が把握し供給する。

(3) 供給拠点における生活必需品等の仕分け等は、ボランティア等の協力を得て行う。

３　手配する品目の優先順位

時期別に要求される品目の変化に迅速に対応するため、予想される変化を示し、また、発災後から時期別に手配する品目の優先順位は、次によるものとする。

品目等 ／ 時 期	手配する品目の優先順位及び予想される品目の変化
初　動　期 発災から３日目まで	(1) 携帯トイレ及び簡易トイレ (2) 毛布又は布団 (3) 下着(男性用、女性用、子供用) (4) ほ乳ビン (5) 生理用品、紙おむつ (6) 懐中電灯、ローソク、マッチ、乾電池 (7) トイレットペーパー
混乱継続期 ４日目から７日目まで	(1) 下着(男性用、女性用、子供用)防寒着(冬期)、雨具 (2) 風邪薬等医薬品(医療救護活動に別掲) (3) ごみ袋 (4) テント、ビニールシート (5) 暖房器具(冬期)、うちわ(夏期) (6) タオル、手拭、せっけん、歯ブラシ等 (7) トイレットペーパー
救　援　期 ８日目以降	(1) 炊事道具 (2) 外着(作業着、靴下、運動靴、軍手等) (3) ＬＰガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ (4) 食器 (5) 洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ等 (6) ティッシュペーパー、ウェットティッシュ (7) トイレットペーパー

第 14 節　給水計画

災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給し保護する。

第１　実施責任者

市長が実施責任者となり、生活環境課が必要に応じて茨城県南水道企業団の協力を得て実施する。

第２　応急給水資機材の調達

１　茨城県南水道企業団

茨城県南水道企業団は、所有する給水車・応急給水資機材(ポリ容器、飲料水携行袋等)を、応急給水用として備蓄する。この他に新規に購入等による応急給水資機材を合わせて龍ケ崎市域分の品目及び数量を飲料水確保班に連絡する。

２　飲料水確保班

飲料水確保班は、茨城県南水道企業団の所有する給水車、応急給水資機材で、龍ケ崎市域分の品目及び数量を、茨城県南水道企業団に確認し、市が所有する水槽付ポンプ車、車載型給水タンク、設置型組立式給水タンク、浄水装置、飲料水携行袋と茨城県南水道企業団の調達する資機材で不足する場合は、県に調達を要請する等、市で確保する。

応急給水資機材

	給水車	設置型組立式給水タンク	ポリ容器	飲料水携行袋	浄水装置
茨城県南水道企業団	2 ㎥車×4 台 (3 市 1 町分)	0 台	20ℓ×77 個	10ℓ×2,000 袋 6ℓ×2,900 袋	
龍ケ崎市	1 ㎥×2 台 (タンクのみ) 6 ㎥×1 台 (タンク車)	1 ㎥×13 台		6ℓ×6,300 袋	23

第３　応急給水活動の実施

飲料水確保班は、茨城県南水道企業団と連携し、応急給水活動を原則として以下の要領で実施する。

１　優先順位及び応急給水の場所

	給水場所	給水方法
(1)	医療救護所及び要請を受けた医療機関	給水車
(2)	避難行動要支援者	備蓄飲料水(県南総合防災センター)
(3)	指定避難所(被災者優先)	備蓄飲料水(防災コンテナ)
(4)	給水拠点(市民) コミュニティセンター 龍ケ崎小・消防署西部出張所・龍ヶ岡公園	井戸 飲料水兼用防火水槽
(5)	小中学校・たつのこアリーナ(プール)	浄水装置
(6)	その他必要とする施設	

2　給水基準

発災初期の給水基準は１日１人３㍑とする。その後は、次の量を給水目標とする。

項目／時期	給水量(㍑／日)	基　　準
初動期発災から３日間まで	3	生命の維持に必要な最小限の量
混乱継続期４日から７日目まで	3～20	調理、洗面等の生活に必要な最低限の量
復旧期８日から１ヶ月まで	20～100	浴用、洗濯等に必要な量
復興期１ヶ月から完全復旧まで	100～被災前の水量	通常とほぼ同等の量

3　給水方法

(1) 茨城県南水道企業団は、初動期において被災水道施設の応急復旧に全力であたるものとし、被災水道施設の応急復旧後に飲料水確保班と連携し、応急給水活動を実施する。また、飲料水確保班の実施する応急給水活動へ、配水場から飲料水の提供を実施する。

(2) 飲料水確保班は、茨城県南水道企業団と連携し、上記の優先順位により応急給水活動を実施する。その際、給水車・資機材・人員等が不足する場合は、県、相互応援協定自治体、自衛隊その他機関に協力を要請するため、災害対策本部へ報告する。

(3) 情報伝達・広報班は、給水拠点の場所・時間等を市民・住民自治組織に広報する。

(4) 要支援者対策班は、避難行動要支援者や、中高層住宅に住む高齢者等に対する給水(搬送)のニーズを把握し、ボランティア現地本部へ連絡のうえ、一般ボランティアを確保して援助者を決定する。

(5) 指定避難所での給水は、飲料水確保班が実施に努め、地域の地域コミュニティ協議会及びボランティア等の協力を得て行う。

4　検水の実施

飲料水確保班は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、定期的な検査を受けていない井戸やプール等の水を飲用しなければならない場合は、小中学校の防災コンテナ及びたつのこアリーナの機械室にある浄化装置を使用し給水活動を実施する。必要があれば、県に検水の実施を要請する。

第 15 節　避難行動要支援者安全確保対策計画

災害発生時は、避難行動要支援者は自力では避難が困難なことや、視聴覚や音声・言語機能の障がいから的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、要支援者対策班は、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者本人及びその家族や関係機関等とともに、支援の方法や支援に関する必要事項を示した避難支援プラン個別避難計画を作成する。この避難支援プラン個別避難計画や地域ごとの対象者名簿について、避難支援等関係者及び防災機関と情報を共有する。

また、避難行動要支援者に対して、保健福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な支援を行うものとする。

第１　避難行動要支援者への配慮

市は、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるとともに、情報の提供についても、十分配慮するものとする。

また、市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者全体リストを効果的に利用し、在宅や指定避難所で生活する避難行動要支援者についての安全確保対策が的確に行われるように努めるものとする。

第２　社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

１　救助及び避難誘導

各施設管理者は、事前に定める避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助し、避難誘導を実施する。また、施設職員等のみによる避難誘導、及び救出が困難な場合は、市災害対策本部、稲敷広域消防本部、竜ケ崎警察署に応援を要請するとともに、近隣住民(自主防災組織等)にも協力を求める。

２　搬送及び受入先の確保

各施設管理者は、稲敷広域消防本部より、県、救急医療情報コントロールセンターの情報を収集して、災害により負傷した入所者の受入先を確保する。入所者の搬送に必要な車両は、各施設所有のものを使用する他、災害対策本部、稲敷広域消防本部に車両を要請する。

要支援者対策班は施設管理者の要請により、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入先を確保する。

３　食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

各施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等の必要数量を把握し、供給する。各施設で調達が不能又は不足する場合には、市災害対策本部に応援を要請する。

物資調達班及び飲料水確保班は、施設管理者の要請に基づいて、食糧、飲料水、生活必需品等を調達し、必要に応じて、各施設まで搬送する。

４　介護職員等の確保

各施設管理者は、介護職員が不足する場合には、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び要支援者対策班、龍ケ崎市災害ボランティアセンター等に対し、応援を要請する。

要支援者対策班は、要請に基づき、介護職員等の確保を図るため他市町村、県、 龍ケ崎市災害ボランティアセンターへ協力を要請する。

5　巡回相談の実施

要支援者対策班は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、 避難行動要支援者、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、避難行動要支援者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

6　ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

市災害対策本部事務局は、各ライフライン事業者に対し、社会福祉施設のライフラインを優先的に復旧するよう要請する。

第３　避難行動要支援者に対する安全確保対策

平常時において、在宅介護が必要な高齢者、障がい者等で指定緊急避難場所に避難できなかった者、又は被災し、避難できなかった高齢者、障がい者等の中で、避難施設への収容が望ましいと思われるものについては、福祉避難所へ受入れる。

1　安否確認、救助活動

(1)　要支援者対策班は、避難所から受理した避難所受入れ者名簿と事前に把握した既存の名簿等とを照合の上、避難行動要支援者の避難状況を精査し、避難未了者を把握するとともに、安否未確認者(避難未了者)名簿(以下「名簿」という。)を作成する。

ただし、聴覚障がい者及びひとり暮らし高齢者等で特別の手段(ファクシミリ等)により安否確認ができた者は除外する。

また、避難所受入れ者名簿を受理する以前の段階で前記により安否確認ができない者については、避難支援等関係者に通報するとともに、安否確認の要請又は指示の手続きをとるものとする。

(2)　要支援者対策部長は、龍ケ崎消防署、竜ケ崎警察署に名簿を送付するとともに、安否未確認者の確認を要請する。ただし、龍ケ崎消防署、竜ケ崎警察署が災害応急対策のため安否確認行動がとれない場合は、避難所班(避難所勤務職員)に名簿を送付して、安否未確認者の確認を指示するものとする。

(3)　避難所班(避難所勤務職員)は、要支援者対策部長からの指示に基づき避難者に安否確認の協力を要請する。

(4)　避難者は、ボランティア等の協力を得て安否確認を行うとともに、状況に応じて避難誘導及び救助活動を行うものとする。

2　搬送体制の確保

要支援者対策班は、避難行動要支援者の搬送手段として、救急車両や社会福祉施設所有の車両の協力を要請する。また、これらが確保できない場合には、県に協力を要請する。

避難行動要支援者の安否確認を行っている避難支援等関係者、避難者やボランティア等は、要支援者対策班による車両の確保ができない場合には、担架等の作製や、車椅子の補助を行い、指定避難所まで搬送するよう努める。

3　要配慮者の状況調査及び情報の提供

避難所班(避難所勤務職員)は、ボランティア等の協力を得て、避難所で生活する要配慮者に対するニーズ把握及び保健・福祉サービス等の情報を提供する。

避難行動要支援者に対するニーズ把握等は、要支援者対策班、避難支援等関係者、民生委員児童委員、ボランティア等の協力を得て実施する。

4　食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の避難行動要支援者への配慮

要支援者対策班は、避難行動要支援者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。

これらの配布は、避難所を拠点として実施するため、在宅の避難行動要支援者に対する配布は、家族等を通して実施する。ただし、上記 3 で把握した独居又は家族等の負傷により介護者がいない在宅避難行動要支援者に対しては、龍ケ崎市災害ボランティアセンターに介護ボランティアを要請し、受取及び搬送を実施する。

5　保健・福祉巡回サービス及び相談窓口の開設

指定避難所に設置される医療救護所では、要配慮者に対する保健指導等を実施するとともに、避難所班(避難所勤務職員)は相談窓口を開設する。

また、要支援者対策班は、上記 3 で調査した避難行動要支援者を保健師等に指示をし、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

第４　外国人に対する安全確保対策

1　外国人の避難誘導

情報伝達・広報班は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線等を活用して英語を基本とする広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導の措置を行う。

2　安否確認、救助活動

情報収集班は、外国人の住民登録等に基づき、警察、市民、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認及び救助活動の措置を行う。

3　情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

情報伝達・広報班は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供を行う。

(2) 放送及び通信等による情報の提供

情報伝達・広報班は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、市公式サイト等を活用して外国語による情報提供に努める。

4　外国人相談窓口の開設

情報伝達・広報班は、外国人労働者相談室及び(公財)茨城県国際交流協会内に県が開設する災害に関する外国人の相談窓口を紹介するとともに、相談窓口班が設置する外国人の相談窓口においても外国人に対する生活相談に応じる。

また、県と協力し、相談窓口のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

5　語学ボランティア「受入窓口」との連絡調整

情報伝達・広報班は、(財)茨城県国際交流協会が開設する「語学ボランティア受入窓口」との連絡調整を行い、必要な語学ボランティアの確保や市の相談窓口等へ派遣要請を行う。

第５　帰宅困難者対策

災害発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す。

帰宅困難者対策への備えを万全とするためには、自助・共助・公助による総合的な対応が不可欠である。

１　県の取り組み

(1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 備蓄の確保

市や学校単位での必要量の確保が困難となった場合に備え、飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努める。

(3) 情報提供

交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

(4) 代替バス等の運行に係る調整

交通事業者、国、市町村など関係者間での情報共有を図るとともに、代替バス及び臨時バスの運行に関する調整等に努める。

２　市の取り組み

(1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 備蓄の確保

帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努める。

(3) 情報提供

交通事業等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

(4) 交通事業者との連携体制の整備

帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく。市と交通事業者は、協議の上、一時滞在施設の確保等に努める。また、一時滞在施設の確保に当たっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

このため、東日本旅客鉄道㈱水戸支社と「地震等大規模災害に関する基本覚書」を平成 24 年 3 月 7 日に締結した。

(5) 帰宅困難者の避難所

帰宅困難者の避難所として、駅近傍の小中学校及びコミュニティセンターを予定する。

3　企業の取り組み

(1) 従業員の待機

交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努める。

(2) 備蓄の確保

従業員が事業所内に待機できるよう、3 日分の必要な飲料水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努める。

(3) 環境整備

従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画等への位置づけ

ＢＣＰ(事業継続計画)等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針を事前に定めておき、従業員に周知しておく。

(5) 安否確認方法の周知

大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法を事前に定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段を事前に確認し、当該手段を利用するよう周知しておく。

(6) 市、自主防災組織等との連携

市や自主防災組織等と、災害発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努める。

4　大規模集客施設の取り組み

(1) 大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努める。

5　各学校の取り組み

(1) 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。

(2) 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

(3) 代替バスの運行等、搬送体制の構築

(4) 飲料水等の備蓄

第 16 節　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住家を確保できない者を受入れるために、応急仮設住宅を建設するとともに、災害によって住家が半焼、又は半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の応急修理を行い、被災者の居住の安寧を図るものとする。

第１　実施責任者

市長が実施責任者となり応急復旧班が実施にあたる。

ただし、災害救助法が適用された場合には、応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行う。

第２　応急仮設住宅の設置

１　入居対象者

災害のため住宅が焼失、倒壊又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

２　入居者の選定基準

災害の規模に応じて、その都度知事又は市長が定める。選定基準の例を次に示す。

(1) 住家が全焼、全壊、又は流失した者であること

(2) 居住する住家がない者であること

(3) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること

ア 生活保護法の被保護者ならびに要保護者

イ 特定の資産のない失業者

ウ 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障がい者世帯、病弱者等

エ 特定の資産のない勤労者、中小企業者

オ 前各号に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、避難行動要支援者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、避難行動要支援者の優先入居に努めるものとする。

３　応急仮設住宅の設置戸数・規模等

応急仮設住宅の設置基準は次のとおりとする。

(1) 設置戸数　災害状況を考慮してその都度定める。

(2) 規　　模　一戸当り平均 29.7 ㎡を基準とする。

(3) 着工期間　災害発生の日から 20 日以内に着工し、すみやかに工事を完成するものとする。

(4) 建物型式　災害の状況に応じてその都度定めるが、原則としてプレハブ住宅とする。

４　建設予定地の選定方法・基準

建設予定地は、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、教育、保健衛生等、を勘案の上、知事又は、市長が決定するが、原則として公園等の市有の空き地を利用して建設することになる。なお、私有地については所有者と十分協議の上、市と所有者との間に賃貸借契約を締結した上で建設する。

５　建設資材と建設業者の確保

応急仮設住宅の建設は、龍ケ崎市建設業組合等と協議し、その協力を得て建設する。ただし、災害救助法が適用された場合には、応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行う。

6　応急仮設住宅の管理

市は、県が行う応急仮設住宅の管理に協力する。また、県から管理を委任されたときには、応急復旧班が管理を担当する。

第３　住宅の応急修理

1　修理対象の基準

災害により住宅が半焼又は半壊した者に対して、居室、炊事場、トイレ等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度の修理を行う。

2　応急修理の方法

応急修理は居室、炊事場、トイレ等のように生活上欠くことのできない部分のみを応急的に実施するものとし、発災時から１ヶ月以内に完成されるものとする。

また資材の調達及び応急修理の実施は、県(土木部)に調達の協力を求める。災害救助法が適用された場合には、県の指示に従う。

3　応急修理の対象数

修理戸数は災害の状況を考慮してその都度定めることとし、応急修理は災害発生後、早急に行うものとする。

第 17 節　医療(歯科医療を含む。)・助産計画

災害のため医療機関が混乱し、市民が医療(歯科医療を含む。以下同じ。)及び助産の途を失ったときに応急的に医療及び助産を実施、被災者を保護する。

第１　実施責任者

被災者に対する医療・助産は市長が実施責任者となり、救護班が関係機関の協力を得て実施する。

災害救助法が適用された場合は、知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助の暇がないときは、知事の補助機関として市長が行う。

第２　医療・助産の対象者

医療及び助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療や助産の途を失った者を対象者とする。

第３　医療救護活動

救護班は、龍ケ崎市医師会及び龍ケ崎市歯科医師会の協力を得て、市内各病院及び竜ケ崎保健所と緊密な連絡を取り、医療・助産活動に万全を期す。

1　医療救護所の設置

災害の規模や患者の発生状況により、救護班は学校等の指定避難所、市内各病院等に医療救護所を設置し、被災者及び消防機関等救助活動に従事する機関に周知する。

2　医療救護班の派遣要請

市長は、龍ケ崎市医師会に医療救護班の派遣を、龍ケ崎市歯科医師会に歯科医療班の派遣を、龍ケ崎薬剤師会に薬剤師の派遣を要請するものとする。

3　医療救護班の応援等

市長は、医療及び助産の対策上、必要があるときは県、日本赤十字社等に応援を求める。

4　医療・助産活動

(1)　医療活動は、原則として、医療救護班が医療救護所にて実施する。歯科医療活動は、医療救護所及び避難受入れ施設等にて実施する。

(2)　助産活動は必要に応じ助産師、産院又は一般医療機関で行うものとする。

(3)　医療活動の内容

ア　診療

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術、その他の治療及び施術

エ　病院又は診療所への受入れ

オ　看護

(4)　助産活動の内容

ア　分べんの介助

イ　分べん前、分べん後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(5)　医療活動費用の限度額

〈医療救護班による場合〉

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費

〈一般病院、診療所による場合〉

国民健康保険の診療報酬の額以内

〈施術者による場合〉

龍ケ崎地域における協定料金の額以内

(6)　歯科医療活動の限度額

災害時歯科医療活動における医療費は、無料

(7)　助産活動費用の限度額

〈医療救護班、産院、一般医療機関の場合〉

衛生材料費、処置費(救護班の場合は除く。)、薬剤の実費

〈助産師による場合〉

龍ケ崎地域における慣行料金の８割以内の額

5　後方医療体制の整備

医療救護所で手当を受けた傷病者のうち、重傷者は医療機関による医療が必要である。このため、龍ケ崎市医師会及び龍ケ崎市歯科医師会の協力のもとに、市内の病院を後方医療・歯科医療機関として整備を図る。

6　負傷者等の搬送

医療救護所は負傷者に応急的な治療を施す場所であるから、さらに医療行為を必要とする重症患者は、後方医療・歯科医療機関へ搬送する。搬送は稲敷広域消防本部に要請するほか、医療救護所には、それぞれ搬送用の車両を備えておく。医療救護所の車両で不足が生じた場合には、管財課に配車の手配を要請する。

7　医療品等の調達

医薬品及び衛生材料については、医療品販売業者等から必要に応じ調達するものとする。また、県により流通備蓄されている災害用医薬品等の供給を受ける(Ⅱ 風水害対策計画 第１章 第 10 節 第２医療品の備蓄・調達体制の整備参照)。

また、輸血用血液製剤は、県より茨城県赤十字血液センター及び中央血液センターからの供給を受ける。

第４　医療(歯科医療を含む。)及び助産の期間等

1　期間

(1)　医療を実施する期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

(2)　助産を実施する期間は、分べんした日から７日以内とする。

第 18 節　防疫計画

災害によって発生が予想される感染症又はこれらを媒介する衛生害虫の発生を防止することにより、被災地域の環境衛生保持に万全を期するため、次により防疫対策を実施する。

第１　実施機関

災害時における防疫対策は、県の指示に基づき、市長が責任者となり実施する。

第２　防疫活動

１　防疫組織の設置

飲料水確保班は、ごみの仮設集積場、仮設トイレ、素掘トイレの設置箇所を消毒するためにボランティア等の協力を得て消毒班を編成する。

２　防疫措置情報の収集・報告

災害対策本部事務局及び飲料水確保班は、災害の発生後において、県、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、竜ケ崎保健所及び市災害対策本部(飲料水確保班)への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる医療救護所との連絡を密にする。

３　防疫計画の策定

飲料水確保班は、消毒計画を策定する。

飲料水確保班は、上記 2 で収集した被害状況や食中毒の発生状況を考慮して防疫計画を策定する。

４　消毒薬品・器具機材等の調達

飲料水確保班は、消毒活動に必要な薬剤(乳剤、粉剤、クレゾール、オルソ乳剤等)を調達する。また、必要に応じて薬業団体、近隣市町村の協力を求める。

５　防疫措置等の実施

(1)　消毒活動

ごみの仮集積場、仮設トイレ、素堀トイレ等の消毒は、指定避難所及び指定緊急避難場所において関係住民に薬剤及び消毒器具を配布し、飲料水確保の指導により、関係住民やボランティア等が散布する。

(2)　保健衛生活動

救護班は竜ケ崎保健所及び医療救護所の協力を得て、次のような保健衛生活動を行う。

ア　検病疫学調査:被災地区住民の発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努めるとともに、あわせて検体採取を行う。

イ　健康診断：下痢患者等の健康診断を行い、感染症患者の早期発見に努める。

また、病院病舎の状況を把握し受入れ計画を立て、受入れ施設との調整を行って迅速に患者受入れを行う。

ウ　予防接種：災害の状況、感染症発生状況等により予防接種が必要となった場合に実施する。

(3)　食品衛生監視

飲料水確保班は、災害の状況に応じ、市災害対策本部長を経由して竜ケ崎保健所長に食品衛生の監視を要請し、食中毒の防止を図る。

6　患者等の措置

被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関に移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

7　予防教育及び広報活動の実施

検診、検病調査、健康診断の実施に並行して、感染症予防教育を行うとともに、指定避難所においてもポスターの掲示、パンフレット配布、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

8　記録の整備及び状況等の報告

飲料水確保班は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を竜ケ崎保健所長に報告する。

9　その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、昭和 40 年 5 月 10 日付衛発第 302 号厚生省公衆衛生局通知「災害防疫の実施について」により行う。

第19節　清掃計画

被災地域の環境衛生の万全を期するため、災害によって排出されたごみ及びし尿は、次の方法によって処理するものとする。

第１　実施責任者

市長が実施責任者となり実施する。災害の状況により、市による市内での処理が不可能と思われる場合は、近隣市町村から応援が得られるよう要請する。

第２　災害ごみの処理

１　収集・運搬体制

災害ごみの大部分は、水分の多い粗大ごみが土砂混じりの状態で搬出されることから、機械式収集車による収集・運搬が効果的でない場合もある。このようなときはダンプトラックとショベル系積込重機との組み合わせが最も有効であるので、車両等の借上げ又は委託等の方法を考慮して体制を組むものとする。

２　収集単位

(1)　収集単位

保健衛生上の点から、次のものを優先して収集する。

ア　生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

イ　浸水地域のごみや重要性の高い施設(指定避難所等)のごみ

(2)　収集処理方法

ア　浸水家屋からの廃物や焼失家屋の焼け残り等は、原則として被災者自らが、処理場に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に散在し緊急に処理を要する場合は、市が収集・処理を行う。

イ　排出される廃棄物が大量で、その処理が困難と思われる場合や処理施設及び処理施設への搬入路が被害を受け、廃棄物の収集に混乱をきたすおそれのある場合は、暫定的に運搬上、衛生上適切な私有地等に一時集積場を設置する。

３　一時集積場所の消毒

ごみの一時集積場所は、定期的な消毒を実施する。

また、処理ができないで道路、空地におかれたごみがあるときも同様とする。

４　市以外の機関に対する応援要請

災害の規模、ごみ処理施設の被災状況により、市独自では処理が困難な場合には、他地域の処理施設で処理ができるよう、県及び被害の少ない近隣市町村へ応援の要請を行うものとする。また、収集車両が不足する場合も同様とする。

第３　し尿処理

１　収集処理

(1)　収集順位

浸水地域等の悪条件や指定避難所等の重要性の高い施設から、優先的に収集する。

(2)　収集処理方法

ア　し尿は、し尿収集処理業者に委託して実施する。

イ　収集したし尿は、し尿処理施設で処理することを原則とする。

ウ　バキューム車や運搬車による収集ができない地域については、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレを設置する。

エ　被災地域での処理能力が及ばない場合には、とりあえずの処理として、便槽内の 2～3 割程度汲み取りを全戸に実施するなど、各戸便所の使用を可能にするよう配慮する。

5)　仮設トイレに貯留したし尿は、し尿処理場へ搬送して処理する。災害の規模、処理施設の処理能力の状況により、市独自による処理が困難な場合は、被害の少ない近隣市町村に受入れを要請する。搬送用車両が不足する場合は、県又は近隣市町村に応援を要請する。

6)　素掘りによる処理

上記 4)で貯留したし尿の処理が不足し、素掘りで処理せざるをえない場合は、次のことを徹底する。

・頻繁に生石灰で消毒すること
・ある程度の量が投入される毎に土覆いをすること
・周辺の衛生と安全確保には万全の注意を払うこと

第 4　へい獣処理

と畜場で行うほか、集中焼却等により、他に影響を及ぼさないよう処理するものとする。

第 20 節　遺体の捜索及び処理埋葬計画

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定されている者の遺体の捜索、又は、災害の際に死亡した者について遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋火葬を実施する。

第１　実施機関

1　災害時における遺体の捜索、収容及び埋火葬は市長が責任者として実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事が行う。

2　遺体の捜索は、竜ケ崎警察署の協力を受けて実施する。

3　遺体の収容・保存は、竜ケ崎警察署、龍ケ崎市医師会等の協力を受けて実施する。

第２　行方不明者等の捜索

1　捜索を受けるもの

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

2　捜索の方法

(1)　行方不明者の届出は、市災害対策本部で受理し、竜ケ崎警察署へ通報する。

届出の受理にあたっては、行方不明者の住所、氏名、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等必要事項を行方不明捜索届出書(様式第１号)に記録しておくものとする。

(2)　市災害対策本部長は、届出に基づき、消防班に捜索の指令をするとともに、稲敷広域消防本部、竜ケ崎警察署、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て効果的な捜索活動を実施する。

3　市独自では十分な対応ができない場合は、近隣市町村及び県、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは「本章第 24 節及び第 25 節」を参照のこと。

第３　遺体の処理

検視を終えた遺体の処理は、市長が竜ケ崎警察署、龍ケ崎市医師会等の協力を得て市が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときには県及び市が実施する。

災害救助法が適用されたときに県が行う遺体の処理は、日本赤十字社茨城県支部と締結した委託契約に基づき日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療機関の協力を得て実施される。

検視に伴う検案は、龍ケ崎市医師会等に依頼して実施する。災害救助法が適用されたときには、日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班又は県が組織する救護班により実施する。

1　遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、遺体の検視後、人心の安定上、腐敗防止上、又は遺体の識別作業上必要な措置である、遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置及び遺体の一時保存を、龍ケ崎市医師会等の協力を得て要支援者対策班が実施し、身元確認や埋火葬に備える。災害救助法が適用されたときには、日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班又は、県が組織する救護班により実施する。

2　遺体の収容(安置)、一時保存

(1)　遺体収容所(安置所)の開設

要支援者対策班は、高砂体育館、龍ケ崎小学校又は中根台中学校に遺体収容所(安置所)を開設する。収容所の管理運営には施設の管理責任者と要支援者対策班があたる。

(2)　遺体の輸送

要支援者対策班は、竜ケ崎警察署に協力し、検視を終えた遺体を、遺体収容所(安置所)に輸送し、収容する。

(3)　遺体の一時保存

要支援者対策班は、竜ケ崎警察署、龍ケ崎市医師会等の協力を得て遺体の一時保存を行う。

(4)　遺体処理台帳

遺体は、遺体処理台帳(様式第２号)により処理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存などの措置をとる。

(5)　柩棺の確保

要支援者対策班は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、柩棺、ドライアイス等を確保する。

(6)　身元不明遺体の集中安置

要支援者対策班は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

(7)　身元の確認

要支援者対策班は、警察の協力を得て遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、要支援者対策班は、埋火葬許可証を発行する。

(8)　要支援者対策班は、遺体の引取人がない場合、又は引取人があっても、災害による混乱のため遺体の処理ができ得ないときは、仮埋葬又は火葬の処理をするものとする。

3　遺体の埋火葬

遺体を火葬に付する場合、市民窓口課は、埋葬台帳(様式第３号)を作成の上、指定された火葬場(市営斎場)に送付する。また、遺骨及び遺留品を所定の保管所へ一時保管し、家族、縁故者等遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合は、遺骨及び遺留品を引き渡す。

4　遺骨の処置

家族・縁故者の判明しない遺骨は、寺院に一時保管を依頼して、家族・縁故者等が分かり次第引き継ぐものとする。

また、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1 年以内に引取人の判明しないときは、身元不明遺骨として寺院等と協議し納骨する。

5　他市町村に対する要請

市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、他市町村に対して火葬場の利用を要請する。

6　その他

身元不明の遺体、家族・縁故者の判明していない遺骨についての取扱は「行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)」に準じて行う。

●行方不明関係様式(資料編 2-7-1)

(1)　行方不明捜索届出書

(2)　遺体処理台帳

(3)　埋葬台帳

第21節　障害物の除去計画

災害によって、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活の確保を図るとともに、道路等の利用目的に著しい障害を及ぼしているものを除去し交通を確保し、人的、物的輸送を確保するものとする。

第１　実施機関

１　住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助の暇がないときは知事の補助機関として市長が行う。

応急復旧班は、障害物除去について龍ケ崎市消防団及びその他の団体の協力を得て、作業班を編成して、これにあたるとともに、必要により自衛隊の協力を要請する。

２　道路に障害を及ぼしているものの除去

道路に障害を及ぼしているものの除去は、道路法に規定する道路の管理者が行うものとする。市以外の道路管理者に対する連絡は応急復旧班が行う。

３　河川に障害を及ぼしているものの除去は、河川管理者が行うものとする。市以外の河川管理者に対する連絡は、応急復旧班が行う。

第２　住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

１　除去の対象となるもの

災害による障害物の除去の対象となるのは、おおむね次のとおりとする。

(1)　当面の日常生活が営み得ない状態であること。

(2)　居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は家の出入りが困難な状態であること。

(3)　自らの資力で障害物の除去ができないもの

(4)　住家が半壊又は床上浸水を受けた者の排出するもの

(5)　応急措置の支障となるもので緊急を要する場合

２　除去の方法

応急復旧班は、災害の状況に応じ龍ケ崎市建設業組合等の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

(1)　除去に必要な車両、機械器具の確保

ア　必要に応じて市内の建設業者等の協力を求める。

イ　労力又は機械力が不足する場合は、県に要請し、隣接市町村からの協力を求める。

ウ　災害の状況に応じて自衛隊の協力を要請する。

(2)　障害物の集積場所

集積場所は、災害の状況に応じて公園、その他市民生活及び道路交通確保のため支障とならない場所を利用するものとする。

第３　道路における障害物の除去

道路に障害を及ぼしているものの除去は、それぞれの管理者において所有する関係機関、器具、車両をもって速やかに行うものとする。

１　障害物除去の方法

(1)　応急復旧班は、土砂量(土砂崩壊の場合)を調査して市長に報告し、これに基づいて具体的な対策を定めて実施する。

(2)　優先的に障害物を除去すべき道路は、以下の順位とする。

ア　地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路(例：避難路)

イ　災害の拡大防止上重要な道路(例：延焼阻止のために、消防隊が防御線を張る道路)

ウ　緊急輸送を行う上で重要な道路

エ　その他応急対策活動上重要な道路

第４　河川における障害物除去

洪水時における河川の障害物の除去は、河川の氾濫や橋梁の流失などを防止するため、河川管理者、道路管理者、警察等の関係機関が協議して、速やかにこれを実施する。

第22節　輸送計画

災害時における被災者の避難及び救援物資ならびに応急対策実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図るものとする。

第１　実施機関

１　輸送の責任者は、現地対策部長が当たる。

２　市で必要とする車両等は、災害対策本部事務局が集中管理する。

３　輸送の責任者は交通関係施設等の被害状況及び復旧状況について、現地対策部と連絡を取り状況に応じた対応方法を考慮する。

第２　輸送対象

１　人員

災害時に優先輸送されるべき人員は、被災者、避難者、医療(助産)救護を要するもの、市災害対策本部員、救急・救助のための要員、消防機関の職員とする。

２　物資

優先輸送されるべき物資は、医療品・医療用資機材．災害復旧用資機材、車両用燃料、食糧品、飲料水、生活必需品等の救護物資とする。

第３　輸送方法

１　車両による輸送

(1)　車両の確保、調達

ア　市有車両等の確保

①車両等の掌握、配車については、災害対策本部事務局(管財課)が行う。

②各部班において車両等を必要とするときは、用途、使用時間、台数等必要事項を添えて管財課に配車を要請する。

③災害対策本部事務局(管財課)は、車両の要請があった場合は、配車計画簿(資料編　2-4-1)により使用車両等を決定し、速やかに配車する。

イ　市有以外の車両等の確保

市有車両等が不足する場合は、営業用、自家用車両を借上げるほか、必要に応じ関係機関に応援、協力を依頼するものとする。

２　緊急輸送路の確保

(1)　防災関係機関が効率良く有機的に活動できるように、緊急輸送路は、市が指定する路線から順次確保する。

(2)　災害の状況により、地域によって指定確保路線が確保困難な場合には、状況に応じて代替道路を確保し、指示する。

(3)　道路被害状況、復旧見込状況の情報収集には、応急復旧班があたり、速やかに道路公園課及び担当者と連絡を取る。

３　燃料の調達方法

応急対策に係る車両への燃料の調達については、茨城県石油商業組合牛久・竜ヶ崎支部との燃料供給に関する協定に基づき、指定給油所で調達を行う。

4　ヘリコプターによる輸送

空路からの救助物資輸送時のヘリコプター発着場を次のように定める。

名　　称	所　在　地
龍ケ崎市小貝川市民運動公園(多目的広場)	川原代町 33 番地 1 地先
龍ケ崎市小貝川市民運動公園(野球場)	
竜ヶ崎飛行場	半田町 3177
龍ケ崎市総合運動公園 (たつのこフィールド)	中里 2 丁目 1－7

また、状況に応じて物資投下地を定めておくものとする。

5　その他の輸送手段

災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等により、車両又はヘリコプター以外による輸送手段についても考慮するものとする。

○鉄道による輸送

○舟艇による輸送

○人力による輸送

第 23 節　労務供給計画

この計画は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本市の労力だけでは十分にその効果をあげることが困難な場合に、労務者の雇上げ、必要な場合における近隣の者の協力を得る等労力を確保し、応急対策活動の万全を期するためのものである。

第 1　実施機関

災害時における応急対策の実施に要する労力の確保は、市長が責任者となり総務班が行う。

第 2　供給可能労働者推定数の明細

災害時において、応急対策を実施する場合は、職員をもってこれに充てるが、特殊作業あるいは労力に不足を生じる場合は、龍ケ崎市建設業組合等から労力を求めるものとする。

第 3　労務供給の方法

各部班からの要請に応じて総務班が下記組合に依頼し供給する。

1　龍ケ崎市建設業組合
2　その他建設関係の組合

第 4　労務者の作業内容

応急対策に使用し得る労務作業の範囲は、おおむね次のとおりとする。

1　道路橋梁等の応急措置及び障害物の除去作業
2　学校等公共施設の応急措置及び障害物の除去作業
3　被災者の救出及び救出に要する機械器具、その他資材の操作
4　その他、応急対策に必要な特命事項に関すること

第 5　作業員動員

作業員動員台帳(様式第 1 号)、機械器具借上台帳(様式第 2 号)に基づき、作業種目別に動員等を行う。

●労務供給関係様式(資料編 2-8-1)

第 6　労務者の賃金

雇上げ労務者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

第 7　従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって従事命令又は協力命令を発するものとする。

1　強制命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 （災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	市町村長
		災害対策基本法 第65条第2項	警察官 海上保安官
		警察官職務執行法第4条	警察官
災害救助作業 （災害救助法に基づく救助）	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	
災害救助対策事業 （災害救助を除く応急措置）	従事命令	災害対策基本法 第71条第1項	知事 市町村長 （委任を受けた場合）
	協力命令	災害対策基本法 第71条第2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

2　命令対象者

命令等の種類による対象者は次表に掲げるとおりである。

命　令　区　分（作業対象）	対　象　者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1. 医師・歯科医師・又は薬剤師 2. 保健師、助産師又は看護師 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工、左官、とび職 5. 土木業、建築業及びこれらの者の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従業者 9. 船舶運送業者及びその従業者 10. 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施するべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防職員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にあるもの
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者または水防の現場にある者

第24節　文教・保育対策計画

文教施設の被災の場合又は小中学校の児童及び生徒の被災により、正常な教育を行うことができない場合の応急教育の実施及び保育施設の被災の場合又は保育児童の被災により通常の保育を行うことのできない場合の応急保育等については、次の計画に基づき行うものとする。

第１　実施機関

1　市立学校における応急教育は、教育保育対策班が実施する。

2　県立学校及び私立学校における応急教育は、それぞれ設置者が実施する。

3　市立保育所における応急保育は、教育保育対策班が実施する。

4　私立幼稚園、私立認定こども園及び私立保育所における応急保育は、それぞれの設置者が実施する。

5　各文教施設の長は平常時から災害に対する各学校の応急措置についての応急対策計画をたてておく

第２　応急教育

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、教育保育対策班は、学校長と緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全及び教育を確保していくものとする。

1　児童・生徒の安全確保

(1)　情報等の収集・伝達

ア　市の対応

市長は、災害が発生し、また、発生する恐れのある場合は、教育長を通じ学校長に対し災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するとともに必要な措置を指示する。

イ　学校長の対応

①学校長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

②学校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け又はその恐れがある場合は、直ちにその状況を、市災害対策本部及び市教育委員会に報告する。

③学校長は、必要に応じて所在の不明な児童・生徒の捜索をするために、竜ケ崎警察署等へ協力を要請する。

なお、この場合、速やかに市災害対策本部(教育保育対策班)に対し、報告するものとする。

(2)　児童・生徒の避難等

ア　学校長の対応

①学校長の対応

学校長は災害の状況を判断し、一時的に児童・生徒を集合させる校内の安全な場所を指示する。

②学校長は、状況により校外への避難が必要な場合は、市災害対策本部及び稲敷広域消防本部、竜ケ崎警察署等の指示及び協力を得る。

③学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校又は教員による引率等の措置を講ずる。

なお、障がいのある児童については、保護者に連絡をとり、来校した保護者に引渡すことを原則とする。

④学校長は、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに教育保育対策班に対し、児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

2)　教職員等の対応

①学校長の指示により、児童・生徒を校内の安全な場所に集まる。

②安全な場所への避難・誘導にあたっては、氏名・人員及び異常の有無等を把握し、的確な指示を行う。

また、障がいのある児童については、避難・誘導に当たって必要な介護を行うものとする。

③学級担任等は、児童・生徒を安全な場所に避難・誘導した後、学級名簿に基づいて、再度、氏名・人員を確認する。

④必要に応じて下校する児童・生徒を引率する。

⑤校内に保護した児童・生徒については氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

⑥学級担任等は、所在の不明な児童・生徒の名簿を作成して学校長に提出するとともに、所在不明な児童・生徒の確認に努める。

⑦学級担任等は、保護した児童・生徒の保護者等に対して児童等を保護している旨の連絡に努めるものとする。

2　応急教育

(1)　教育施設の確保

応急教育については、学校施設の被害の程度及び復旧の状況、学校施設を指定避難所に供している状況、教職員の確保の状況、児童・生徒及び児童・生徒の家族の被災の程度、交通機関及び道路の復旧状況等を勘案して、教育総務課長と学校長が協議し、教育長の判断に従って次の方法により行う。

ア　学校施設が被災し又は指定避難所となっている場合

①校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

②校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。

③学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場所は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。

④校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、コミュニティセンター、体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。

⑤施設・設備の損壊の状態、指定避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

⑥運動場の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行う。

⑦焼失、破損等により備品が滅失若しくは使用不可能となった場合は、速やかに調達し授業に支障を来さないよう配慮する。

イ　道路、交通機関が被災した場合

①一部又は半数に近い児童・生徒が登校できない場合は、短縮授業、半日授業の措置をとる。

②一定地域の児童・生徒が登校できない場合は、臨時に応急教育の場を設けて授業を行う等、臨機の措置をとる。

③半数以上の児童・生徒が登校できない場合は、臨時休校又は臨時に応急教育の場を設けて授業を行う等、臨機の措置をとる。

④登下校に長時間を要する場合は、状況に応じて始業及び終業時間を変更又は短縮授業を行う。

3)　児童・生徒が被災した場合

①児童・生徒が避難のため個別に居住地を離れた場合は、避難先地区の学校に入学させ、授業を受けさせるものとする。

このため、教育保育対策班長は、各指定避難所等において応急教育実施の広報を行い、入学をさせる必要のある児童・生徒の有無を調査するものとする。

(2)　教職員の確保

市教育委員会及び私立学校設置者は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じるものとする。

ア　災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。

イ　教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合、市教育委員会は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図るよう県教育委員会に依頼する。

私立学校設置者においては、教職員の臨時採用等により必要な教職員の確保を図る

(3)　教科書・学用品等の供給

ア　教育保育対策班は、災害時により教科書・学用品等(以下「学用品等」という。)をそう失又はき損し、就学上支障をきたしている市立小･中学校の児童･生徒に対して学用品等を供給する。

イ　教育保育対策班は、自ら学用品等の供給の実施が困難な場合は、県へ学用品等の調達について応援を要請する。

(4)　指定避難所との共存

学校が教育の場としての機能と指定避難所としての機能を有するために、保育課、教育総務課、各学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

ア　市災害対策本部事務局は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を市教育委員会と協議する。

イ　避難所班は、避難所勤務職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。

ウ　学校は、避難所における教職員の役割を明確にする。

なお、避難所運営は避難所勤務職員、避難した市民及びボランティアにより運営する。

(5)　県立高校授業料免除

県は、県立高校の授業料、入学料、入学選抜手数料、受講料、聴講料等の授業料等の納入義務者が被災により授業料等の徴収猶予若しくは免除が必要であると認められるときは、関係条例及び規則の規定により授業料の徴収猶予若しくは免除の措置を講ずる。

第３　応急保育

災害により保育所・幼稚園・認定こども園等(以下、保育施設等という。)が被災し又は保育児童の被災により通常の保育を行うことができない場合、応急的な保育を実施し、保育児童の安全及び保育を確保する。

また、災害による保護者の負傷や、保護者が被災家屋の整理等のために保育に欠ける乳幼児の保育のために、入所対応をとり、乳幼児の保護及び被災者の生活復興を支援する。

1　保育児童の安全確保

(1)　情報等の収集・伝達

ア　市の対応

教育保育対策班長は、災害が発生し又は発生する恐れのある場合は、保育施設等の管理者に対し災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するとともに必要な措置を指示する。

イ　保育施設等管理者の対応

①保育施設等の管理者は、教育保育対策班長並びに関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、速やかに保育士等に伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

②保育施設等の管理者は、保育児童及び保育施設等に被害を受け又はその恐れがある場合は、直ちにその状況を保育課に報告する。

③保育施設等の管理者は、必要に応じて所在の不明な保育児童の捜索をするために、竜ケ崎警察署等へ協力を要請する。なお、この場合、速やかに市災害対策本部(保育課)に対し、報告するものとする。

(2)　保育児童の避難等

ア　保育施設等管理者の対応

①保育施設等管理者は、災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、指定緊急避難場所等を迅速に指示する。

②保育施設等管理者は、状況により施設外への避難が必要な場合は、稲敷広域消防本部、竜ケ崎警察署等の指示及び協力を得る。

③保育施設等管理者は、保育士等とともに保育児童の安全を確保するため、各施設で定める計画に基づき避難誘導を行う。

④保育施設等管理者は、保育児童を帰宅させることが危険であると認める場合は、施設内に保護し、保護者への連絡に努める。

イ　保育士等の対応

①保育士等は、保育施設等管理者の指示に従い、屋外への避難の要否・指定緊急避難場所等の指示及び避難援助を行う。なお、状況によって保育士等は自らの判断で適切に対応するものとする。

②施設内に保護した保育児童については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。この場合、保育児童の不安をやわらげるように努める。

③保育士等は、保護した保育児童の保護者等に対して、保育児童を保護している旨の連絡に努めるものとする。

ウ　関係機関の連携体制の構築

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育施設等と市町村間、他施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

2　応急保育

(1)　保育施設の確保

応急保育については、保育施設の被害の程度及び復旧の状況、保育士の確保の状況、保育児童及び保育児童の家族の被災の程度、道路の復旧状況等を勘案するとともに、教育保育対策班(保育課)と保育施設等管理者が協議のうえ、教育保育対策班長の判断に従って、次の方法により行

う。また、保育施設等管理者が応急保育を実施する場合には、その開始時期及び方法を確実に保護者に連絡する。なお、市立保育所における応急保育は教育保育対策班長が、また、私立幼稚園、私立認定こども園及び私立保育所における応急保育は設置者が実施するものとする。

ア　保育施設等が被災した場合

①園舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして可能な限り保育を行うものとする。

②園舎の一部が被害を受けたときは、残存保育室等を利用するとともに、状況により合併保育等を実施するものとする。

③園舎の全部が被害を受けたときは、原則として臨時休園とするが、状況によりコミュニティセンター等の公共施設を利用して保育を実施するものとする。

(2)　保育士の確保

教育保育対策班長は、保育士の負傷等により保育士が不足する場合には、保育士資格を有するボランティア等の協力により必要な保育士を確保する。

(3)　緊急入所対応

教育保育対策班長は、災害による保護者の負傷や、被災家屋の整備等のため家族で保育ができなくなった乳幼児の保育が必要となった場合は、事務を簡略化して保育所への入所対応を実施する。

(4)　保育用品の供給

ア　教育保育対策班長は、災害により保育用品等をき損又は喪失し、保育上支障をきたしている保育所等の保育児童に対して、最小限度の保育用品等を支給する。

イ　教育保育対策班長は、自ら保育用品等の供給の実施が困難な場合は、県へ保育用品等の調達について応援を要請する。

第４　施設等の衛生管理

１　施設等の防疫方法

「本章　第18節　防疫計画」に基づき、生活環境課の指導によって各学校等で実施する。

２　被災児童・生徒、教職員等の健康管理方法

災害の状況により、被災施設等の児童・生徒及び教職員に対して、感染症予防接種や健康診断を竜ケ崎保健所に依頼して実施する。

第 25 節　自衛隊の災害派遣要請計画

市長は大規模災害に際して自衛隊の派遣が必要と判断された時は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。ここでは、自衛隊に対する迅速・適切な要請手続きができるよう、派遣要請にあたっての必要な情報、手続き方法や受け入れ体制を明確にする。

第１　自衛隊に対する災害派遣要請

1　災害派遣要請

市長は、市内に災害が発生し又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に派遣要請を依頼する。

知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

2　災害派遣の要請先

知事の陸上自衛隊に対する災害派遣の要請は、原則として勝田、古賀・霞ヶ浦隊区担任官である陸上自衛隊施設学校長を通じて行う。

ただし、人命の救助等のため、緊急に災害派遣を必要とする場合は、直接駐屯地(基地)司令の職にある部隊等の長に対し要請するとともに、その旨を施設学校長に通報する。

また、海上自衛隊及び航空自衛隊に対する災害派遣の要請は、直接当該部隊に要請する。

●緊急に災害派遣を必要とする場合の連絡先(資料編 2-3-1)

3　災害派遣要請の手続き

(1)　要請窓口

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課(電話　029-301-2885)

(2)　要請方法

市長は、様式第１号「自衛隊に対する災害派遣要請について(依頼書)」により知事に対してその旨申し出る。ただし、緊急を要する場合は、取りあえず電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

●自衛隊災害派遣要請(資料編 2-3-2)

なお、緊急避難、人命救助のように事態が急迫し、知事に要請を依頼する暇がない場合は、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨文書を提出するものとする。

[災害派遣要請の系統図]

通常の場合	市長 →(依頼(文書)) 知事 →(要請(文書)) 自衛隊(施設学校長)
緊急の場合	市長 →(依頼(電話等)) 知事 ※電話等での要請後、速やかに文書を知事あてに提出する。 →(要請(文書)) 自衛隊(施設学校長)
事態が急迫し依頼する暇が無い場合	市長 →(通知) 自衛隊(最寄りの部隊) ※通知後、速やかに文書を知事あてに提出する。

4　災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項　　目	内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(Ｓ33.総理府令第１号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5　自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)又は当該地域を担当する部隊に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

第２　自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、大規模な災害が発生又は発生の恐れがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

1　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

2　災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

3　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

4　その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待つ暇がないと認められること。

第３　自衛隊受入れ体制の確立

1　体制整備の連絡

市長は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、派遣部隊の受入れ体制を整備する。

2　災害派遣部隊の受入れ

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が充分に達成できるように努めなければならない。

(1)　災害派遣部隊到着前

ア　応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。

イ　連絡職員を市災害対策本部事務局員から指名する。

ウ　派遣部隊の展開、宿営の拠点を準備する(森林公園等)。

(2)　災害派遣部隊到着後

ア　派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。

イ　派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者(知事)に報告する。

3　ヘリコプターの受入れ

市長及び防災関係機関の長は、ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、下記事項に留意し受入態勢を整える。

(1)　ヘリコプター発着場(ヘリポート)

名　　称	所　在　地
龍ケ崎市小貝川市民運動公園	川原代町　国土交通省牛久沼排水機場地先
市営第一グラウンド (小貝川運動公園)	川原代町　国土交通省牛久沼排水機場地先
竜ヶ崎飛行場	半田町3177
龍ケ崎市総合運動公園 (たつのこフィールド)	中里２丁目１−７

なお、この場所が使用できない場合は、次の基準に基づき他の場所を選定する。

(2)　ヘリコプター発着場代替地の選定基準

上記(1)にヘリコプター発着場が確保できない場合は、下記基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

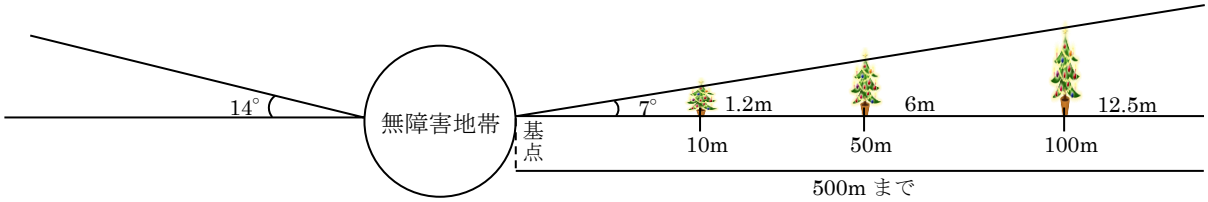

ア　離着地点及び無障害地帯の基準

・大型機（ＣＨ-47）の場合

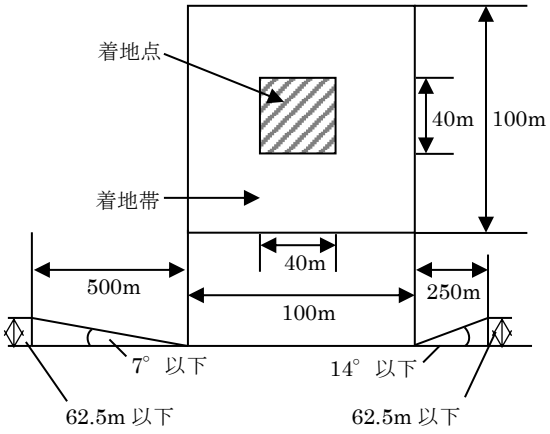

・中型機（ＵＨ－1、　ＵＨ－６０Ｊ）の場合

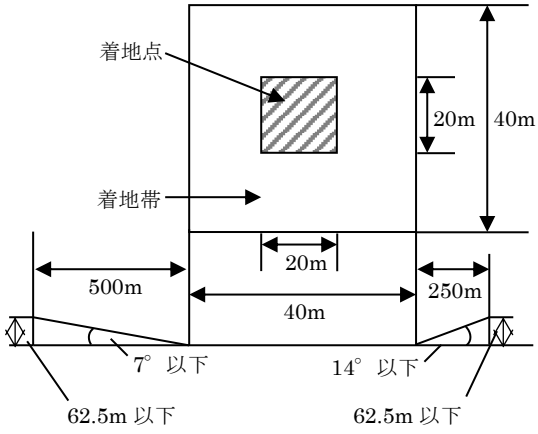

イ　離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

(3)　着陸地点の標示

着陸地点には、下記標準のＨ記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

ア　H記号の基準

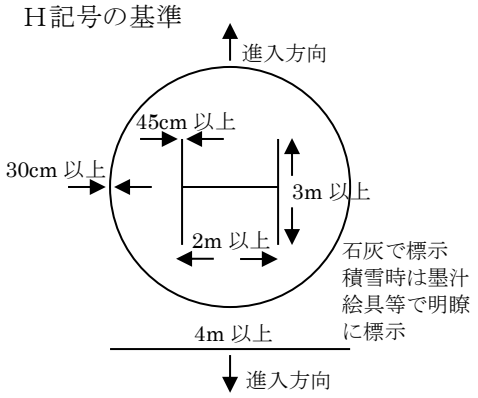

イ　吹き流しの基準

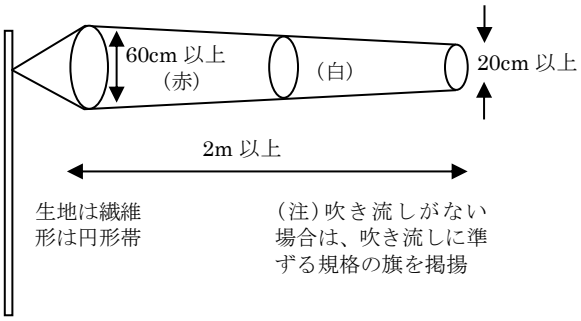

(4)　危害予防の措置

ア　離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において、運行上の障害となる恐れのある範囲には、立ち入りを禁ずる。

イ　防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

(5)　ヘリコプター発着場代替地の選定基準

ヘリコプター発着場代替地の選定基準に基づき、市内にヘリコプター離着場候補地を選定する。

●ヘリコプター離着陸場候補地(資料編 1-3-1)

第 4　災害派遣部隊の撤収要請

市長は、要請の目的を達したとき、又はその必要がなくなったときは、文書(様式第 2 号「自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)」)をもって知事に対し、撤収要請を依頼する。

●自衛隊の災害派遣部隊の撤収(様式)　(資料編 2-3-2)

第 5　経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

1　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費

2　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

3　派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等

4　派遣部隊の救援活動実施の際生じた(自衛隊装備に係るものを除く。)損害の補償その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市長が協議するものとする。

第 26 節　他の地方公共団体に対する応援要請並びに応援計画

災害が発生した場合において、市の行政機関だけでは対応が不十分であり、市長が必要を認めるときは、災害対策基本法や各種協定に基づき、他の機関に応援を要請し応急対策等に万全を期すとともに、受入体制の確保を図る。

第１　応援要請の実施

１　要請者

他の機関に対する応援の要請は、市長が実施する。

２　茨城県との協力

(1)　県との協力

ア　市は、県と災害対策上必要な資料の交換等平素から連絡を密にし、災害時には一層その強化に努めるとともに協力して市域内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。

イ　市長は災害が発生し、市の能力では応急対策の万全を期しがたい場合には、県又は他の市町村あるいは自衛隊等の協力について、必要に応じ、所定の手続きにより知事に要請するものとする。

ウ　市は、災害救助法に基づく救助をはじめ、市域内で行われる県の応急対策について積極的に協力するものとする。

エ　知事より他の市町村又は指定行政機関等に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置に支障がない限り協力するものとする。

(2)　応急措置等の要請要領

県に対し応援の要請又は職員派遣の斡旋を求める場合には、知事(県災害対策本部)に対し、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし事態が急迫し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

事　　項	根　拠　法　令
ア 応援要請時に記載する事項 ①災害の状況 ②応援(応急措置の実施)を要請する理由 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援(応急措置の実施)を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) ⑥その他必要な事項 イ 職員派遣あっせん時に記載する事項 ①派遣のあっせんを求める理由 ②派遣のあっせんを求める職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項	災害対策基本法 第 68 条

(3)　救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については次のとおりとする。

●「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」早見表(資料編 2-6-1)

3　他市町村との協力

他市町村に対し応援を要請する場合、「災害時等の相互応援に関する協定」、並びに「消防相互応援協定書」等により相互応援協定書等一覧に掲げる要請事項を明らかにしたうえ、他の市町村長に要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

※相互応援協定書等一覧（地震災害対策計画　資料編 3-3-3 に準ずる）

4　指定地方行政機関への職員派遣の要請

市長は、市における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

(1)　派遣を要請する理由
(2)　派遣を要請する職員の職種別人員
(3)　派遣を必要とする期間
(4)　その他職員の派遣について必要な事項

5　指定地方公共機関への職員派遣の要請

市長は、市における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

(1)　派遣を要請する理由
(2)　派遣を要請する職員の職種別人員
(3)　派遣を必要とする期間
(4)　その他職員の派遣について必要な事項

6　民間団体等に対する要請

市長は、市における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

協力の内容については、それぞれの民間団体との間で締結した協定による。

第２　応援受入体制の確保

1　連絡体制の確保

市長は応援要請が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速的確にその状況を把握し、県に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

2　受入体制の確保

(1)　市災害対策本部事務局は、活動拠点となる施設、宿泊施設、資機材置場、車両の駐車スペース等を確保し、提供する。

3　経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

(1)　職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費
(2)　応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

第３　消防機関の応援要請

市長及び稲敷広域消防本部消防長は、独自の消防力では十分な活動が困難である場合、他の消防機関による応援隊の派遣を受けて市域の応急対策を遂行する。

1　市長は、独自の消防力では十分な活動が困難な場合は、速やかに隣接市町村長に対して消防相互応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

2　稲敷広域消防本部消防長は、独自の消防力では十分な活動が困難な場合には、下記に示す各種協定に基づく広域応援を要請し、その旨を市長へ報告する。

協　定　種　別	根　拠　法　令
隣接消防相互応援協定 茨城県広域消防相互応援協定	消防組織法第 39 条
大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱 緊急消防援助隊要綱	消防組織法第 44 条

第27節　他市町村被災時の応援

他市町村が被災し、被災市町村独自では応急対策等の実施が困難な場合には、相互応援協定等に基づいて物的・人的応援を迅速かつ的確に実施する。応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災自治体の指揮の下に行動するものとする。

第１　災害時等の相互応援に関する協定に基づく応援活動

１　「災害時等の相互応援に関する協定(平成６年４月)」、「災害時に係わる相互応援に関する協定(平成19年１月)及び「大規模災害時における相互応援に関する協定(平成24年５月)に基づき、協定を締結する県内他市町村からの応援要請があった場合、防災安全課は、応援を要請された食料・飲料水・資機材・物資・車両・職員等の派遣及び調整・被災者の受入れを行う。この時、地域や災害特性を考慮して派遣職員を選定するよう努める。

２　応援の実施

防災安全課は、龍ケ崎市内の被災状況から応援を要請することが可能であると判断した場合、被災市町村への職員の派遣・物資の供給等の応援を実施する。

その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで、龍ケ崎市からの派遣部隊内で賄うことができる自己完結型の体制とする。

３　被災者受入れ施設の提供等

防災安全課は、被災市町村の被災者を一時受入するための公的住宅、医療機関並びに避難行動要支援者を受入れるための社会福祉施設等の提供を求められた場合、これらの提供若しくは斡旋を行うものとする。

４　応援経費の負担

「災害時等の相互応援協定に関する協定」に基づき、応援に要した経費は、応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、応援を受けた市町村と協議して定めることができる。

応援を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、当該市町村から要請があった場合には、龍ケ崎市が当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

第２　消防相互応援協定書に基づく応援活動

１　応援隊の派遣

消防組織法第39条に規定する「消防相互応援協定書」に基づき派遣される応援隊は、火災の場合には特別応援(要請による応援)及び普通応援(要請を待たずに隣接地域に出動する応援)の方法がある。また、その他の災害の場合には、要請を受けた側の認定により応援隊を派遣する。

いずれの場合でも応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援側に通報するものとする。

２　応援の実施

派遣された応援隊は、受援地の消防長(署長)又は、その代理者の指揮により応援を実施する。その際、派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料、情報伝達手段に至るまで隊内で賄うことができる自己完結型の体制をとる。

3　応援経費の負担

「消防相互応援協定書」に基づき応援に要した費用については、次に掲げる方法によって処理するものとする。

(1)　要請に基づく応援の場合

ア　応援に際し発生した重大な機械器具の破損に要する修理費又は隊員及び一般人の死傷による療養費等の負担に関しては、関係当事者間において協議のうえ決定する。

イ　応援出動ポンプ用燃料、消火薬剤は原則として応援側の負担とする。

ただし、使用時間が長期にわたるときは受援側の負担とするも、一応協議のうえ決定する。

ウ　応援出動手当及び被服等の損料等は応援側の負担とする。

(2)　前項以外の出動の場合

ア　応援に要した費用は原則として、応援側の負担とする。

イ　前号以外の費用に関しては、関係当事者間において、その都度協議のうえ決定するものとする。

第28節　農地農業計画

災害時、特に水害時における農作物及び農耕地に対する応急対策は、この計画に定めるところによる。

第１　実施者

農地農業に関する被害調査、応急措置の指導、家畜感染症の予防、冠水農地の排水は、農業政策課が中心となり、関係機関とともに行う。

第２　農地等

１　土地改良区等は、農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、ポンプによる強制排水を実施し、被害を最小限度にとどめるものとする。

２　農業用施設の応急対策は、次により行う。

(1)　堤防

土地改良区等は、用・排水路及びため池堤防の法崩れの場合は、腹付工及び土止杭、柵工事等を行う。

(2)　水路

土地改良区等は、仮水路(素掘)の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

３　頭首工

土地改良区等は、一部被災の場合は土のう積等を行い、全体被災の場合は石積工事、杭柵工事等を行う。

４　農道

特に重要な農道については必要最小限度の仮設工事を行う。

第３　農業

１　農作物の応急措置

災害時における農作物の応急措置を定め、関係機関の協力を得て農家を指導し被害の軽減に努めるものとする。

２　畜産関連の応急措置

(1)　風害

ア　被害畜舎の早期修理及び復旧に努める。

イ　外傷家畜の治療と看護に努める。

ウ　事故、圧死、病傷等家畜の早期処理を行い、余病の併発を防止する。

(2)　水害

ア　畜舎内の浸水、汚物等の排除及び掃除を行う。

イ　清掃(乾燥)後、畜舎内外の消毒を励行する。

ウ　家畜防疫員(獣医)による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜の応急手当を行う。

エ　栄養回復のための飼料を調達し、これを十分に与えるよう努める。

オ　必要に応じ、発病が予想される家畜感染症の緊急予防注射を実施する。

３　農業関係の災害応急対策

応急対策については、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例(昭和42年茨城県条例第20号)により行う。

第29節　ライフライン施設の復旧計画

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市災害対策本部は、県及び各事業者と相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

第１　電力施設の応急復旧

【東京電力パワーグリッド㈱竜ケ崎支社】

電力の供給停止は、防災関係機関等の災害応急対策の実施及び民生の安定等社会的に大きな影響を及ぼすため、東京電力パワーグリッド㈱及び竜ケ崎支社は、災害時には、東京電力グループ防災業務計画及び東京電力パワーグリッド㈱及び竜ケ崎支社の定める計画に基づき被害状況を的確に把握し、要員及び資機材を迅速に確保するとともに、応急復旧を迅速に実施するものとする。

1　応急工事の基本方針

(1)　災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情報の緊急度を勘案して、二次災害防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2)　配電線路の応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

2　応急対策

(1)　応急対策人員

ア　夜間、休日に災害発生の恐れがある場合、事前に定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

イ　非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本(支)部に出動する。

ウ　交通途絶等により所属する本(支)部に出動できない対策要員は、最寄の事業所に出動し、所属する本(支)部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(2)　対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

(3)　災害時における広報宣伝

ア　災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し広報活動を行う。

イ　広報については、テレビ、ラジオ、新聞、Web、SNS及びインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

3　復旧順位

次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順序
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 ②重要施設には配電する中間配電用変電所(この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電指令回線(制御・監視及び保護回線) ②災害復旧に関する保安回線 ③その他保安回線

第２　電話施設の応急復旧

【NTT 東日本㈱茨城支店】

(1) 電話停止時の応急措置

ア　通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

イ　災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

ウ　通信の利用制限

通信が著しくふくそうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

エ　災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話のふくそうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

(2) 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

＜電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等＞

第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザー(緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等)については、最優先での対応に努める。

(3) 復旧を優先する電気通信サービス

ア　電話サービス(固定系・移動系)

イ　総合デジタル通信サービス

ウ　専用サービス(国際・国内通信事業者回線・社内専用線を含む。)

エ　パケット交換サービス(インターネット接続サービスを含む。)

オ　衛星電話サービス

(4) 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第１段階	(2)に示す復旧第 1 順位及び第 2 順位機関が利用する、(3)に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては 24 時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第２段階	第１段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第１段階に引き続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする。

＊激甚な災害等発生時は被災状況により最大約１ヶ月程度を要する場合(阪神･淡路大震災の場合で、約２週間、東日本大震災の場合で約１ヶ月)も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

【㈱ＮＴＴドコモ(茨城支店)】

1　地方自治体への対応

災害が発生した場合には地方自治体の要請により、指定避難所、現地対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに努める。

2　応急復旧の実施

災害等による被害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

第３　都市ガス施設の応急復旧

【東京ガス㈱つくば支店・東京ガスネットワーク㈱茨城南導管・設備センター】

災害によりガス供給施設に被害を受けた場合、的確に情報を把握し、直ちに危険防止のために必要な措置を講じるとともに、状況により速やかに被害ガス施設を復旧するものとする。

1　ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

(1)　需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。

(2)　一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。

2　非常体制

大規模な災害が発生した場合は、東京ガス㈱つくば支店・東京ガスネットワーク㈱（茨城南導管・設備センター）の定める連絡系統及び体制により適切な応急対策を実施する。

3　緊急措置

(1)　情報収集

東京ガス㈱つくば支店・東京ガスネットワーク㈱（茨城南導管・設備センター）は、災害が発生した場合は、直ちにガス施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、需要家からの通報等により被害状況を把握するとともに稲敷広域消防本部龍ケ崎消防署及び竜ケ崎警察署に対する報告、連絡等を適切に行うものとする。

(2)　危険防止措置

ア　東京ガス㈱つくば支店・東京ガスネットワーク㈱（茨城南導管・設備センター）は、災害の発生により整圧施設及び導・配管に大きな被害を受けた場合は、全面的に供給停止を行い、被害が地域的に限られている場合は、当該地域への供給を停止するとともに、ガスの漏洩を防止し、火災等二次災害の発生を防止する。

イ　東京ガス㈱つくば支店・東京ガスネットワーク㈱（茨城南導管・設備センター）は、ガスの漏洩を知ったときは、直ちに消防機関、警察機関の協力を得て立入り禁止、火気使用禁止及び避難等に必要な措置を講じるとともに、状況に応じ広報車、立て看板等のほか消防機関、報道機関（ラジオ、テレビ）、市及び住民の協力を得て危険防止の広報を実施する。

なお、復旧後供給を再開するに当っても同様の措置を講じるものとする。

4　応急復旧

供給停止区域については、上記 3 の緊急措置を実施した後、被害及び供給地域の状況を勘案して応急復旧計画を決定し、整圧施設、次いで導・配管の修復、調整を行うとともに、状況により供給系統の切り替え、導・配管の仮修復等を行う。

第 4　上水道施設の応急復旧

【茨城県南水道企業団】

1　上水道停止時の代替措置

「本章第 14 節　給水計画」により代替措置をとる。

2　応急復旧の実施

(1)　作業体制の確保

茨城県南水道企業団は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、茨城県南水道企業団のみでは作業が困難な場合は、(公社)日本水道協会茨城県支部水道災害相互応援対策要綱に基づき、県支部県南ブロック長に協力を要請する。

(2)　応急復旧作業の実施

茨城県南水道企業団は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、指定緊急避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

○施設復旧の完了の目標を明らかにすること。

○施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。

○施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。

○被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。

○応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。

○応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

ア　配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網により給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ　水道水の衛生保持

上水道施設が破損されたときは、破損箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

(3)　応急復旧資機材の確保

茨城県南水道企業団は、掘削機、配管材等の応急復旧用資機材が不足する場合は、(公社)日本水道協会に対し、相互応援に対する協定に基づき調達を要請する。

(4)　住民への広報

茨城県南水道企業団は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第５　下水道施設の応急復旧

1　下水道停止時の代替措置

(1)　仮設トイレの設置

応急復旧班は大規模な災害が発生し、通常のし尿処理が停止する恐れがある場合は、仮設トイレ、マンホールトイレ、テント型トイレ及びトイレトラックを設置、配備する。設置の箇所は、下水道の使用が不能の地域内にある次の施設から優先的に設置する。

○指定避難所及び指定緊急避難場所

○住宅密集地

○高層集合住宅地

【マンホールトイレ設置施設】　　令和７年４月１日現在

龍ケ崎小学校	馴馬台小学校	松葉小学校	龍ケ崎中学校	中根台中学校
龍ケ崎西小学校	城ノ内小学校	長山小学校	城西中学校	城ノ内中学校
八原小学校	馴柴小学校	久保台小学校	長山中学校	たつのこアリーナ

【テント型トイレ備蓄施設】　　令和７年４月１日現在

川原代小学校	旧大宮小学校	北文間運動広場

2　応急復旧の実施

(1)　作業体制の確保

応急復旧班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

(2)　応急復旧作業の実施

応急復旧班は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

ア　下水管渠

可搬式ポンプによる下水の送水、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ　ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、雨水処理施設である佐貫排水ポンプ場及び浅間ヶ浦雨水排水ポンプ場においては自家発電による運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、汚水処理施設のうち地蔵後中継ポンプ場については、自家発電による運転を行い、板橋・大塚地区浄化センターにおいては、可搬式ポンプを使用し、排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

流域下水道の終末処理場が被害を受け排水機能や処理機能に影響が出た場合は、応急復旧班は、下水道の使用を停止するよう市民に広報するとともに、茨城県流域下水道事務所利根浄化センターに復旧の見通し等を確認する。

(3)　市民への広報

情報伝達・広報班は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

第３章　災害復旧

第１節　り災証明書の発行

被災者が各種保険等の手続きや、勤務先等への提出などのために必要とする「り災証明書」を発行する。法律等には、り災証明書の発行にあたっての規定はないが、災害対策の一環として位置づけ、事実行為として発行する。

第１　り災証明書の発行

り災証明書発行の流れは次による。

家　屋　倒　壊　の　場　合

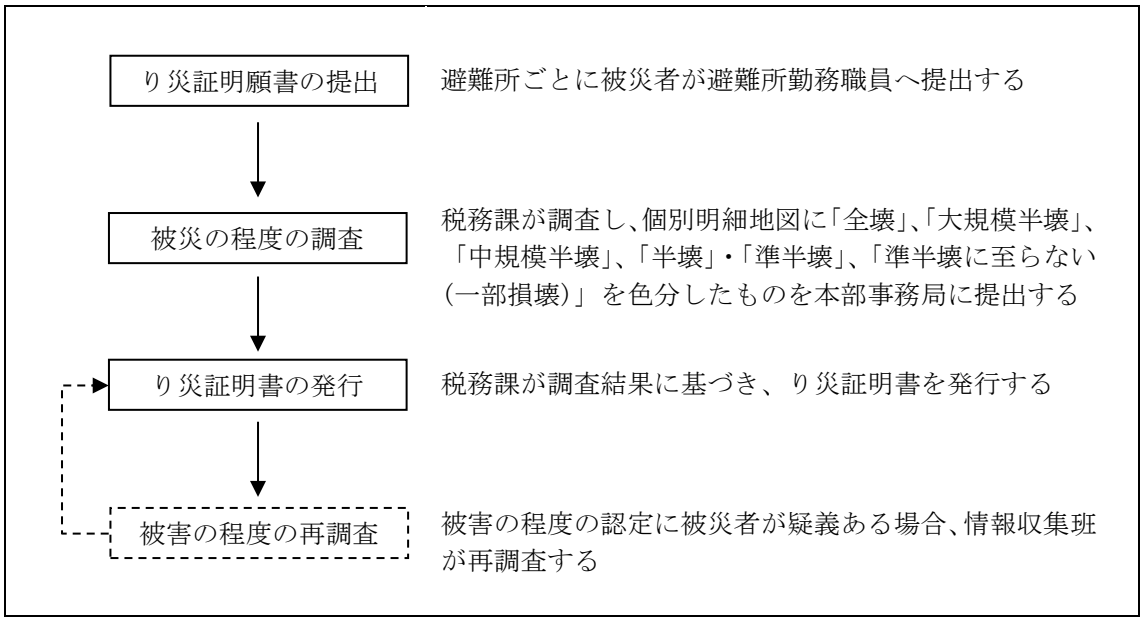

火　災　及　び　爆　発　の　場　合

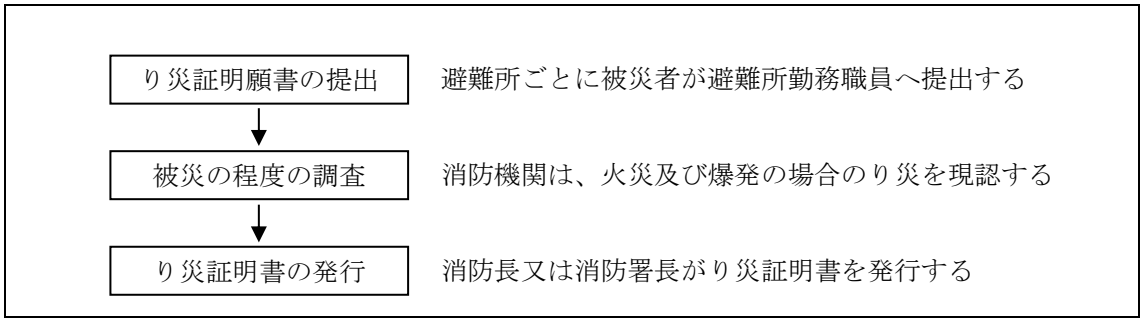

第２　り災証明書の様式

り災証明書の様式は、別紙様式第３号のとおり。また、火災及び爆発の場合には稲敷広域消防本部の定める様式とする。

●り災証明様式関係（資料編 3-1-2）

第３　り災証明書交付等を支援するシステムの活用検討

市は、効率的なり災証明書交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第２節　義援金の募集及び配布

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に被害を受け、住居や家財を喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。

第１　市で実施する義援金の募集及び受付

１　義援金の範囲

本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等へ配分を指定する見舞金、寄付金等を含まないものとする。

２　義援金の募集

市災害対策本部長が義援金の募集が必要と認めた場合は、直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。受付窓口は財政課に設置する。

また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を使用し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

(1)　義援金取扱方針

ア　義援金のうち義援物資については、以下の理由によって、行政や企業等の団体からのみ受け付けるものとし、個人からは、原則として受け付けない。個人からは、現金(義援金)のみを受け付けるものとする。

○大規模災害の場合は、大量の避難者の発生が想定され、量的に均一の物資の確保が必要とされること。

○また、避難生活の長期化に伴い、必要となってくる物資のニーズも変わってくること。

○個人からの物資は、いろいろなものを梱包してあるので仕分作業が大変であり、結果的に物資の円滑な配分を阻害するものとなること。

イ　上記の基本方針については、報道機関等を活用して、発災直後から積極的に広報し市内外の住民に周知を図るものとする。

ウ　災害の状況によっては、義援金の募集を行うものとし、募集にあたっては、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ一般市民に呼び掛ける。この場合、義援物資については、配分の円滑を期するため、以下の点に留意するよう併せて依頼する。

○梱包を解かずに済むよう、梱包物資の内容・種類、数量を梱包の表に貼付する。また、衣服のような場合はサイズ等も明記する。

○古着(洗濯したものも含めて)を義援物資としないこと(近年の災害では、古着の梱包処理に追われるとともに、配分に困ることが多い。その結果、廃棄される場合も多い。ただし、事態が落ち着いた後に、これらのものの義援バザールを開き換金した例はある。)

○食糧品については、缶詰等の長期保存に耐える品目を中心に募集を行う。

3　義援金の受付及び保管

(1)　義援金の受付及び保管は、財政課が担当する。

(2)　義援金を受け付けたときは、寄託者に義援金受領書(様式第１号)を交付するとともに、義援金受付簿(様式第２号)により処理を行い、会計管理者名義の預金口座に預け入れ、寄託者名、金額等を会計管理者にその都度連絡するものとする。

なお、県に義援金配分委員会が設置された場合は、県の義援金配分委員会に引き継ぐ。

(3)　義援物資の受付及び配給は物資調達班が担当し、寄託者に義援金受領書(様式第１号)を交付し、義援物資受付簿(様式第３号)による処理を行った後、一時保管の措置を執るものとする。ただし、食糧品及び災害救助法の適用により定められた物品については、所管する担当班に引き継ぎ、直ちに処理するよう配慮すること。

●義援金関係様式(資料編 3-1-1)

第２　義援金の配分

1　義援金の配分

(1)　配分方法の決定

県の義援金配分委員会が協議の上決定する。

(2)　配分の実施

市は、県の義援金配分委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

(3)　配分の公表

県の義援金配分委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、県防災会議に報告するとともに、報道機関等を通じて公表する。

(4)　県に義援金配分委員会が設置されない場合については、市災害対策本部会議で審議し、被害の程度、対象者数などを勘定して配分率、配分方法などを決定し、被災者に公平を期するとともに、迅速かつ適正に配分を行うものとする。

2　義援物資の配分

義援物資については、物資調達班の責任において適宜配分する。

第３節　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市及び龍ケ崎市社会福祉協議会は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、県及び県社会福祉協議会、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。

第１　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)」に基づく「災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年条例第 26 号)」に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

●災害弔慰金・災害障害見舞金・災害救護資金(資料編 3-1-3)

第２　生活福祉資金の貸付

茨城県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

●「生活福祉資金貸付条件一覧」(資料編 3-1-4)

第３　茨城県災害見舞金の支給

県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県災害見舞金支給要項(平成 21 年 11 月 24 日制定。平成 21 年 10 月 8 日から適用)」に基づき、見舞金を支給する。

「茨城県災害見舞金の支給」

対　象　災　害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1)　一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2)　(1)の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1)　「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2)　「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3)　茨城県被災者生活再建支援補助金交付要領第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者
支　給　額	・死　亡　1人当たり　10万円　・床上浸水　1世帯当たり　2万円 ・重度障害　1人当たり　5万円 ・住家全壊　1世帯当たり　5万円 ・住家半壊　1世帯当たり　3万円
費用負担割合	県(10／10)

第４　母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)」に基づき、災害により被害を受けた母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を行う。このとき、対象者への制度の周知及び申請窓口対応は市のこども家庭センターが行い、審査、決定、貸付は県が行う。

「母子・父子・寡婦福祉資金の貸付」

住宅資金	災害対象者	母子家庭の母、父子家庭の父は寡婦
	貸付限度	150 万円以内。(特に必要と認められる場合 200 万円以内)
	償還期間	6 月以内の措置期間経過後 6 年以内(特に必要と認められる場合は 7 年以内)
	貸付利率	無利子（保証人のいない場合 年 1.0%。ただし、措置期間中は無利子)

第５　農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに㈱日本政策金融公庫法により融資する。

このため、農業政策課は、これらの制度の広報を行う。また、農業委員会事務局は、必要な調査を行う。

1　天災融資法に基づく資金融資

天災融資法第 2 条第 1 項の規定基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

2　茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

茨城県農林災害対策特別措置条例に基づき、被災農林漁業者に必要な経営資金、運営資金及び農業用施設復旧資金、被害組合に必要な事業運営資金を融資する。

3　㈱日本政策金融公庫法に基づく融資（農林漁業施設資金）

㈱日本政策金融公庫法に基づき、農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金を融資する。

4　農業災害補償

農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いを行うよう要請する。

第６　中小企業復興資金

商工観光課は、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に広報する。

第７　住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当するものに対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

都市計画課は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

1　災害復興住宅融資

ア 災害復興住宅建設資金

融資対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、機構の定める基準に適合する住宅を建設する者
融資限度額	5,500 万円(土地を取得しない場合は 4,500 万円)
返済期間	最長 35 年

イ　購入資金

融資対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、機構の定める基準に適合する住宅を購入する者
融資限度額	5,500 万円
返済期間	最長 35 年

ウ　補修資金

融資対象者	住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、補修する住宅が機構の定める基準に適合するもの
融資限度額	2,500 万円
返済期間	最長 35 年

第８　茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法(以下「法」)の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、県被災者生活再建支援補助事業(以下「補助事業」)により、被災者生活再建支援法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

1　被害状況の把握及び被災世帯の認定

補助事業の適用に当たっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1)被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

①当該自然災害により住家が全壊した世帯

②当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額になることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯

③当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯(②に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。)

④当該自然災害により住家が半壊した世帯(②及び③に掲げる世帯を除く。)

(2)住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

2　補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

(1)県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害

(2)県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

3　補助事業の適用手続

(1)市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

(2)県知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めたときは、市長に対し、補助事業適用を通知する。

4　支援金の支給額

(1)複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150

大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊	建設・購入	―	100	100
	補修	―	50	50
	賃借	―	25	25
半壊	―	20	―	20

(2)単数世帯の場合

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
中規模半壊	建設・購入	―	75	75
	補修	―	37.5	37.5
	賃借	―	18.75	18.75
半壊	―	15	―	15

5　支援金支給申請手続

(1)支給申請手続等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2)必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

①住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

②り災証明書類

6　支援金の支給

市に対し、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は、直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

7　市への補助

県は、市が被災世帯へ支援金を支給した場合、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。

第４節　市税及び公共料金等の特例措置

災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復をはかるため、市税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を必要に応じて推進していくものとする。

第１　市税等の徴収猶予及び減免の措置

被災した納税義務者又は特別徴収義務者、被保険者等に対し、法令又は市条例により、期限の延長、及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて適時、適切に講じる。

１　市税の納税緩和措置

市は、災害による被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告・申請・請求、その他書類の提出又は、納付もしくは納入に関する期日の延長、市税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。（龍ケ崎市税条例第 50 条、第 70 条等）

２　国民健康保険税の減免

災害により、生活が著しく困難となった納税者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。（龍ケ崎市国民健康保険税条例第 25 条）

３　国民年金保険料の免除

被保険者又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料の納付が困難なときは、被保険者の申請に基づき、内容審査の上日本年金機構の年金事務所長に保険料免除申請書を進達する。（国民年金法第 90 条）

４　保育料の減額又は免除

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減額又は免除する。

（龍ケ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例第７条）

５　介護保険料の減免

第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財、又はその他の財産について著しく損害を受けた者に対しては、その納付すべき保険料を減免することができる。（龍ケ崎市介護保険条例第９条）

第２　その他公共料金の特例措置

１　郵政事業

【日本郵便㈱】

(1)　被災者に対する通常葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災１世帯当たり、郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便㈱が指定した支店及び郵便局とする。

(2)　被災者の差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む。）の料金免除を実施する。

なお、取扱場所は日本郵便㈱が指定した支店及び郵便局とする。

(3)　被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便㈱が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留

郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む。)とする。

2　通信事業

【NTT 東日本㈱(茨城支店)】

「電話サービス契約約款通則第 15(料金等の臨時減免)」に基づき、災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがある。

【㈱ＮＴＴドコモ(茨城支店)】

「FOMA サービス契約約款料金表通則第 28 項」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に、その料金又は工事費を減免することがある。

3　電気事業

【東京電力パワーグリッド㈱(竜ケ崎支社)】

原則として災害救助法適用地域の被災者が対象。関東経済産業局の許可が必要。

(1)　電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸
(2)　不使用月の基本料金の免除
(3)　建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る)
(4)　仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
(5)　被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
(6)　被災により１年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
(7)　被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

4　都市ガス事業

【東京ガス㈱ほかガス小売事業者等】

災害等やむを得ない理由がある場合には、請求を行わないことがある。ただし、各事業者に確認する必要がある。

第５節　雇用対策

災害により、離職を余儀なくされた被災者に対し、職業の斡旋や雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進していくものとする。

第１　公共職業安定所が行う措置

１　離職者への措置

公共職業安定所の長及び龍ケ崎市無料職業紹介事業所職業紹介責任者は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行うものとする。

(1)　窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

(2)　公共職業安定所及び龍ケ崎市無料職業紹介事業所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所及び龍ケ崎市無料職業紹介事業所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談を実施する。

(3)　諸制度の活用

職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等を活用する。

(4)　労働者の斡旋

災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合は、労働者を斡旋する。

２　雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1)　証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭ができない受給資格者に対して、証明書により事後の失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2)　激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)」第 25 条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

(3)　雇用調整助成金の特例適用の要請

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、次の休業等をさせる場合、休日手当てにかかる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

ア　被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

イ　被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

ウ　被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

第２　被災事業主に関する措置

商工観光課は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、国により行われる概算保険料の延納の方法の特例措置、遅滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予について、被災事業主に周知する。

第６節　住宅建設の促進

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市は、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を実施する。市独自で困難な場合は県に災害公営住宅の建設を依頼し、居住の安定を図る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

第１　災害公営住宅等建設計画の作成

市は、住宅の被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成して、供給目標戸数、計画期間等の建設計画を策定する。また、必要に応じて、この建設計画について、県の助言及び指導を受ける。

第２　事業の実施

建設計画に基づき市は、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

第３　入居者の選定

管財課は、被災者の程度、所得、年齢、家族構成等により、入居者の選定基準を作成し、選定を行う。また、必要に応じて県の助言及び指導を受ける。

第７節　公共施設の災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原型復旧に併せて、災害の軽減を図るため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

第１　災害復旧事業の種類

1　公共土木施設災害復旧事業計画
2　農林水産業施設事業復旧計画
3　都市災害復旧事業計画
4　上下水道災害復旧事業計画
5　住宅災害復旧事業計画
6　社会福祉施設災害復旧事業計画
7　公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
8　学校教育施設災害復旧事業計画
9　社会教育施設災害復旧事業計画
10　復旧上必要な金融その他資金計画
11　その他の計画

第２　復旧事業の方針

1　復旧事業実施の体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

2　災害復旧事業計画作成

市災害対策本部各班は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を調査し、市が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

3　被害の再発防止

復旧事業計画の作成にあたっては、被災原因及び被災状況等を的確に把握し、被害の再発防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、計画を作成する。

4　災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の作成にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

第８節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

第１　法律に基づき一部負担又は補助するもの

災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

国が財政の援助を行う法律及びその対象事業

法律			補助を受ける事業
通常災害で適用		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用
		予防接種法	臨時に行う予防接種
		水道法	上水道施設の復旧事業
	激甚災害では補助率引上げ	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	公共土木施設の復旧事業
		公立学校災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
		農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
激甚災害で適用		公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
		土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧、感染症予防事業
		生活保護法	生活保護施設復旧事業
		児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
		身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設復旧事業
		老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
		障害者自立支援法	障害者支援施設災害復旧事業
		売春防止法	婦人保護施設復旧事業

第２　激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の手続き等の対策については第３「激甚災害の指定」に示す。

１　激甚法により財政援助等を受ける事業

●激甚法により財政援助等を受ける事業(資料編 3-1-7)

２　農林水産業に関する特別の助成

(1)　農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、天災融資法第３条第１項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して激甚災害法に基づき一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について天災融資法の特例を定め、１ヶ所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について １ ヶ所の工事費用を ３ 万円引き下げて補助対象の範囲を拡大した。

(3)　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4)　天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)第２条第１項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の２点の特別措置を行う。

ア　天災融資法の対象となる経営資金の償還期間を１年延長し、７年以内とする。

イ　政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

(5)　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6)　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う破提又は溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、１週間以上にわたり 30ha 以上である区域で農林大臣が告示した場所の湛水排除事業費の補助

３　中小企業に関する特別の助成

(1)　中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置

ア　激甚災害法による指定がなされた場合、被災地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入れに関する保証の特例が定められている。

イ　災害時の突発的事由により、特定の地域及び業種が中小企業信用保険法に基づき指定を受けた場合、当該地域及び業種に属する中小企業者等の再建資金の借入れについて、保証の特例が定められている。

ウ　災害関係保証の保険についてのてん補率を 100 分の 70 から 100 分の 80 まで引き上げている。

(2)　中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する、激甚災害を受ける以前において中小企業近代化資金等助成法によって貸付けた貸付金について、県は償還期間を２年以内において延長することができる。

(3)　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4)　中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫の激甚災害を受けたものに対する再建資金の貸付けの特例が定められている。

4　その他の財政援助及び助成

(1)　公立社会教育施設災害復旧事業

コミュニティセンター、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設でその災害の復旧に要する経費の額が１の公立社会教育施設ごとに20万円以上のものである。

(2)　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立の学校の建築物に復旧に要する１つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が250万円以上で、１つの学校について、幼稚園は20万円以上、盲学校、聾学校及び養護学校は30万円以上、小、中学校は50万円以上、高等学校は、70万円以上、短大は80万以上、大学は100万以上の場合である。

(3)　日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付

(4)　市町村が施行する感染症予防事業に関する特例

(5)　母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、指定地方公共団体である県が被災者に対する母子及び寡婦福祉資金を貸付金の財源として特別会計に繰り入れた額の２倍に相当する金額を県に対して貸付ける。

(6)　水防資機材の補助の特例

次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。

ア　県に対して補助する場合は、激甚災害に対し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が150万円を超える県

イ　水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が25万円を超える水防管理団体

なお、補助率は1/3である。

(7)　り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

(8)　産業労働者住宅建設資金融通の特例

(9)　公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第３　激甚災害の指定

著しく激甚な災害が発生した場合に、地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高める目的で、昭和37年に〔激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律(昭和37年法律150号。以下「激甚法」という。)〕が制定された。その内容は、①激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行われる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する特別の財政援助②激甚災害発生に伴う被災者に対する特別の助成等である。

本市域に大規模な被害が生じた場合は、「激甚法」による援助・助成等を受けて、適切な復旧計画を実施する必要がある。このため、本計画においては、「激甚法」指定の促進及び手続について定める。

1　災害調査

(1)　激甚災害に関する調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分に考慮して次に示すような災害状況等を報告し、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

ア　災害の原因

イ　災害が発生した日時

ウ　災害が発生した場所又は地域

エ　被害の程度(災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項)

オ　災害に対してとられた措置

カ　その他必要な事項

(2)　激甚災害基準

●激甚災害基準(資料編 3-1-6)

2　激甚災害指定の手続き

(1)　激甚災害指定の流れ

大規模な災害が発生した場合は、地方公共団体の長などの報告を受けた内閣総理大臣が中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。

激　甚　災　害　指　定　の　流　れ

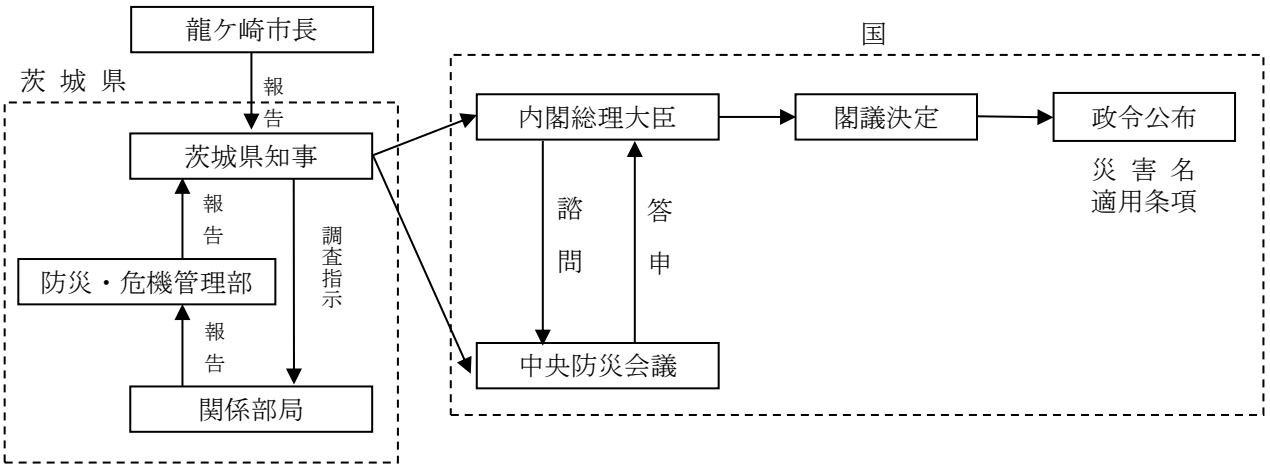

(2)　激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、市長及び関係事業を所管する部長は、県知事及び担当部局と連絡をとり、指定の促進に努める。

(3)　特別財政援助額の交付に係わる手続き

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する部長は、速やかに関係調書等を作成し、県及び国の関係部局に提出する。

Ⅲ．航空災害対策計画

本計画は、市内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合にとるべき対策について定める。

第１章　災害予防

第１節　龍ケ崎市の航空状況

当市には、非公共用飛行場である竜ケ崎飛行場(龍ケ崎市半田町 3177)がある。また、当市の上空には羽田進入管制区と成田進入管制区の双方に含まれ、市の北西部には成田空域特別管制区が設定され、羽田空港への進入航空路、成田空港のモスクワ・ヨーロッパ線の航空路がある。

第２節　航空交通の安全のための情報の充実

百里空港事務所は、航空輸送事業者に航空交通の安全に関する情報を適時・適切に提供し、水戸地方気象台は、航空交通に影響を及ぼす気象、地震、津波、火山噴火等の自然現象に対して的確な実況監視を行い、特別警報・警報・予報等を適時・的確に発表するものとする。

航空輸送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を分類整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずるものとする。また、これらの各種情報を事業者相互間で交換し、情報の活用を促進する。

第３節　航空機の安全な運行の確保

百里空港事務所は、航空輸送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するとともに、定期的な安全指導、適切な運行管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について重点点検を行う。

第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第１　情報の収集・連絡体制の整備

1　情報収集・連絡体制の整備

(1)　市、県、公共機関及び航空運送事業者は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に備え、それぞれの期間及び機関相互間における情報の収集・連絡体制を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制を図るものとする。

(2)　市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を事前に指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

2　通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第２章第１節第４「通信計画」に準ずるものとする。

第２　災害応急体制の整備

１　職員の体制

市及び防災関係機関は、それぞれの機関においての実状に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実状を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるよう努めるものとする。

２　防災関係機関相互の連携体制

(1)　災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であるので、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化するように努めるものとする。

協定の締結に際しては、より具体的、実践的なものとし、かつ連携体制を強化するものとする。

○既に締結している協定

・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全市町村）

(2)　警察及び消防機関は、広域緊急援助隊の整備・推進や緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第３　捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

１　捜索活動への備え

市は、県等の実施する捜索活動に協力するため、有効な装備、資機材等の整備に努める。

２　消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

市及び防災関係機関は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの実状に応じた救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努める。

３　医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第２章第３節第３「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

第４　緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第２章第３節第１「緊急輸送への備え」に準ずるものとする。

第５　関係者等への的確な情報伝達活動への備え

家族等からの問い合わせ等に対する体制について、事前に計画を作成するよう努めるものとする。

第６　防災関係機関の防災訓練の実施

大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努めるものとする。

第２章　災害応急対策

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第１節　発災直後の情報の収集・連絡

第１　航空事故情報等の収集・連絡

1　航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市、消防又は警察に通報しなければならないものとする。

2　市は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後３０分以内で可能な限り早く報告するものとする。

第２　航空事故情報等の収集・連絡系統

航空機事故情報の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

【民間機の場合】

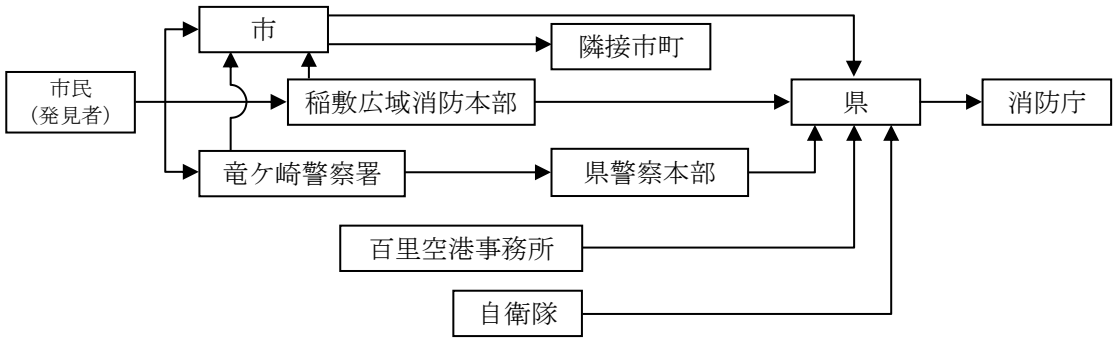

【自衛隊機の場合】

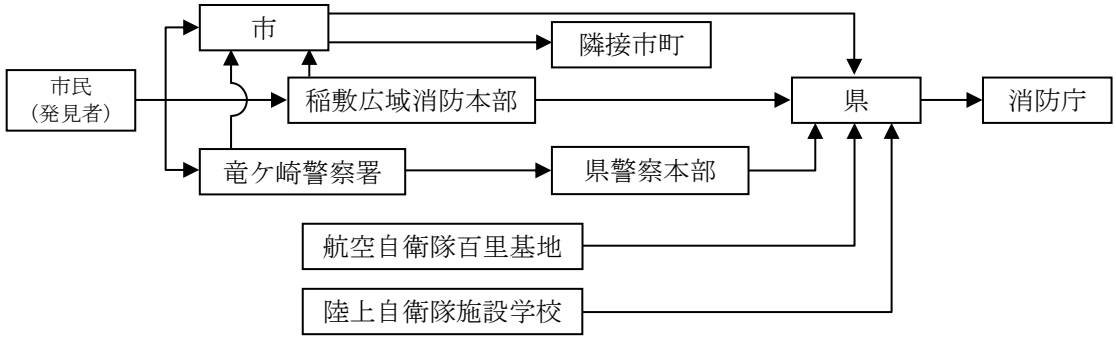

【連絡先一覧】

期　間　名	担　当　部　署	電 話 番 号(夜間・休日の場合)
消　防　庁	応　急　対　策　室	03-5253-7527〔宿直室〕03-5253-7777
百 里 空 港 事 務 所	航空管制運行情報官	0299-54-0672
陸上自衛隊第１施設団	第　３　科	0280-32-4141 内線 235(同 内線 203)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警　備　課	029-842-1211 内線 2410(同 内線 2302)
陸 上 自 衛 隊 施 設 学 校	警 備 課 防 衛 班	029-274-3211 内線 234(同 内線 302)
陸上自衛隊後方支援学校武器科部	総　務　課（警 備 訓 練 班）	029-887-1171 内線 226（同 内線 300、302）
航空自衛隊第７航空団	防　衛　班	0299-52-1331 内線 2231(同 内線 215)
茨　城　県	防災・危機管理課	029-301-2885　（同左）
竜 ケ 崎 警 察 署	警　備　課	0297-62-0110
稲 敷 広 域 消 防 本 部	通 信 指 令 課	0297-64-0123
龍 ケ 崎 消 防 署		0297-62-5131
竜 ヶ 崎 飛 行 場		0297-62-1271

第３　応急対策活動情報の連絡

１　市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

２　関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第２節　活動体制の確立

第１　市の活動体制

１　職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、航空災害の状況により次のとおり定める。

体制区分	基　準	配 備 人 員	災害対策本部等の設置
警戒体制（事前配備）	航空事故により、多数の死傷者等が発生する恐れがある場合、又は、その他の状況により危機管理監が必要と認めた場合	事前に定める防災関係職員（次表参照）	災害警戒本部を設置する
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により本部長が必要と認めた場合	航空事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

【警戒体制時の配備人数】

部 局 名	警　戒　体　制	
総務部	防災安全課	６人
総務部	人事行政課	２人
総合政策部	デジタル都市推進課	２人
健康スポーツ部	健康増進課	２人

2　職員動員配備体制の決定

(1)　警戒体制での動員配備

航空事故情報、被害情報等に基づく防災安全課長の報告をもとに、危機管理監が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

(2)　非常体制での動員配備

防災安全課長の報告をもとに、危機管理監が状況を判断し、市長の承認を得て決定する。

(3)　動員配備体制の決定者

動員配備決定者及び動員配備決定者が不在かつ連絡不能の場合は、次表のとおりとする。

	決 定 者	代　決　者	
		第１	第２
警戒体制	危機管理監	防災安全課長	防災安全課長補佐
非常体制	市　長	副市長	危機管理監

3　職員の動員

市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第１節第１「職員参集・動員」に準ずる。

4　災害対策本部等の設置基準等

(1)　災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア　航空事故による多数の死傷者が発生する恐れのある場合。

イ　その他危機管理監が必要と認めた場合。

(2)　災害警戒本部の廃止基準は、次のとおりとする。

ア　航空事故による多数の死傷者発生の恐れがなくなった場合。

イ　その他危機管理監が必要なしと認めた場合。

(3)　災害対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア　航空事故により、多数の死傷者が発生した場合。

イ　その他市長が必要と認めた場合。

(4)　災害対策本部の廃止基準は、次のとおりとする。

ア　航空事故災害応急対策が概ね完了した場合。

イ　その他市長が必要なしと認めた場合。

(5)　災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は、第３章第１節第１の１「参集・動員・配備」に示したとおりである。

5　災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第１節第２「市災害対策本部設置」に準ずる。

第２　広域的な応援体制

市内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第３節第２「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

第３　自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第３節第１「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第３節　捜索、救助・救急、医療及び消火活動

第１　捜索活動

市は、県及び稲敷広域消防本部が実施する捜索活動について、災害の状況及び必要に応じた支援を行うものとする。

第２　救難、救助・救急及び消火活動

1　市は、被害状況の早急な把握に努めるとともに、県、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたるものとする。

2　市及び稲敷広域消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を実施する。

3　市及び稲敷広域消防本部は密接な連携の下に、地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

3　市は、発災市町村からの要請又は相互応援協定に基づく応援を迅速かつ円滑に実施するように努めるものとする。

第３　資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を実施するものとする。

また、消火、救難及び救助・救急活動を実施する機関は、原則として、当該活動を実施するに必要な資機材を携行するものとする。

第４　医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第４節第５「応急医療」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、事前に指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

第４節　避難指示・誘導

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市が行う避難指示等については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第４節第２「避難指示・誘導」に準じて実施するものとする。

第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を迅速に把握し、緊急輸送を確保するため、直ちに関係機関と密接な連絡をとり、一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に対し広報し理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第６節　関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第２節第３「災害情報の広報」に準じるほか、次により実施するものとする。

第１　情報伝達活動

航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うものとする。また、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット・サービス会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるように努めるものとする。

○市及び関係機関の実施する応急対策の概要
○避難指示及び避難先の指示
○旅客及び乗務員の氏名・住所
○地域住民等への協力依頼
○その他必要な事項

第２　関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第７節　遺族等事故災害関係者への対応

市は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第８節　防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第 3 章第 7 節第 4「清掃・防疫・障害物の除去」及び同節第 5「行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとし、特に、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理には十分留意するものとする。

Ⅳ．鉄道災害対策計画

本計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者等が発生、又は地域住民に相当の被害が及ぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第１章　災害予防

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第１節　龍ケ崎市の鉄道状況

当市には、東日本旅客鉄道常磐線が、市域の西部を国道６号線と平行して3.5㎞、及び関東鉄道竜ヶ崎線が、佐貫、竜ヶ崎間4.5㎞を結んでいる。

第２節　鉄道交通の安全のための情報の充実

水戸地方気象台は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、特別警報・警報・予報等を適時・的確に発表するものとする。

鉄道事業者は、踏切における自動車等との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要員による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

第３節　鉄道交通安全運行の確保

第１　異常気象時・地震等に対する予防対策の確立

鉄道事業者は、豪雨、強風、濃霧等の異常気象時及び地震等に対応する予防対策をマニュアル化するなど予防対策を確立することに努めるものとする。具体的な対策としては、次のとおりである。

○施設の巡回検査の実施

各鉄道事業者が定める基準に基づき、事故災害防止のため日常線路を巡回し、路線全般にわたり巡視及び保安監視等を行うものとする。

○運転規制の実施

列車運転中に災害による異常を感知したとき、又は各種警報機が作動した場合は、鉄道の安全な運行を確保するため運転規制を行うものとする。

○教育訓練体制の充実

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

第４節　鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第１　情報の収集・連絡体制の整備

１　情報収集・連絡体制の整備

(1)　市、県、公共機関及び鉄道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制を図るものとする。

(2)　市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を事前に指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

２　通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第２章第１節第４「通信計画」に準ずるものとする。

第２　災害応急体制の整備

１　職員の体制

市及び防災関係機関は、それぞれの機関における実状に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実状を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるよう努めるものとする。

２　防災関係機関相互の連携体制

(1)　災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であるので、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化するように努めるものとする。

協定の締結に際しては、より具体的、実践的なものとし、かつ連携体制を強化するものとする。

○既に締結している協定

・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全市町村）

(2)　警察及び消防機関は、広域緊急援助隊の整備・推進や緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第３　救助・救急、医療及び消火活動への備え

１　救助・救急、消火活動への備え

市及び防災関係機関は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの実状に応じた救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努める。

2　医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第２章第３節第３「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

第４　緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第２章第３節第１「緊急輸送への備え」に準ずるものとする。

第５　関係者等への的確な情報伝達活動への備え

事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図り、家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、事前に計画を作成するよう努めるものとする。

第６　防災関係機関の防災訓練の実施

関係機関と相互に連携した訓練を実施し、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時期を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的な訓練に努めるものとする。

第７　災害復旧への備え

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、事前に施設・車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

第８　鉄道交通安全環境の整備

1　鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備促進に努めるものとする。

また、列車集中制御装置(ＣＴＣ)の整備、自動列車停止装置(ＡＴＳ)の高機能化等の運転安全設備の整備・充実に努めるものとする。

2　市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、事故の未然防止のため、踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の実施・踏切道の統廃合の促進など安全環境の整備に努める。

第９　再発防止対策の実施

鉄道事業者は事故災害の発生後、警察機関、消防機関との協力を得て、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について調査を進め、事実の整理を行うものとする。

また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第２章　災害応急対策

鉄道災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第１節　発災直後の情報の収集・連絡

第１　鉄道災害情報等の収集・連絡

１　市は、大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

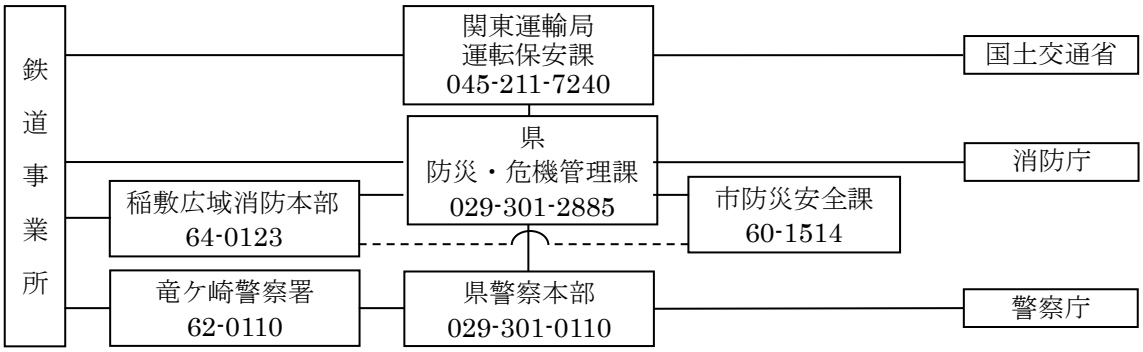

【連絡先一覧】

関係機関名	連絡先	電話番号(夜間の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527〔宿直室〕03-5253-7777
関東運輸局	鉄道安全指導課	045-211-7240
茨城県	防災・危機管理課	029-301-2885(同左)
警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751(同左)
竜ケ崎警察署	警備課	0297-62-0110(同左)
東日本旅客鉄道㈱	水戸支社運輸部指令室	029-225-3140(同左)(緊急用)
同上　龍ケ崎市駅		0297-66-0566(緊急用)
関東鉄道㈱	鉄道部鉄道部長	0297-21-6990
同上　竜ヶ崎駅		0297-62-2152
稲敷広域消防本部	通信指令課	0297-64-0123
同上龍ケ崎消防署		0297-62-5131

第２節　活動体制の確立

第１　市の活動体制

１　職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、鉄道災害の状況により次のとおり定める。

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制（事前配備）	鉄道事故により、多数の死傷者等が発生する恐れがある場合、又は、その他の状況により危機管理監が必要と認めた場合	事前に定める防災関係職員（次表参照）	災害警戒本部を設置する
非常体制	鉄道事故により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により本部長が必要と認めた場合	鉄道事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

【警戒体制時の配備人員】

部　局　名	警　　戒　　体　　制
総務部	防災安全課　　６人
総合政策部	デジタル都市推進課　２人
健康スポーツ部	健康増進課　　２人

2　職員動員配備体制の決定

(1)　警戒体制での動員配備

鉄道事故情報、被害情報等に基づく防災安全課長の報告をもとに、危機管理監が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

(2)　非常体制での動員配備

防災安全課長の報告をもとに、危機管理監が状況を判断し、市長の承認を得て決定する。

(3)　動員配備体制の決定者

動員配備決定者及び動員配備決定者が不在かつ連絡不能の場合は、次表のとおりとする。

	決　定　者	代　　決　　者	
		第１	第２
警戒体制	危機管理監	防災安全課長	防災安全課長補佐
非常体制	市　長	副市長	危機管理監

3　職員の動員

市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第１節第１「職員参集・動員」に準ずる。

4　災害対策本部等の設置基準等

(1)　災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア　鉄道事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合。

イ　その他危機管理監が必要と認めた場合。

(2)　災害警戒本部の廃止基準は、次のとおりとする。

ア　鉄道事故による多数の死傷者発生の恐れがなくなった場合。

イ　その他危機管理監が必要なしと認めた場合。

(3)　災害対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア　鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合。

イ　その他市長が必要と認めた場合。

(4)　災害対策本部の廃止基準は、次のとおりとする。

ア　鉄道事故災害応急対策が概ね完了した場合。

イ　その他市長が必要なしと認めた場合。

(5)　災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は、第３章第１節第１の１「参集・動員・配備」に示したとおりである。

5　災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第１節第２「市災害対策本部設置」に準ずる。

第２　県の活動体制

県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部及び特定の地域に著しい被害が生じたときは、現地対策本部を設置する等の体制をとるものとする。

第３　鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

第４　広域的な応援体制

市内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第３節第２「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

第５　自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第３節第１「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第３節　救助・救急、医療及び消火活動

第１　救助・救急活動

1　鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うように努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2　市及び稲敷広域消防本部は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ県へ応援を要請するものとする。また、県、県警察、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者の救出・救助にあたるものとする。

第２　資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を実施するものとする。

また、消火、救難及び救助・救急活動を実施する機関は、原則として、当該活動を実施するに必要な資機材を携行するものとする。

第３　医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第４節第５「応急医療」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、事前に指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

第４　消火活動

1　鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2　市及び稲敷広域消防本部は、速やかに事故による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行うものとする。

3　市は、発災現場以外の市町村からの要請又は相互応援協定に基づく応援を迅速かつ円滑に実施するように努めるものとする。

第４節　避難指示・誘導

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市が行う避難指示等については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第４節第２「避難指示・誘導」に準じ実施するものとする。

第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を迅速に把握し、緊急輸送を確保するため、直ちに関係機関と密接な連絡をとり、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

第６節　関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第２節第３「災害情報の広報」に準じるほか、次により実施するものとする。

第１　情報伝達活動

鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うものとする。また、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるためインターネット・サービス会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるように努めるものとする。

○鉄道災害の状況

○旅客及び乗務員等の安否情報

○医療機関等の情報

○関係機関の災害応急対策に関する情報

○施設等の復旧状況

○避難の必要性等、地域に与える影響

○その他必要な事項

第２　関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第７節　防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第７節第４「清掃・防疫・障害物の除去」及び同節第５「行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとし、特に、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理には十分留意するものとする。

第３章　災害復旧

応急資材の確保について鉄道事業者は、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急調達体制の確立等により、迅速な供給を図るものとする。

また、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。その際には、二次災害が発生しないよう十分に現地の保安体制を強化するよう努めるものとする。

なお、災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時刻を明確化するよう努めるものとする。

Ｖ．道路災害対策計画

本計画は、市内において道路輸送途上での危険物の大量流出等により、地域住民に相当の被害が及ぶといった大規模な道路災害が発生した場合に、関係機関が取るべき対策について定める。

第１章　災害予防

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第１節　龍ケ崎市の道路状況

令和 5 年 3 月 31 日現在

道路の種類	路線数	延長km	備　考
一般国道	1	2.2	国道６号線
主要地方道	5	39.8	竜ヶ崎潮来線、千葉竜ヶ崎線、竜ヶ崎阿見線、土浦竜ヶ崎線、美浦栄線
一般県道	6	23.9	
幹線市道		81.4	
その他市道		765.1	
合　　計		909.7	

第２節　道路交通の安全のための情報の充実

第１　気象情報の伝達

水戸地方気象台は、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、特別警報・警報・予報等を適時・的確に発表するものとする。

道路管理者は、水戸地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

第２　道路の異常に関する情報の収集・伝達

1　道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

2　市及び県は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図り、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第３節　道路施設等の管理と整備

第１　管理する施設の巡回及び点検

道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、大雨、洪水、大雪などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。

第２　安全性向上のための対策の実施

道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第１　情報の収集・連絡体制の整備

１　情報収集・連絡体制の整備

(1)　市は、県をはじめ、それぞれの機関及び機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、休日の場合等においても対応できる体制を図るものとする。

(2)　市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を事前に指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

２　通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第２章第１節第４「通信計画」に準ずるものとする。

第２　災害応急体制の整備

１　職員の体制

市及び防災関係機関は、それぞれの機関において実状に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実状を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるよう努めるものとする。

２　防災関係機関相互の連携体制

(1)　災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であるので、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化するように努めるものとする。

協定の締結に際しては、より具体的、実践的なものとし、かつ連携体制を強化するものとする。

○既に締結している協定

・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全市町村）

(2)　警察及び消防機関は、広域緊急救助隊の整備・推進や緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第３　救助・救急、医療及び消火活動への備え

１　救助・救急への備え

市及び稲敷広域消防本部は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの実状に応じた救助・救急用資機材、車両等の整備に努める。

２　医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第２章第３節第３「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

３　消火活動への備え

市及び稲敷広域消防本部並びに道路管理者は、平常時より機関相互間の連携の強化に努めるものとする。

第４　緊急輸送活動への備え

県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第５　危険物等の流出時における防除活動への備え

稲敷広域消防本部は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

第６　関係者等への的確な情報伝達活動への備え

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制については、事前に計画しておくものとする。

第７　防災訓練の実施

大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、危険物大量流出事故等の被害を想定し、関係機関と連携した訓練を実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

第８　応急対策のための資機材等の整備

道路管理者は、大規模な事故災害時が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、必要な災害対策用資機材、物資の整備を図るとともに、特殊な資機材については、関係業界から緊急に調達できる協力体制の整備に努めるものとする。

第９　災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、事前に重要な施設の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

第５節　防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第６節　再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防災対策を実施するものとする。

第２章　災害応急対策

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第１節　発災直後の情報の収集・連絡

第１　道路災害情報等の収集・連絡

市は、大規模な道路災害の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

第２　道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

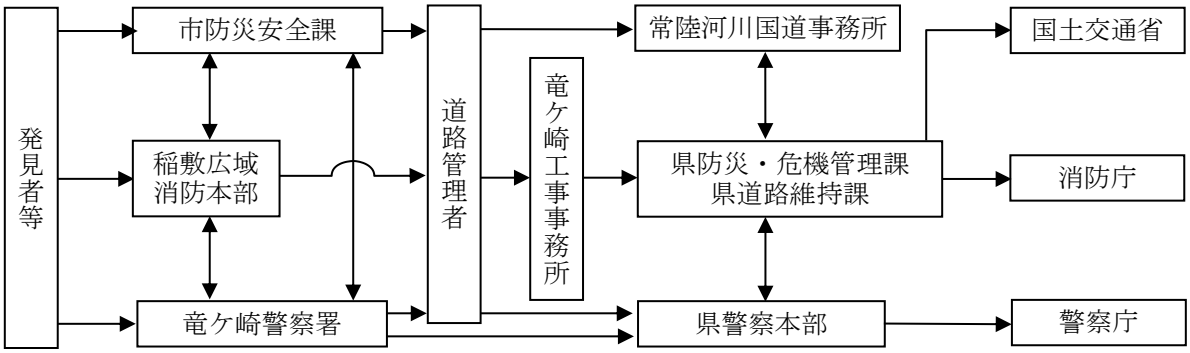

【連絡先一覧】

関係機関名	連 絡 先	電話番号(夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527(同左)
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-6346(同左)
茨城県	防災・危機管理課	029-301-2885(同左)
竜ケ崎工事事務所		0297-65-3411(同左)
警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751(同左)
竜ケ崎警察署	警備課	0297-62-0110(同左)
稲敷広域消防本部	通信指令課	0297-64-0123(同左)
同上龍ケ崎消防署		0297-62-5131(同左)

第２節　活動体制の確立

第１　市の活動体制

１　職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、道路災害の状況により次のとおり定める。

体制区分	基　　準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制（事前配備）	道路災害により、多数の死傷者等が発生する恐れがある場合、道路上での重大事故が発生した場合、又は、その他の状況により危機管理監が必要と認めた場合	事前に定める防災関係職員（次表参照）	災害警戒本部を設置する
非常体制	道路事故により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により本部長が必要と認めた場合	道路災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

【警戒体制時の配備人員】

部 局 名	警 戒 体 制
総務部	防災安全課　　６人
総合政策部	デジタル都市推進課　２人
健康スポーツ部	健康増進課　　２人
都市整備部	道路公園課　　４人

2　職員動員配備体制の決定

(1)　警戒体制での動員配備

道路事故情報、被害情報等に基づく防災安全課長の報告をもとに、危機管理監が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

(2)　非常体制での動員配備

防災安全課長の報告をもとに、危機管理監が状況を判断し、市長の承認を得て決定する。

(3)　動員配備体制の決定者

動員配備決定者及び動員配備決定者が不在かつ連絡不能の場合は、次表のとおりとする。

	決 定 者	代　表　者	
		第１	第２
警戒体制	危機管理監	防災安全課長	防災安全課長補佐
非常体制	市　長	副市長	危機管理監

3　職員の動員

市地域防災計画(地震災害対策編)第３章第１節第１「職員参集・動員」に準ずる。

4　災害対策本部等の設置基準等

(1)　災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア　道路事故災害により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合。

イ　道路上での重大事故が発生した場合。

ウ　その他危機管理監が必要と認めた場合。

(2)　災害警戒本部の廃止基準は、次のとおりとする。

ア　道路事故災害による多数の死傷者発生の恐れがなくなった場合。

イ　その他危機管理監が必要なしと認めた場合。

(3)　災害対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア　道路事故災害により、多数の死傷者が発生した場合。

イ　その他市長が必要と認めた場合。

(4)　災害対策本部の廃止基準は、次のとおりとする。

ア　道路事故災害応急対策が概ね完了した場合。

イ　その他市長が必要なしと認めた場合。

(5)　災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は、第３章第１節第１「職員参集・動員」に示したとおりである。

5　災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第１節第２「市災害対策本部設置」に準ずる。

第２　県の活動体制

県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部及び特定の地域に著しい被害が生じたときは、現地対策本部を設置する等の体制をとるものとする。

第３　広域的な応援体制

市内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第３節第２「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

第４　自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第３節第１「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第３節　救助・救急、医療及び消火活動

第１　救助・救急活動

市及び稲敷広域消防本部は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ県へ応援を要請するものとする。また、県、県警察、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者の救出・救助にあたるものとする。

第２　医療活動

医療活動については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第４節第５「応急医療」に準ずるものとする。

第３　消火活動

市及び稲敷広域消防本部は、速やかに事故による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行うものとする。

第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を迅速に把握し、緊急輸送を確保するため、直ちに関係機関と密接な連絡をとり、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

第５節　道路施設・道路安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速に障害物の除去、仮設応急復旧等を行い、早期の道路交通の確保に努める。

第６節　関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第 3 章第 2 節第 3「災害情報の広報」に準じるほか、次により実施するものとする。

第１　情報伝達活動

道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うものとする。また、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット・サービス会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるように努めるものとする。

○鉄道災害の状況
○旅客及び乗務員等の安否情報
○医療機関等の情報
○関係機関の災害応急対策に関する情報
○施設等の復旧状況
○避難の必要性等、地域に与える影響
○その他必要な事項

第２　関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第７節　防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第 3 章第 7 節第 4「清掃・防疫・障害物の除去」及び同節第 5「行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとする。

第３章　災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、事前に定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

なお、復旧にあたっては、可能の限り復旧予定時期を明示するものとする。

Ⅵ. 危険物等災害対策計画

本計画は、市内において危険物等(石油類、高圧ガス、火薬類及び劇毒物)の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者が取るべき対策について定める。

第１章　災害予防

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は次の対策を講じるものとする。

第１節　危険物等災害の予防対策

第１　危険物等関係施設の安全性の確保

1　保安体制の確立

(1)　事業者(危険物等の貯蔵・取扱いを行う者「以下事業者」という。)は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規定等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、災害が生じた場合は、その原因の徹底的な究明に努め、再発防止に資するものとする。

(2)　県及び稲敷広域消防本部は、危険物等関係施設に対する立入検査を実施し、施設の安全性の確保に努めるものとする。さらに、危険物等の保管状況、自主保安体制等の実態を把握し、資機材を整備・充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

2　保安教育の実施

(1)　県及び稲敷広域消防本部は、危険物事業者及び危険物取扱者の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

(2)　事業者は、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

(3)　市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令上必要がある場合は、事業者に対し、必要な助言又は指導を行うよう稲敷広域消防本部に要請するものとする。

第２　災害応急対策、災害復旧への備え

1　情報の収集・連絡体制の整備

(1)　市、防災関係機関及び事業者は、危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等も含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備するものとする。

(2)　市及び稲敷広域消防本部は、災害現場で事故災害が発生する恐れがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

2　職員の活動体制の整備

市、防災関係機関及び事業者は、それぞれの事情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容を周知させるものとする。

3　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

〇既に締結している協定

・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全市町村）

4　救助・救急、医療及び消火活動への備え

市、防災関係機関及び事業者は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実状に応じた、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるものとする。

5　緊急輸送活動体制の整備

市、竜ケ崎工事事務所及び竜ケ崎警察署は、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図るものとする。

6　危険物等の大量流出時における防除活動への備え

市、防災関係機関及び事業者は、油処理剤、油吸着材等の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

7　避難収容活動体制の整備

市は、事前に指定緊急避難場所を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行うものとする。

8　防災関係機関等の防災訓練の実施

市、防災関係機関及び事業者は、危険物等事故災害を想定した、実践的で防災関係機関が相互に連携した訓練を定期的に実施する。

9　災害復旧への備え

市、防災関係機関及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、事前に重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努めるものとする。

第３　防災知識の普及、住民の訓練

稲敷広域消防本部、市及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

第２節　石油類等危険物施設の予防対策

石油類等危険物(消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 2 条第 7 項に規定されているもの)施設に関する予防対策は、第１節　危険物等災害の予防対策に定めるほか、次のとおりとする。

第１　施設の保全

事業者は、消防法第 12 条(施設の基準維持義務)及び同報第 14 条の 3 の 2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるものとする。

第２　施設の現況

指定数量の 50 倍以上の危険物製造所等の一覧は、次ページのとおりである。

第３　石油貯蔵タンクの安全対策

１　地盤対策

稲敷広域消防本部は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するものとする。

２　防災設備の強化

事業者は、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図るものとする。

３　防火管理システムの強化

事業者は、漏洩、流出の感知と警報装置の整備や配管部の切替え等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図るものとする。

第４　保安体制の確立

１　事業者は、消防法第 14 条の 2 の規程に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業の実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るものとする。

２　稲敷広域消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入り検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものである。

指定数量の 50 倍以上の危険物製造所等一覧

令和３年 12 月１日現在

通番	設置施設名	設置場所	施設区分	倍数	類
1	株式会社伊藤商店	茨城県龍ケ崎市米町 7854 番地	給油取扱所	136.100	ガ、軽、灯
2	卯都木給油所	茨城県龍ケ崎市八代町 3930-2	給油取扱所	85.000	ガ、軽、灯
3	日本石油特約店竜ヶ崎中央給油所海老原石油株式会社	茨城県龍ケ崎市根町 3473 番地	給油取扱所	141.500	ガ、軽、灯
4	有限会社荻野石油	茨城県龍ケ崎市上町 2909 番地	給油取扱所	219.500	ガ、軽、灯
5	香取屋商店	茨城県龍ケ崎市羽原町 1101-1	給油取扱所	86.400	ガ、軽、灯
6	野口一雄商店	茨城県龍ケ崎市川原代町知手 3988	給油取扱所	115.200	ガ、軽
			屋外タンク貯蔵所	190.000	灯
			屋外タンク貯蔵所	149.000	ガ
		茨城県龍ケ崎市大徳町 265-2	給油取扱所	173.700	ガ、軽、灯
7	有限会社水間製油所	茨城県龍ケ崎市川原代町 5478	給油取扱所	173.700	ガ、軽、灯
		茨城県龍ケ崎市仲谷原町 8182	地下タンク貯蔵所	73.500	灯、重
8	皆川清（JX エネルギー Dr.Drive 竜ヶ崎北竜台 SS）	茨城県龍ケ崎市若柴町 2044-3	給油取扱所	221.000	ガ、軽、灯
9	株式会社東日本エネルギー	茨城県龍ケ崎市光順田 1702-1	給油取扱所	217.500	ガ、軽、灯
10	足立石油店	茨城県龍ケ崎市大徳町 413-2	給油取扱所	70.080	ガ、軽、灯
11	新中央航空株式会社	茨城県龍ケ崎市半田町 3177 番地	給油取扱所	104.0	第４類第１・２石油類
12	岩谷産業株式会社　竜ケ崎工場	茨城県龍ケ崎市大徳町 1518	屋外タンク貯蔵所	100.000	灯
13	オカモト株式会社茨城工場	茨城県龍ケ崎市板橋町字西山１番地	地下タンク貯蔵所	97.000	第４類第１石油類
			地下タンク貯蔵所	105.000	第４類第１・３石油類
			地下タンク貯蔵所	100.000	第４類第１石油類
			一般取扱所	56.400	第４類第１石油類
			屋内貯蔵所	99.030	ア、第４類第１・２・４石油類
			屋内貯蔵所	144.700	混在（第４類、第５類）
14	有限会社酒井石油店	茨城県龍ケ崎市南ヶ丘 1-299-4	給油取扱所	130.560	ガ、軽、灯
15	中本パックス株式会社竜ケ崎工場	茨城県龍ケ崎市向陽台３丁目 5-2	屋内貯蔵所	146.880	第４類第１石油類
			地下タンク貯蔵所	150.000	第４類第１石油類
16	東洋エアゾール工業株式会社筑波工場	茨城県龍ケ崎市向陽台３丁目５番１号	製造所	90.033	ア
			屋内貯蔵所	147.500	ア、第４類第１・２・３石油類
			一般取扱所	92.570	ア、第４類第１・２・３・４石油類
			地下タンク貯蔵所	162.500	ア
			地下タンク貯蔵所	50.000	ア
			屋内貯蔵所	237.000	ア、第４類第１・２・３石油類
17	星光ＰＭＣ株式会社竜ケ崎工場	茨城県龍ケ崎市向陽台 5-3-1	地下タンク貯蔵所	206.800	ア、第４類第１・２石油類

通番	設置施設名	設置場所	施設区分	倍数	類
18	コスモ石油プロパティサービス株式会社	茨城県龍ケ崎市野原町 105	給油取扱所	281.000	ガ、軽、灯
		茨城県龍ケ崎市松ヶ丘２丁目 1-1、1-2	給油取扱所	441.000	ガ、軽、灯
19	株式会社ニイタカつくば工場	茨城県龍ケ崎市向陽台 3-5-3	製造所	95.733	混在（第２類、第４類）
			屋外タンク貯蔵所	100.000	ア
			屋内貯蔵所	170.460	混在（第２類、第４類）
			屋外タンク貯蔵所	50.000	ア
			屋内貯蔵所	719.120	混在（第２類、第４類）
20	三井化学エムシー株式会社	茨城県龍ケ崎市向陽台 2-1-4	屋内貯蔵所	149.000	第４類第１・３・４石油類
			屋内貯蔵所	149.000	第４類第１・２・３・４石油類
21	朝倉幸雄	茨城県龍ケ崎市馴柴町３区 743-2	移動タンク貯蔵所	100.000	ガ
22	株式会社クボタケミックス	茨城県龍ケ崎市向陽台５丁目６番	屋内貯蔵所	149.900	軽
23	ENEOS 株式会社（ENEOS ジェネレーションズ竜ヶ崎 SS）	茨城県龍ケ崎市馴柴町 646-1	給油取扱所	661.000	ガ、軽、灯

※類の凡例

ガ：ガソリン　　ケ：軽油　　ト：灯油　　重：重油　　ア：アルコール類　　動：動植物油

（資料　稲敷広域消防本部）

第３節　高圧ガス・火薬類の予防対策

高圧ガス(高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第２条に規定されるもの)及び火薬類(火薬取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第２条に規定されるもの)の予防対策は第１節危険物等災害の予防対策に定めるほか、次のとおりとする。

第１　一般高圧ガス・火薬類対策

１　高圧ガス等の保安検査、立入検査

県防災・危機管理部消防安全課及び県南県民センターは、火薬類、高圧ガスの販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱い等を規制し、指導を行うものとする。

２　保安団体の活動の推進

県防災・危機管理部消防安全課及び県南県民センターは、関係業種別に保安団体の自主保安活動の積極的な推進を指導するものとする。

３　高圧ガス取扱事業所に係る事故対策の推進

事業者は、市及び稲敷広域消防本部等と日頃から連絡を密にするとともに、市等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第２　都市ガスの予防対策

稲敷広域消防本部は、ガス事業法の規程に基づき、必要に応じ、火災予防検査を実施し、火災の未然防止を図るものとする。また、災害予防上必要と認めるときは、ガス事業者に対し保安上取るべき措置について通報するものとする。

事業者は、前記通報を受けたときは、直ちに防災上必要な対策を講じることができる体制を整備するものとする。

第３　施設の現況

１　高圧ガス施設の現況

事業者名	設置場所	保有しているガス	備　考
岩谷産業㈱	龍ケ崎市大徳町 1518	ＬＰＧ(20ｔ)2 基	
竜ケ崎ガス販売協同組合	龍ケ崎市貝原塚町 3029	ＬＰＧ(10・20ｔ)各１基	

２　火薬類施設の現況

事業者名	設置場所	保有している爆発物	備　考
大木銃砲火薬店	龍ケ崎市谷道 5665	実包庫	

３　都市ガス事業所

事業者名	設置場所	保有しているガス	備　考
東京ガス㈱つくば支店・東京ガスネットワーク㈱（茨城南導管・設備センター）	つくば市研究学園2-1-2	都市ガス 13A(千葉県よりパイプライン供給)	供給市町村 (龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、利根町、阿見町、美浦村)

第２章　災害応急対策

危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

第１節　発災直後の情報の収集・連絡

第１　災害情報の収集・連絡

市は、危険物等災害の情報を受けた場合は、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、速やかに事故情報等の連絡を県に行うものとする。

第２　災害情報等の収集・連絡系統

危険物災害情報の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

【石油類等危険物施設の災害】

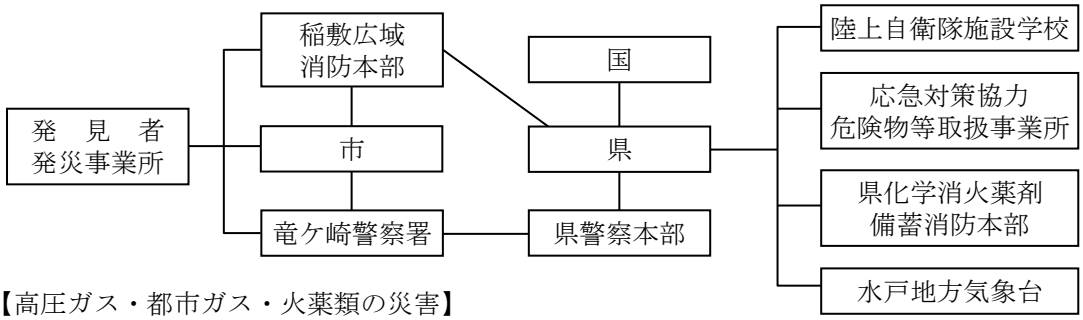

【高圧ガス・都市ガス・火薬類の災害】

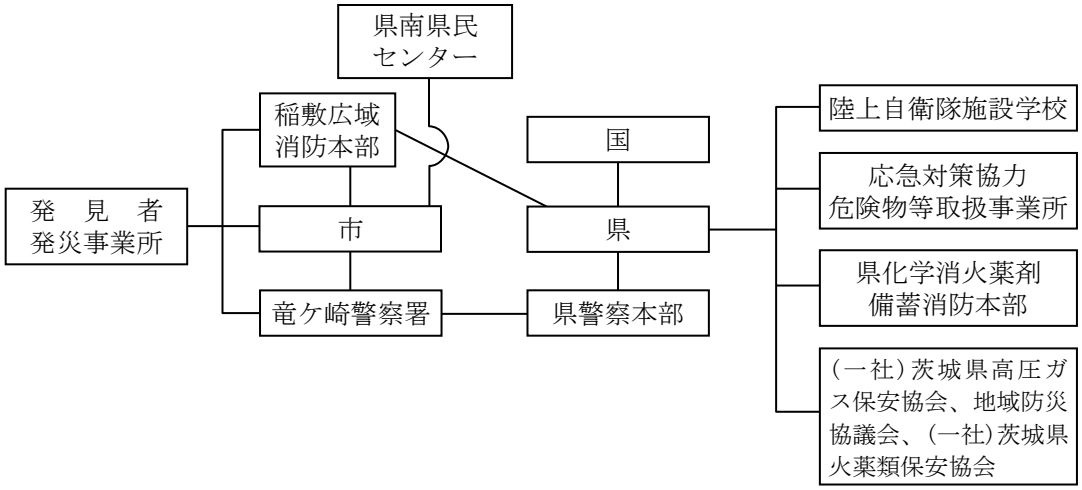

第３　被害状況の収集・把握

市及び稲敷広域消防本部は、危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を、県に報告するものとする。

第４　災害情報の通報

危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見したものは、市、稲敷広域消防本部又は竜ケ崎警察署に通報するものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到着するよう協力するものとする。この通報を受けた者は、その旨を速やかに市に、市は、県、その他の防災関係機関に通報するものとする。

第５　市民への情報提供

市及び防災関係機関は相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、市民へ適切な方法で提供するものとする。

第２節　活動体制の確立

第１　市の活動体制

１　職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、危険物等災害の状況により次のとおり定める。

体制区分	基　　準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制（事前配備）	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生する恐れがある場合、漏洩物による厳重な警戒体制を取る必要が生じた場合、又は、その他の状況により危機管理監が必要と認めた場合	事前に定める防災関係職員（次表参照）	災害警戒本部を設置する
非常体制	危険物等事故により、多数の死傷者が発生した場合、大規模な火災が発生し、又はその他の状況により本部長が必要と認めた場合	危険物等災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

【警戒体制時の配備人員】

部局名	警　戒　体　制
総務部	防災安全課　6人
総合政策部	デジタル都市推進課　2人
市民経済部	商工観光課　2人
都市整備部	生活環境課　2人
都市整備部	道路公園課　2人

２　職員動員配備体制の決定

(1)　警戒体制での動員配備

危険物等事故情報、被害情報等に基づく防災安全課長の報告をもとに、危機管理監が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

(2)　非常体制での動員配備

防災安全課長の報告をもとに、危機管理監が状況を判断し、市長の承認を得て決定する。

(3)　動員配備決定者及び動員配備決定者が不在かつ連絡不能の場合は、次表のとおりとする。

	決 定 者	代　表　者	
		第１	第２
警戒体制	危機管理監	防災安全課長	防災安全課長補佐
非常体制	市　長	副市長	危機管理監

3　職員の動員

市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第１節第１「職員参集・動員」に準ずる。

4　災害対策本部等の設置基準等

(1)　災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア　危険物等事故災害により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合。

イ　漏洩物に対し、厳重な警戒体制を取る必要がある場合。

ウ　その他危機管理監が必要と認めた場合。

(2)　災害警戒本部の廃止基準は、次のとおりとする。

ア　危険物等事故災害による多数の死傷者発生の恐れがなくなった場合。

イ　漏洩物に対し、厳重な警戒体制を取る必要がなくなった場合。

ウ　その他危機管理監が必要なしと認めた場合。

(3)　災害対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア　危険物等事故災害により、多数の死傷者が発生した場合。

イ　大規模な火災が発生した場合。

ウ　その他市長が必要と認めた場合。

(4)　災害対策本部の廃止基準は、次のとおりとする。

ア　危険物等事故災害応急対策が概ね完了した場合。

イ　その他市長が必要なしと認めた場合。

(5)　災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は、第３章第１節第１の１「参集・動員・配備」に示したとおりである。

5　災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第１節第２「市災害対策本部設置」に準ずる。

第２　県の活動体制

県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部及び｣特定の地域に著しい被害が生じたときは、現地対策本部を設置する等の体制をとるものとする。

第３　事業者の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制を取るものとし、災害の拡大防止のための必要な措置を講じるものとする。

第３節　石油類危険物施設の事故応急対策

第１　危険物火災等の応急対策

１　発災事業所等は、火災が発生した場合には、直ちに 119 番通報するとともに、自衛消防組織を動員するものとする。

２　稲敷広域消防本部、消防団及び事業所の自衛消防組織は、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止する。この際は、消火により可燃性ガスの滞留、又は、有毒ガスの発生に充分留意し、大量の泡放射等による消火薬剤が河川等に流出しないような措置を講じるものとする。

３　稲敷広域消防本部は、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握する。

４　市及び稲敷広域消防本部は、竜ケ崎警察署と連携し、避難区域(又は警戒区域)の必要性を判断し、区域内の市民等に広報し、自主防災組織の協力も得て避難誘導するものとする。

５　竜ケ崎警察署は、危険区域に立入を制限し、交通規制を実施するものとする。

６　市及び稲敷広域消防本部は、泡消火薬剤の供給を必要とする場合は、県に対し県内６消防本部に備蓄する泡消火薬剤の緊急支援を要請するものとする。

第２　危険物の漏洩応急対策

１　排出の原因者は、以下の応急対策を実施するものとする。

(1)　直ちに土のうや排水溝を閉止し流出防止の措置をとる。

(2)　119 番通報し、事故の発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用を中止する。

(3)　泡による液面被覆措置やガス検知器等による引火防止措置をとる。

(4)　低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を稲敷広域消防本部の指示を得て行う。

２　稲敷広域消防本部は、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所や爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、遠隔操作の可能な機材を活用するとともに、有毒ガスが発生、又は発生するおそれがある場合は、単独で防除活動を互いに安全確認ができるよう複数で行うものとし、以下の応急対策を実施するものとする。

(1)　危険物等の水路等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとる。

(2)　危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとる。

(3)　排出原因者に、吸着マット等回収資機材による改修を行うよう指導する。また、地域の安全維持上必要な場合は、排出原因者と協力して改修作業を実施する。

(4)　油の防除措置については、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域に立入を制限し、交通規制を実施する。

３　竜ケ崎警察署は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域に立入を制限し、交通規制を実施する。

４　市は、必要に応じ、以下の応急対策を実施するものとする。

(1)　竜ケ崎警察署と連携し、避難区域(又は警戒区域)の必要性を判断し、区域内住民等へ防災行政無線固定系により迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

(2)　水路等管理者等の協力要請や地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を保持する必要がある場合は、流出物の防除を実施する。

(3)　改修された油等廃棄物については、排出原因者に速やかに処分させる。なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理について指導する。

5　水路等の管理者は、流出油の拡散等を防護するため、以下の応急対策を実施するものとする。

(1)　排出原因者に吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するとともに、必要な場合は、排出原因者と協力して改修作業を実施する。

(2)　改修作業に際し、必要な場合は、市及び防災関係機関に協力要請するものとする。

6　県(生活環境部)は、緊急水質事案対策要領に基づき、水質保全のための迅速な対応を図る。

(1)　危険物の回収マット等の防御資機材について、関係機関から要請があるときは、調達を斡旋する。

(2)　回収された油等廃棄物の処分について、廃棄物処理法に基づく適正な処理の指示、監督を行う。

(3)　地域住民や油回収従事者の健康を守ることを目的に、必要に応じ周辺の大気環境モニタリングを実施し、関係機関等へ情報を提供する。

第４節　高圧ガス・火薬類の事故応急対策

第１　一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

1　事業者は、以下の応急対策を実施するものとする。

(1)　直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとる。

(2)　119 番通報し、事故の発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を消防機関に伝え、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施する。

(3)　県又は警察へ直ちに届け出る。

(4)　自らの防護措置の実施が不可能な場合は、(一社)茨城県高圧ガス保安協会及び地域防災協議会等の協力を要請するものとする。

2　稲敷広域消防本部は、高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行うとともに爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、充分留意して活動するものとする。

3　竜ケ崎警察署は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域に立入を制限し、交通規制を実施する。

4　市は、竜ケ崎警察署と連携し、避難区域(又は警戒区域)に必要性を判断し、区域内住民等へ防災行政無線固定系により迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

5　県は、防災関係機関等から被害の情報や応急対策の実施状況を把握し、必要な防災資機材の調達、斡旋、又は県保有の化学消火薬剤の支援を行うものとする。

第２　都市ガスの応急対策

1　事業者は、以下の応急対策を実施するものとする。

(1)　直ちに、ガス供給の停止等応急措置をとり、応急点検を実施する。

(2)　119 番通報し、漏洩ガスの滞留による引火爆発防止を図る。

(3)　可燃性ガス濃度を測定し安全を確認するとともに、消防機関等に協力する。

(4)　火災発生時は、直ちに消火活動を行う。

2　稲敷広域消防本部は、以下の応急対策を実施するものとする。

(1)　事業者に対し、ガスの漏洩箇所等に対する供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施する。

(2)　応急対策の実施にあたっては、事業者と連携し、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害の防止に留意する。

3　竜ケ崎警察署は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域に立入を制限し、交通規制を実施する。

4　市は、竜ケ崎警察署と連携し、避難区域(又は警戒区域)の必要性を判断し、区域内住民等へ防災行政無線固定系により迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

第５節　避難誘導対策

市、稲敷広域消防本部及び竜ケ崎警察署は、人命最優先を第一とし、相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判別と設定、広報活動、避難誘導の徹底を図るものとする。

この場合、県が収集した国や協力事業所から危険物等の応急措置情報、又は、気象状況、大気情報の避難誘導のための情報及び支援等を得て実施するものとする。

第６節　捜索・救出・救助対策

危険物等災害における捜索・救出・救助活動は、竜ケ崎警察署及び稲敷広域消防本部が相互に連携して行うものとし、必要に応じ消防団が支援するものとする。

第７節　応援要請対策

第１　自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断して必要と認めた場合、龍ケ崎市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第３節第１「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第２　応援要請

龍ケ崎市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第３節第２「応援要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第８節　医療救護対策

龍ケ崎市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第４節第５「応急医療」に準じて実施するものとする。

第９節　緊急輸送の確保

竜ケ崎警察署及び道路管理者は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制にあたっては、関係機関は相互に密接な連絡をとるものとする。

○危険物等災害対策計画関係機関

部門	機関名	問合わせ先	夜間・休日
高圧ガス事故対策協力機関	県防災・危機管理部消防安全課 (一社)茨城県高圧ガス保安協会 茨城県高圧ガス地域防災協議会	029-301-3594 029-225-3261 0299-97-3104	029-301-2885 090-3244-8939
気象情報提供機関	水戸地方気象台	029-224-1106	029-224-1105
大気情報提供機関	県生活環境部環境対策課 県霞ヶ浦環境科学センター	029-301-2961 029-828-0960	
水質調査機関	県生活環境部環境対策課 県霞ヶ浦環境科学センター	029-301-2966 029-828-0960	
放射性物質関連事故関係機関	文部科学省水戸原子力事務所 県防災・危機管理部原子力安全対策課	029-224-3830 029-301-2922	
危険物等災害対策出動要請機関(強毒性ガス漏洩事故対策)	陸上自衛隊施設学校 (陸上自衛隊化学学校)	029-274-3211 (048-663-4241)	
河川管理者関係機関	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所(管理課) 竜ケ崎工事事務所	0478-52-6368 0297-65-3411	
河川以外の水路等管理者	稲敷土地改良事務所 豊田新利根土地改良区 牛久沼土地改良区	029-892-2411 0297-84-2226 0297-62-0536	
環境保全・高圧ガス対策県機関	県生活環境部環境対策課 県防災・危機管理部消防安全課 県南県民センター(環境・保安課)	029-301-2966 029-301-3594 029-822-7067	 029-301-2885 防災電話 008-103-360
火薬類対策機関	県防災・危機管理部消防安全課 (一社)茨城県火薬類保安協会	029-301-3594 029-301-0678	029-301-2885
都市ガス対策	関東東北産業保安監督部保安課 東京ガス㈱つくば支店・東京ガスネットワーク㈱茨城南導管・設備センター	048-600-0416 029-848-5157	

○県化学消火薬剤備蓄消防本部

県化学消火薬剤備蓄消防本部	問合せ先	夜間・休日
県防災・危機管理部　消防安全課	029-301-2873	029-301-2885
水戸市消防本部	029-221-0111	同　　左
日立市消防本部	0294-24-0119	同　　左
土浦市消防本部	029-821-0119	同　　左
鹿島地方事務組合消防本部	0299-96-0119	同　　左
茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	0280-47-0119	同　　左
筑西広域市町村圏事務組合消防本部	0296-20-0119	同　　左

Ⅶ. 大規模な火事災害対策計画

本計画は、市内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関が取るべき対策について定める。

第１章　災害予防

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第１節　災害に強いまちづくり

第１　災害に強いまちの形成

市は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼防止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

第２　火災に対する建築物の安全化

1　消防用設備等の整備及び維持管理

稲敷広域消防本部及び消防用設備点検取扱団体は、多数の者が出入りする事業所、高層建築物及び病院等の防火対象物に対して、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行うものとする。

2　建築物の防火管理体制

稲敷広域消防本部は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所、高層建築物及び病院等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

3　建築物の安全対策の推進

市、稲敷広域消防本部及び事業者は、大規模建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造を形成するとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図るものとする。

第２節　大規模な火事災害防止のための情報の充実

第１　気象情報の伝達

水戸地方気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象、地象及び水象を観測するための施設を適切に整備・配置し、防災気象情報を適時・的確に発表するものとする。

第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第１　情報の収集・連絡体制の整備

１　情報の収集・連絡

(1)　災害応急対策の円滑な実施を図るため、市及び関係機関は相互に、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2)　市は、機動的な情報収集活動を行うため、県、警察及び消防機関が保有するあらゆる情報収集手段を活用できるよう体制の整備を図るものとする。

２　情報の分析整理

市及び稲敷広域消防本部は、平常時から防災関連情報の収集及び備蓄に努め、火災発生及び延焼防止拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

３　通信手段の確保

大規模な火事災害発生時の通信手段については、龍ケ崎市地域防災計画(地震災害対策計画編)第２章第１節第４「通信計画」に準じるものとする。

第２　災害応急体制の整備

１　職員の体制

市及び防災関係機関は、それぞれの機関において実状に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実状を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるよう努めるものとする。

２　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であるので、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化するように努めるものとする。

協定の締結に際しては、より具体的、実践的なものとし、かつ連携体制を強化するものとする。

○既に締結している協定

・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全市町村）

第３　救助・救急、医療及び消火活動への備え

１　救助・救急への備え

稲敷広域消防本部は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、救助・救急用資機材、車両等の整備に努める。また、県、市、警察、自衛隊及び消防機関が保有する資機材について相互に把握するとともに、必要に応じた情報交換を行うよう努めるものとする。

２　医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第２章第３節第３「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

3　消火活動への備え

市及び稲敷広域消防本部は、同時多発型火災における消火栓の使用不能に備え、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用など、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

第４　緊急輸送活動への備え

災害時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第２章第３節第１「緊急輸送への備え」に準じるほか、次によるものとする。

1　県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

2　市は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

第５　避難受入れ活動への備え

1　避難誘導

指定避難場所・避難路を事前に指定し、住民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

2　指定避難場所

学校、コミュニティセンター、都市公園等の公共施設等を対象に指定避難場所を指定し、市民への周知徹底に努めるものとする。

第６　被災者への的確な情報伝達活動関係

1　市、県、警察、消防、その他の公共機関は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図るものとする。

2　被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、事前に計画しておくものとする。

第７　防災訓練の実施

大規模災害を想定し、市民参加による、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

第４節　防災知識の普及

第１　防災知識の普及

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより市民の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

第２　防災関連施設等の普及

市及び稲敷広域消防本部は、市民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。

第２章　災害応急対策

大規模な火事災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第１節　発災直後の情報の収集・連絡

第１　災害情報の収集・連絡

１　大規模な火事発生情報等の収集・連絡

(1)　市は、稲敷広域消防本部から、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、自らも必要な被害規模に関する概括的情報を把握し、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

２　道路災害情報等の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

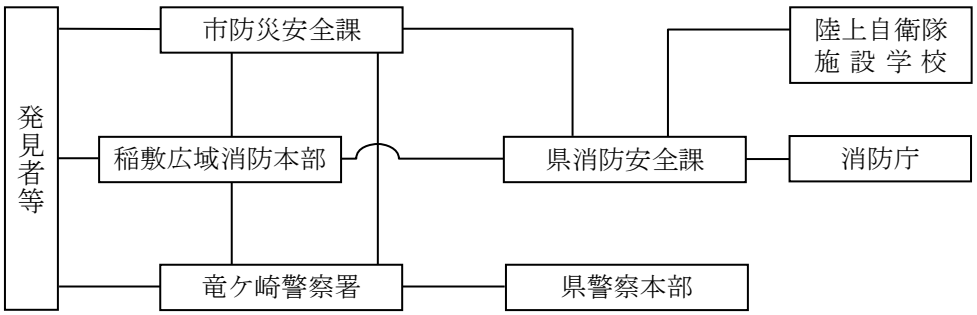

【連絡先一覧】

関係機関名	連絡先	電話番号(夜間・休日の場合)
消防庁	宿直室	03-5574-0119(同左)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234(内線 302)
陸上自衛隊 後方支援学校武器科部	総務課長 (警備訓練班)	029-887-1171 内戦 226 (内戦 300、302)
茨城県	消防安全課	029-301-8800
警察本部	警備課	029-301-011 内線 5751(同左)
竜ケ崎警察署	警備課	0297-62-0110(同左)
稲敷広域消防本部	通信指令課	0297-64-0123(同左)
同上龍ケ崎消防署		0297-62-5131(同左)
同上西部出張所		0297-66-0119(同左)

３　応急対策活動情報の連絡

(1)　市は、応急対策活動、災害対策本部設置状況及び応援の必要性等を県に連絡するものとする。

(2)　県は、自ら実施する応急対策活動の状況等を市に連絡する。

(3)　防災関係機関は、応急対策活動の情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

第２　通信手段の確保

市、県、警察、消防及び各防災関係機関は、災害発生後、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

また、電気通信事業者は、県及び市の防災関係機関等との重要通信を優先的に確保するものとする。

第２節　活動体制の確立

第１　市の活動体制

１　職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、大規模な火事災害の状況により次のとおり定める。

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制（事前配備）	火災により、多数の死傷者等が発生する恐れがある場合、又は、その他の状況により危機管理監が必要と認めた場合。	事前に定める防災関係職員（次表参照）	災害警戒本部を設置する
非常体制	火災により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により本部長が必要と認めた場合	大規模な火事災害対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

【警戒体制時の配備人員】

部局名	警戒体制	
総務部	防災安全課	６人
総合政策部	デジタル都市推進課	２人
健康スポーツ部	健康増進課	２人
都市整備部	道路公園課	２人
都市整備部	生活環境課	２人

２　職員動員配備体制の決定

(1)　警戒体制での動員配備

火災の延焼情報、被害情報等に基づく防災安全課長の報告をもとに、危機管理監が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

(2)　非常体制での動員配備

防災安全課長の報告をもとに、危機管理監が状況を判断し、市長の承認を得て決定する。

(3)　動員配備体制の決定者

動員配備決定者及び動員配備決定者が不在かつ連絡不能の場合は、次表のとおりとする。

	決 定 者	代　表　者	
		第１	第２
警戒体制	危機管理監	防災安全課長	防災安全課長補佐
非常体制	市　長	副市長	危機管理監

3　職員の動員

市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第１節第１「職員参集・動員」に準ずる。

4　災害対策本部等の設置基準等

(1)　災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア　火災により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合。

イ　その他危機管理監が必要と認めた場合。

(2)　災害警戒本部の廃止基準は、次のとおりとする。

ア　火災による多数の死傷者発生の恐れがなくなった場合。

イ　その他危機管理監が必要なしと認めた場合。

(3)　災害対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア　火災により、多数の死傷者が発生した場合。

イ　その他市長が必要と認めた場合。

(4)　災害対策本部の廃止基準は、次のとおりとする。

ア　大規模な火事災害応急対策が概ね完了した場合。

イ　その他市長が必要なしと認めた場合。

(5)　災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は、第３章第１節第１の１「参集・動員・配備」に示したとおりである。

5　災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第１節第２「市災害対策本部設置」に準ずる。

第２　県の活動体制

県は、災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、茨城県災害対策本部条例に基づき、被災地に近接した場所に現地対策本部を設置する。

1　茨城県現地災害対策本部の組織

県災害対策本部長が指名する、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員が置かれる。

2　茨城県現地災害対策本部の設置基準

・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合

・災害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

3　茨城県現地対策本部の分掌事務

・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること

・現地における災害応急対策の指揮・指示に関すること

第３　広域的な応援体制

市内において大規模な火事による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第３節第２「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

第４　自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第３節第１「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第３節　救助・救急、医療及び消火活動

第１　救助・救急活動

市及び稲敷広域消防本部は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ県へ応援を要請するものとする。

陸上自衛隊は、県の要請又は必要に応じた自らの判断で、救助・救急活動を行うものとする。

第２　資機材等の調達等

活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第３　医療活動

医療活動については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第４節第５「応急医療」に準ずるものとする。

第４　消火活動

市及び稲敷広域消防本部は、速やかに大規模な火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、必要に応じ、相互応援協定に基づいた応援を得て迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を迅速に把握し、緊急輸送を確保するため、直ちに関係機関と密接な連絡をとり、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

第５節　避難受入れ活動

発災時における避難指示等は、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第４節第２「避難指示・誘導」に準ずるほか、次によるものとする。

第１　避難誘導の実施

発災時には、指定緊急避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等の情報提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

第２　指定緊急避難場所

発災時には、必要に応じ指定避難所を開設するものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食糧、飲料水の配布及び清掃等については、避難所管理者、避難者、地域コミュニティ協議会(設立されていない地域は自主防災組織等)及びボランティア等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

第３　要配慮者への配慮

避難誘導及び指定避難所において、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に充分配慮するものとする。

第６節　施設及び設備の応急復旧活動

市及び公共機関は、それぞれが所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第７節　関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第２節第３「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施するものとする。

第１　情報伝達活動

火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うものとする。また、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズ応えるため、パソコンネットワーク・サービス会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるように努めるものとする。

○市及び関係機関の実施する応急対策の概要
○避難指示及び避難先の指示
○地域住民等への協力依頼
○その他必要な事項

第２　関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第８節　防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第３章第７節第４「清掃・防疫・障害物の除去」及び同節第５「行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとする。

第 3 章　災害復旧

災害復旧・復興対策については、市地域防災計画(地震災害対策計画編)第 4 章「災害復旧・復興対策計画」に準じて実施するものとする。

Ⅷ．原子力災害対策計画

第１章　総　則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる事前対策及び発生時の緊急応急対策並びに原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」を準拠として、所在・関係周辺市町村（注 1）以外の市町村として実施すべき事項等を定めることにより原子力災害から市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

（注 1）所在・関係周辺市町村とは、「原子力災害対策指針」（注 2）に示されている「実用発電炉の予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）及び緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）のめやす」並びに「実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域」を基準とし、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）で規定する市町村をいう。

（注 2）「原子力災害対策指針」とは、原災法第 6 条の 2 第 1 項に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために原子力規制委員会が定めたものである。

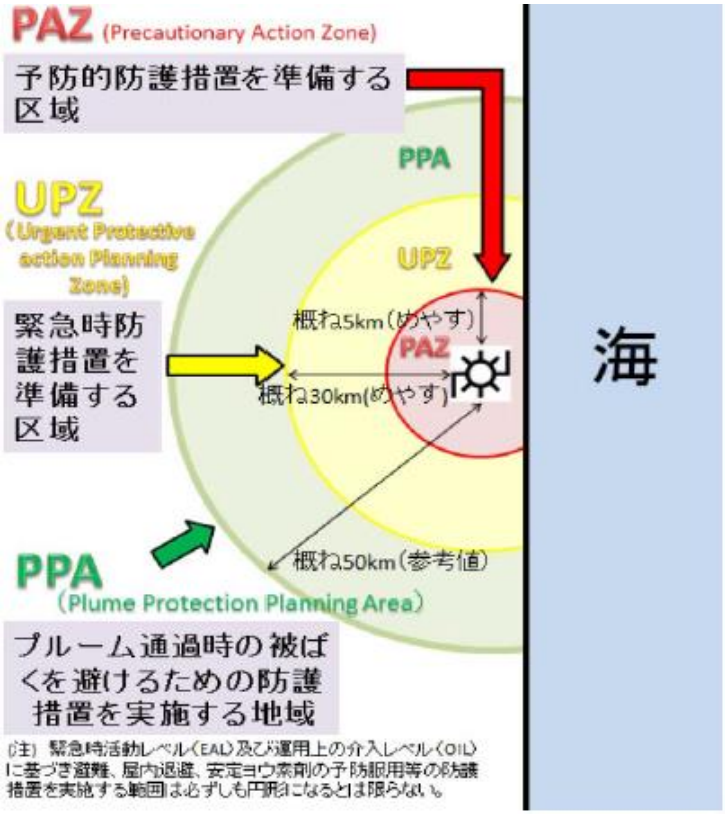

第２節　計画の性格

第１　龍ケ崎市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、龍ケ崎市の地域に係わる原子力災害対策の基本となるものであり、国の「防災基本計画(原子力災害対策編)」及び「茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)」に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

所在・関係周辺市町村以外の市町村として、龍ケ崎市域に係わる原子力災害対策の基本となる計画である。

第２　龍ケ崎市における他の災害対策との関係

この計画は、「龍ケ崎市地域防災計画(一般災害等対策計画編：Ⅷ. 原子力災害対策計画)」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「龍ケ崎市地域防災計画(地震災害対策計画編)」に拠るものとする。

第３　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、「防災基本計画(原子力災害編)」及び「茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)」又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第３節　計画の周知徹底

この計画は、市の区域内の指定地方行政機関、指定地方公共機関及び公共的団体等、その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第４節　計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針

龍ケ崎市地域防災計画(一般災害等対策計画編：Ⅷ. 原子力災害対策計画)の作成又は修正に際しては、原災法第６条の２第１項により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(平成 25 年６月５日改訂)を遵守するものとする。

第５節　計画の基礎とするべき災害の想定及びその地域の範囲

第１　計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定する。

第２　原災法対策事業所及び所在・関係周辺市町村の範囲

県には多くの原子力事業所があり、そこで扱われる放射性物質の種類、量、使用方法は様々である。

原子力事業所は、原災法第２条第４号に規定する原子力事業所とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、「原子力災害対策指針」に示されている「実用発電炉原子炉の予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）及び緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）の目安」並びに「実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域」を基準としている。

原災法対象事業所、「ＰＡＺ」、「ＵＰＺ」及び「実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域」を含む市町村は、表１のとおりとしている。

第３　龍ケ崎市の原子力災害対策上の位置づけ（範囲）

龍ケ崎市は、日本原子力発電㈱東海発電所第二発電所等から約70ｋｍ離れており、県が対策を重点的に実施すべき区域の対象とする所在・関係市町村ではなく所在・関係周辺市町村以外の市町村である。

しかしながら、福島第１原発事故のプルーム通過による放射性物質の影響が及んだことが否定できないこと、原子力災害対策指針において、「プルーム通過時の被害を避けるための防護措置を実施する地域」（ＰＰＡ）(注)が検討中であることを踏まえ、現時点においてはＰＰＡの区域として計画を策定する。

(注)プルーム通過時のヨウ素による甲状腺被ばく等避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤服用等の対策を準備する区域。

表1 原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域 注1)

地区	原災法対象事務所〔所在市町村〕	注2) 許可等区分	原子力災害対策重点区域		
			重点区域を設定する原子力施設	重点区域の範囲	所在・関係周辺市町村
東海・那珂地区	・日本原子力発電(株) 東海発電所・東海第二発電所 （略称：原電東海） 〔東海村〕	原子炉使用	発電用原子炉施設	（ＰＡＺ） 約５㎞ （ＵＰＺ） 約30㎞	東海村 水戸市 日立市 常陸太田市 高萩市 笠間市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 鉾田町 茨城町 大洗町 城里町 大子町
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 （略称：機構原科研） 〔東海村〕	原子炉使用 廃棄物埋設	試験研究用等原子炉施設(JRR-3)	（ＵＰＺ） 約５㎞	東海村 日立市 ひたちなか市
			試験研究用等原子炉施設(JRR-4)	（ＵＰＺ） 約５００m	東海村
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 （略称：機構サイクル研） 〔東海村〕	再処理使用	再処理施設	（ＵＰＺ） 約５㎞	東海村 日立市 ひたちなか市
	・原子燃料工業(株)東海事業所 （略称：原燃工） 〔東海村〕	加工使用	加工施設	（ＵＰＺ） 約５００m	東海村
	・三菱原子燃料(株) （略称：三菱原燃） 〔東海村、那珂市〕	加工	加工施設	（ＵＰＺ） 約１㎞	東海村 那珂市
	・国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科　原子力専攻 （略称：東大東海） 〔東海村〕	原子炉使用	—	—	—
	・(公財)核物質管理センター 東海保障措置センター （略称：核管理センター） 〔東海村〕	使用	—	—	—
	・ニュークリア・デベロップメント(株) （略称：ＮＤＣ） 〔東海村〕	使用	—	—	—
大洗・鉾田地区	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 （略称：機構大洗） 〔大洗町、鉾田市〕	原子炉使用 廃棄物埋設	試験研究用等原子炉施設(常陽)	（ＵＰＺ） 約５㎞	鉾田町 茨城町 大洗町 城里町 大子町
			試験研究用等原子炉施設(ＨＴＴＲ)		
			試験研究用等原子炉施設(ＪＭＴＲ)		
	・日本核燃料開発(株) （略称：日本核燃） 〔大洗町〕	使用	—	—	—

※注１）：原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone)、緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective action Planning Zone)

注２）：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。）の許可等の区分による

第６節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第１　原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

ＰＡＺにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってＰＡＺの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

・警戒事態(※施設敷地緊急事態(原災法 10 条事態)に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等)
・施設敷地緊急事態(原災法第 10 条に規定する事態)
・全面緊急事態(原災法第 2 条第 2 号に規定する原子力緊急事態)

また、ＵＰＺにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置(屋内退避)を原則実施することとする。

通報事象と基準	施設敷地緊急事態 (原災法 10 条)	全面緊急事態 (原災法 15 条)
敷地境界付近での放射線量の検出	5μSv/h 以上	500μSv/h 以上
排気筒等からの放出による敷地境界での放射性物質の検出	5μSv/h 相当以上 累積放出量 50μSv/h 以上に相当	500μSv/h 相当以上 累積放出量 5mSv/h 以上に相当
火災、爆発等に起因した管理区域外での放射線量　　又は 放射性物質	50μSv/h 以上 又は 5μSv/h 相当以上	5mSv/h 以上 又は 500μSv/h 相当以上
事業所外運搬での放射線量の検出	100μSv/h 以上	10mSv/h 以上
臨界事象(原子炉外)	臨界事故発生あるいはその蓋然性が高い	臨界状態

第２　放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、ＵＰＺ及びＵＰＺ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(ＯＩＬ：Operational Intervention Level)と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

必要な防護措置に関しては、第 3 章第 4 節第 1 に記載のある〔緊急事態区分に応じる市の防護措置〕のとおりである。

第７節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、「龍ケ崎市地域防災計画(地震災害対策計画編)」第 1 章第 4 節に定める「防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」に準拠する。

第２章　原子力災害事前対策

第１節　基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第２節　緊急時モニタリング実施体制

市は、地域防災計画(原子力災害対策計画編)の作成、市民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策(屋内避難等)、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、県と密接な連携を図り、実施するものとする。

市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り、実施するものとする。

第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等)については、事前に、民間事業者との間で協定を締約しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が観念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、固有財産の有効利用を図るものとする。

第４節　情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、所在・関係周辺市町村と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

第１　情報の収集・連絡体制の整備

１　市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、所在・関係周辺市町村との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先(電気、ガス、輸送通信、医療、等の公益的事業を営む法人)

・防護対策の決定者への連絡方法(報告内容、通信手段、通常の意思決定者が不在の場合の代替者(優先順位つき)を含む。)
・関係機関への指示連絡先(夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段(衛星電話等非常用通信機器等)や連絡先を含む。)

2　機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

3　非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会(国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成)と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進をはかるものとする。

4　移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話、業務用移動通信、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

5　関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

第２　情報の分析整理

1　人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2　原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

第３　通信手段・経路の多様化

市は、国・県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、事前に緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

1　防災行政無線の整備

市町村防災行政無線については同報系・移動系の設置を推進する。なお、この場合、同報系にあっては、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

2　災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

3　機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話等を原子力防災への活用に努めるものとする。

4　災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

5　通信輻輳の防止

市は、ハイブリッドIP無線の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、事前に非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。

6　非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備(補充用燃料を含む。)し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置を図るものとする。

7　保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第５節　緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、事前に必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第３章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

第１　警戒態勢に必要な体制等の整備

1　市は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合(以下、この節及び第３章第３節第1.以降に同じ。)、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、事前に非常参集職員の名簿等を作成し、参集基準を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

2　警戒本部の立ち上げ準備体制

市は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県との連絡体制を確立して、事前に職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

3　警戒本部の体制

(1)　警戒本部は、「龍ケ崎市地域防災計画(地震災害対策計画編)」を準拠とした体制とするが、以下の通りとする。

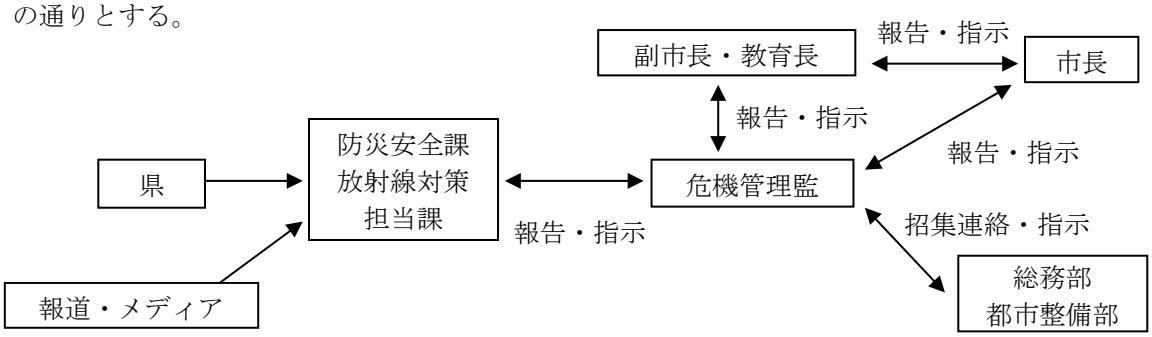

ア　警戒本部設置の責任者は、危機管理監とする。なお、危機管理監に事故があるときは防災安全課長がその職務を代行する。

イ　危機管理監は、災害状況を把握するとともに、警戒本部を設置し、市長、副市長及び教育長に報告する。

ウ　危機管理監は、警戒本部を構成する各部長に招集連絡を行う。

エ　各部長は、配備された職員に「龍ケ崎市地域防災計画(地震災害対策計画編)」の定めるところにより緊急事態応急対策の実施を指示する。

オ　警戒本部の設置場所は、市役所庁議室とする。

(2)　警戒本部の立ち上げ準備体制

部　名	掌握事務	責任者・担当課(職員)等
事務局	・各部との連絡調整 ・県との連絡調整 ・国及び県からの情報収集 ・警戒本部内の事務 ・市民からの問い合せ対応 ・参集職員の把握と各部(班)への配置 ・緊急事態応急対策に関する物品(無線機、災害時優先電話、雨具、懐中電灯、食糧等)の準備	(責任者) ・危機管理監 (担当課) ・防災安全課 ・生活環境課 ・人事行政課
応援部 (上記以外のすべての部等)	・所管する施設の被害・人的被害等の情報収集 ・本部からの指示、要請に基づき応援	本部長が指定する職員

第２　災害対策本部体制等の整備

１　市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について事前に定めておくものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要になった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制について事前に定めておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者を事前に取り決めておくものとする。

２　災害対策本部の体制

災害対策本部は、「龍ケ崎市地域防災計画(地震災害対策計画編)」を準拠とした体制とする。

なお、緊急モニタリングについては、応急対策部飲料水確保班が実施するものとする。

第３　長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制を事前に整備しておくものとする。

第４　広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、茨城県広域避難計画に基づき、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング(「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。)等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備を向けて、国及び県の協力のもと、市町村間の応援協定締約の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

第５　モニタリング体制等

1　緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して実施する。

2　市の体制

市は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時モニタリングにおいて、国及び県をはじめとする関係機関との協力・連携を図り、併せて状況により市が保有する測定機器(ＰＡ－1000Ｒａｄｉ、ＴＣＳ－172Ｂ)を使用して、定点測定の対象施設における空間放射線量を測定し、その結果を市公式サイト等で速やかに市民へ公表する。

第６　専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者より警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ県に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第７　放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備(人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等)を行うものとする。

第８　複合災害に備えた体制の整備

市は国及び県と連携し、複合災害(同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画に事前に定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第９　人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第６節　避難受入れ活動体制の整備

第１　避難計画の作成

市は、ＵＰＺ外(概ね30ｋｍ以上)であるため、原子力緊急事態等が生起した場合、屋内退避を行うことを原則とする。このため、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。屋内退避の迅速な実施のためには、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、ＰＡＺ及びＵＰＺ内の市町村においては、市町村区域外への広域避難が必要となるため、当市においても茨城県広域避難計画に基づきその避難の支援及び避難者の受入れをするため、避難元市町村と調整し計画を策定するものとする。

第２　指定避難所等の整備

1　指定避難所の考え方

市は、原則として茨城県広域避難計画において指定された指定避難所を所在・関係周辺市町村からの避難者の受入れ避難所として整備する。

2　指定避難所等の整備

市は、小・中学校等公共的施設等を対象に、避難や避難退域時検査等の場所をその管理者の同意を得て指定避難所等として事前に指定するものとする。

また、市は避難所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所が指定避難所として使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難や避難退域時検査等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

3　避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、国及び県と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

4　広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、国及び県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能なよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等を事前に決定しておくよう努めるものとする。

5　応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、事前に調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、事前に供給体制を整備しておくものとする。

6　被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

7　指定緊急避難場所における設備等の整備

市は、国及び県と連携し、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

8　物資の備蓄に係る整備

市は、国及び県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

第３　避難行動要支援者・要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

1　避難行動要支援者への対応は、龍ケ崎市地域防災計画(地震災害対策計画編)及び龍ケ崎市災害時避難行動要支援者避難支援プランによるものとする。この他、放射線の影響を受けやすい要配慮者(乳幼児等)について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、取り組むものとする。

2　市は、県の協力のもと、避難行動要支援者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、災害時等避難支援計画の整備に努めるものとする。また、放射線の影響を受けやすい要配慮者等(乳幼児等)については十分配慮するものとする。

3　病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

4　社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

第４　学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生(以下「生徒等」という。)の安全を確保する。

災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールを事前に定めるよう促すものとする。

第５　広域避難受入れ計画

市は、「原子力災害時における広域避難受入れ協定」を締結している福島県いわき市(平成 29 年 12 月締結)、茨城県ひたちなか市(平成 30 年 3 月締結)の広域避難のための受入計画を策定する。

第７節　救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

第１　緊急被ばく医療活動体制の整備

市は、国及び県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

第２　安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、原子力緊急事態等安定ヨウ素剤の服用の準備が必要な場合は、県と連携して適時・適切な配布・服用ができるように体制を整備する。

【緊急時における配布体制の整備】

1　市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等について事前に定めるものとする。

2　市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等を事前に準備しておくものとする。

3　市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

第８節　住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

市は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等へ的確な情報を常に伝達できるよう、体制、市町村防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について事前にその方法、体制等について定めておくものとする。

市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、ＣＡＴＶ、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第９節　原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

市は、国、県と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

○放射性物質及び放射線の特性に関すること
○原子力施設の概要に関すること
○原子力災害とその特性に関すること
○放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
○緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
○一時集合所、指定避難所に関すること
○要配慮者等への支援に関すること
○緊急時にとるべき行動
○指定避難所での運営管理、行動等に関すること

市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第 10 節　防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び県・防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

○原子力防災体制及び組織に関すること
○原子力施設の概要に関すること
○原子力災害とその特性に関すること
○放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
○モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象予測や大気中拡散予測の活用に関すること
○原子力防災対策上の諸設備に関すること
○緊急時に市(町村)、県及び国等が講じる対策の内容
○緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
○放射線緊急被ばく医療(応急手当を含む。)に関すること
○その他緊急時対応に関すること

第 11 節　防災訓練等の実施

第１　防災訓練計画の策定

住民に対する情報伝達の向上や住民に原子力災害時にとるべき行動や留意点等ついて、実際に体験し身体で理解してもらうなど原子力防災に関する知識の普及と意識の向上を図るため、地震災害対応訓練等と連携した防災訓練を実施するものとする。また、県が実施する広域避難訓練等に参加して避難受入れ要領の向上を図る。この際、次の訓練項目に着意する。

1　緊急時通信連絡訓練
2　緊急時モニタリング訓練
3　緊急被ばく医療訓練
4　住民に対する情報伝達訓練
5　住民避難・交通規制訓練(広域避難訓練)
6　安定ヨウ素剤の服用の効果や服用上の注意事項などの説明

第２　訓練の実施

市は、国、県が実施する訓練等と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

第３　実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第 12 節　災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第３章　緊急事態応急対策

第１節　基本方針

本章は、原子力事業者から警戒事象又は特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の市としての緊急事態応急対策を中心に示したものである。

第２節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第１　特定事象等発生情報等の連絡

1　市は、県から警戒事象又は特定事象の通報があった場合、警戒本部を設置するものとする。

2　市と県等との間の通信連絡は、原則として図１により行うものとする。

なお、県災害対策本部設置前における県の担当課は、防災・危機管理部原子力安全対策課である。

図１　通　信　連　絡　系　統

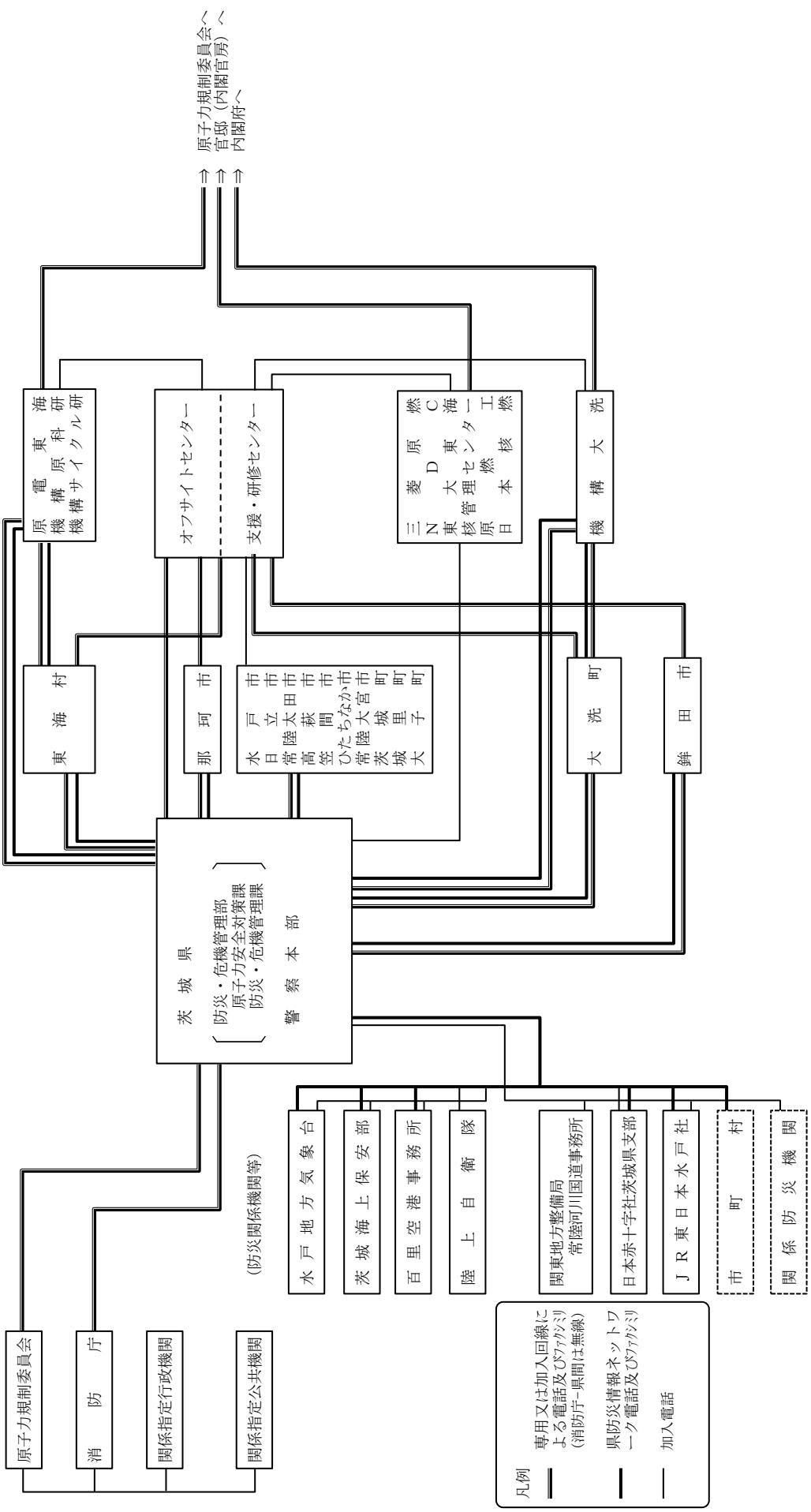

注）官邸（内閣官房）、内閣府への連絡は特定事象発生以降

第２　応急対策活動情報の連絡

１　警戒事象又は特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(1)　市は、通報を受けた事象に対する問い合せは、県へ簡潔、明瞭に行うものとする。

(2)　市は、指定地方公共機関等との間において、県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

(3)　市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密にするものとする。

２　原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

市は、県の対策本部と連携し、施設の状況の把握、モニタリング、情報の把握、医療関係情報の把握、屋内避難状況の把握等を行い、常時継続的に情報を収集するとともに、緊急事象対策について必要な調整を県、指定公共機関等と行うものとする。

第３　一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第４　放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、国及び県が実施する緊急時モニタリングに市が保有する測定機器（ＰＡ－1000Ｒａｄｉ、ＴＣＳ－172Ｂ）を使用して、状況により定的測定により協力するものとする。

また、県から屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング結果等の把握に努めるとともに、気象予測や大気中拡散予測による当市への影響も予測し、対策を検討するものとする。

第３節　活動体制の確立

第１　市の活動体制

１　事故対策のための警戒本部

(1)　警戒態勢

市は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国及び県と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため事前に定められた警戒態勢をとるものとする。

(2)　情報の収集

市は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、国及び県との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

(3)　警戒本部の解除

警戒本部の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

ア　災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ　災害対策本部へ移向したとき。

2　災害対策本部の設置等

(1)　市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は県が災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部を設置するものとする。

(2)　災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

ア　県が災害対策本部を廃止したとき。

イ　災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

3　災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

第２章　原子力災害事前対策による。

第２　応援要請及び職員の派遣要請等

1　応援要請

市は、必要に応じ、事前に締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

2　職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

第３　防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1　防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意するものとする。

2　防護対策

市は、国及び県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

3　防災業務関係者の放射線防護

防災業務関係者の放射線防護については、事前に定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

第４節　屋内退避、避難受入れ等の防護活動

第１　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

1　市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言(原災法 15 条事象)を発出された場合は、必要に応じて、予防的防護措置(屋内退避)を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国及び県から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたＯＩＬの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避を実施する。

なお、市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

2　所在関係市町村が、市の区域を越えて避難している場合は、県広域避難計画に基づいて避難者の受入れを行うものとする。

〔緊急事態区分に応じる市の防護措置(ＰＡＺ外の区域)〕

区　名	防護措置
警戒事態	【避難】 ・ＰＡＺ等内の要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
施設敷地緊急事態 (原災法10条の通報すべき基準を採用。ただし、一部事象については、全面緊急事態に変更)	【避難】 ・ＰＡＺ等内の要援護者の避難受入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
全面緊急事態 (原災法 15 条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。ただし、一部事象については原災法 10 条より変更)	【避難】 ・避難者の受入れ 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置の対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段・スクリーニング場所確保等)への協力

〔ＯＩＬ区分に応じる防護措置〕

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="4">初期設定値(注１)</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急防護措置</td><td>ＯＩＬ1</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="4">500μSv/h
(地上1mで計測した場合の空間放射線量率
(注２))</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)</td></tr>
<tr><td>ＯＩＬ4</td><td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td colspan="4">β線：40,000cpm(注３)
(皮膚から数cmでの検出器の計数率)

β線：13,000cpm(注４)【1ヶ月後の値】
(皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td><td>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>ＯＩＬ2</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物(注５)の摂取を制限するとともに、住民等を一時移転させるための基準</td><td colspan="4">20μSv/h
(地上1mで計測した場合の空間放射線量率
(注２))</td><td>１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限(注６)</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>ＯＩＬ6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="4">0.5μSv/h(注６)
(地上1mで計測した場合の空間放射線量率
(注２))</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ＯＩＬ6</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種(注７)</td><td colspan="2">飲料水
牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td rowspan="5">１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td colspan="2">300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg
(注８)</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td colspan="2">200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td colspan="2">1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td colspan="2">20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

(注１)「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

(注２) 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

(注３) 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm^{2}の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm^{2}相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

(注４) (注４)と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm^{2}相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

(注５)「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

（注６）実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

（注７）その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ-2におけるＯＩＬ6値を参考として数値を設定する。

（注８）根菜、芋類を除く野菜類が対象。

（注９）ＩＡＥＡでは、ＯＩＬ6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ3、その測定のためのスクリーニング基準であるＯＩＬ5が設定されている。ただし、ＯＩＬ3については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第２　安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国及び県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

１　緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県が指示することとされている。

２　市は、国及び県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力等により、事前に代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

第３　避難行動要支援者への配慮

１　市は、国、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難生活、健康状態の把握に努めるものとする。また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

２　病院等医療機関、社会福祉施設は、多くの避難行動要支援者が入院(所)している可能性が高いため国や県、市からの避難行動要支援者に向けた情報について、把握に努め、安全の確保を徹底するものとする。

第４　学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生した場合は、教職員指示のもと屋内退避するものとする。また、事前に定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡し、県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第５　不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、大型商業店舗、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難指示等があった場合は、屋内避難させるものとする。

第５節　飲食物の出荷制限、摂取制限等

市は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

市は、原子力災害対策指針に基づいたＯＩＬの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

飲食物等の摂取制限に関する指標は、第３章第４節第１に記載のある〔ＯＩＬ区分に応じる防護措置〕のとおりである。

第６節　医療活動

市は、国及び県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

第７節　住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民等の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第１　住民等への情報伝達活動

1　市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

2　市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、事前にわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

3　市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測や放射性物質の大気中拡散予測等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市(町村)が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や指定緊急避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、住民等の安定並びに要配慮者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

4　市は、十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。

5　市は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定緊急避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

第２　住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第４章　原子力災害中長期対策

第１節　基本方針

本章は、原災法第 15 条第４項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第２節　放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第３節　各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第４節　住民等の健康影響調査等の実施

第１　健康影響調査・健康相談

1　県は、国及び所在・関係周辺市町村長とともに、防護対策を講じた地域住民等に対して、独立行政法人日本原子力開発機構・原子力緊急時支援・研修センター等の専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査(健康診断等)及び心のケアを含む健康相談を実施する。

2　健康影響調査は、必要に応じ、茨城県医師会、茨城県放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤師会及び茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施する。

第２　飲料水・食品の安全確認

県は、飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後において、必要に応じ、飲料水及び食品の放射能測定を実施し、その安全性を確認する。

第５節　放射性物質の除去等

平成 24 年度本市の除染実施計画に位置付けた施設について詳細測定を行い面的に空間放射線量が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の施設について除染を行う。なお、局所的に空間放射線量が高い箇所(マイクロスポット)は、面的な除染が終了したのち、随時測定を行い、除染を実施する。

第６節　風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第 7 節　心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。